

論 説

オランダ環境アセスメント制度の運用

金 井 利 之

目次

序

1 観察対象

2 事業運営

2-1 選 別

- (1) 判 別
- (2) 免 除
- (3) 州条例指定
- (4) 自 発

2-2 指 針

- (1) 開始通知
 - ① 内 容
 - ② 作業方法
- (2) 指針助言
 - ① 作 業
 - ② 内 容
- (3) 指 針
 - ① 作 成
 - (ア) 誘 導
 - (イ) 裁 量
 - ② 補充指針

2-3 作 成

- (1) 総 説
 - ① 誘 導
 - ② 影 響 力
- (2) 内 容

① 指 針

② 目標・課題設定

③ 提案・代案為

- (ア) 記 述
- (イ) 合理的代案
- (ウ) 民間起導者・政府起導者
- (エ) 代案の種別
 - 1) 選好代案
 - 2) 最親環境代案
 - 3) 零代案
 - 4) 零加代案
 - 5) 実施代案
 - 6) 目標設定代案
 - 7) 立地代案
 - 8) 時間代案

④ 関連決定

⑤ 現状・自動進展

- (ア) 環 境
- (イ) 現 状
- (ウ) 自動進展

⑥ 環境帰結

⑦ 比 較

⑧ 欠落知識

⑨ 要 約

(3) 方 法

- ① 形 式
- ② 作業方法
- 2-4 判 定
 - (1) 総 説
 - (2) 受容性判別
 - ① 受 容
 - ② 事前審査
 - (3) 審 査
 - ① 総 説
 - (ア) 審査基準
 - (イ) 審査結果
 - (ウ) 作 業
 - ② 審査事例
 - (ア) [事例 2]
 - (イ) [事例 3]
 - (ウ) [事例 4]
 - 1) 概 説
 - 2) 直接の主題
 - 3) 間接の主題
- 3 調達運営
 - (1) 概 説
 - (2) 環境影響報告委員会
 - ① 委 員
 - ② 専門性・独立性
 - ③ 事 務 局
 - (3) 州間協議会
- 4 回 転
 - 4-1 維 持
 - (1) 総 説
 - (2) 選 別
 - ① 見解表明
 - ② 「悪意の裁断」
 - (3) 作 成
 - (4) 判 定
 - ① 欠陥是正
 - ② 狭義補充
 - ③ 補充審査助言
 - (5) 決 定
 - ① 総 説
 - ② 拡張決断根拠
- (6) 評 価
 - ① 総 説
 - ② 内容・作業方法
- (7) 争 訟
 - ① 間 接 性
 - ② 限 定 性
 - ③ 選 別
- 4-2 弁 証
 - (1) 総 説
 - ① 留 保
 - ② 政策間対立
 - ③ 「不偏」弁証
 - (ア) 直接結果
 - (イ) 間接結果
 - ④ 仕組弁証・運営弁証
 - (2) 仕組弁証
 - ① 手 続
 - (ア) 手続進行
 - (イ) 手続期間
 - ② 主体・条件
 - (ア) 周与主体・運用機関
 - (イ) 条 件
 - (3) 運営弁証
 - ① 方 法
 - ② 事例比較
 - (ア) 廃棄物処分場
 - (イ) 有機肥料施設
 - (ウ) 汚泥回収
 - (エ) 熱電併給
 - (オ) 肥料加工
 - ③ 結 論
 - (ア) 関係資料調査
 - (イ) 面接調査
 - (4) 総 括

終

参考文献等

序

本稿の目的は、オランダのいわゆる環境アセスメント制度の運用を、一般的な行政制度の運用の観察枠組に従って紹介し、オランダ行政・政策研究、および、環境アセスメント制度の比較研究の、基盤的知見を紹介しつつ、一定の解釈を付与するものである。環境アセスメント制度の仕組みに関しては、別稿に記述しており、本稿はこの別稿を前提としているので、参照されたい（金井 1999）。観察枠組は、基本的には旧稿で使用了ものを利用するが、若干の削除と付加がされている（金井 1994-96: (3) - (5)）。第1は、旧稿では「環境」とされていたものを、「周与」と呼換えてある。第2に、事業運営の内容は、手続段階に即して区分されている。第3に、事業運営・調達運営の後に、「回転」という領域を追加している。これらを合わせて、運用と呼ぶ。但し、運用のもう1つの要素である「変化」については、扱わない。また、回転は、大きくは、「維持」と「弁証」に分かれる。

なお、本稿で「事例」とするものは、それぞれ環境影響報告委員会の助言である。[事例1・2・3]は、住宅立地を含む州地域計画(streekplan)改訂の環境影響報告であり、[事例1]は指針助言、[事例2・3]は審査助言である。このうち、[事例1・2]は同一案件である。[事例4・5]もスキポール空港拡張という同一案件であり、[事例4]は審査助言、[事例5]は補充審査助言である（Cmer 1992a, 1993, 1994a, 1994b, 1995a）。

1 観察対象

本稿の対象は、オランダの環境アセスメント制度であるが、具体的には、環境影響報告制度(milieu-effectrapportage, mer)である。その中心は、環境影響報告書(milieu-effectrapport, MER)を作成させることであ

るが、それに係る一連の活動が環境影響報告制度である (Ammerlaan & Rood 1994: 97)。環境影響報告制度は、オランダの行政制度の中では、例外的に、日本での紹介が多い対象である (国立国会図書館調査立法考査局 1992a, 1992b, 1992c, 1992d, 環境影響評価制度総合研究会 1996, 環境庁企画調整局環境影響評価課 1995, 松村 1996, 1997a, 1997b, 大塚 1996, デ・ボア 1996, 井村 1996, 倉阪 1996, 加藤 1996, 長谷 1993, 東京海上 1992, 金井 1999)。従って、本稿は、行政学の一般的な観察枠組を用いて、環境影響報告制度の運用の特徴を観察することが主眼である。

2 事業運営

2-1 選 別

環境影響報告制度の公式手続は開始通知から始まるが、その前提は、対象の特定である。対象設定における確定型の他は、事業運営における選別に、その具体的な特定が委ねられている。具体的には、判別、免除、州条例指定、自発である。

(1) 判 別

判別の決定は、周与主体である有権当局に委ねられ、運用機関が直接に行わない。従って、運用機関は、仕方に関する情報・知識を提供して、間接的に起導者・有権当局を誘導しようとする。これが、住宅空間整序環境省が開発した、判別手法 (beoordelingsmethodiek) の機能である (VROM & LNV 1994a: 119-123)。判別手法はあくまで、周与主体に対する「手助け (handreiking)」である。判別手法は、質問リスト (vragenlijst) への記入という形態である。質問リストは、起導者が営為の特徴を記入する部分と、有権当局が判別のために記入する部分とからなる。この判別手法は、重要帰結ないし不確実性の有無を突き止めることを目差す。

第 1 に、起導者は、提案営為に関する特徴を、質問リスト 1 によって回

答する。有権当局は営為の規模や立置に関する認識が得られる。また、起導者は営為の介入性に関する意識を持ち、環境態度への改善も期待される。記入事項は、一般的情報、工程資料 (procesgegevens)、土壌・地下水、排出、交通・輸送、生態的・文化歴史的・景観的価値、空間整序などである。多くの質問は「はい (ja) / いいえ (nee)」の形態である。これは、明解化と短時間処理のためである。有権当局は、起導者の記入した回答の正確性・充分性を検査する。第2に、有権当局は、質問リスト2 A (deel A) に記入し、生じ得る大きな影響を特定する。相対的に小さな帰結は外される。質問は、環境側面 (milieu-aspect) ごとに二段式である。1つは、当該環境側面において、帰結があり得るかである。「はい」とのときには「大きな影響」として確定される。2つは、この質問に回答するための補助質問群であり、いくつかは該当すると「大きい」となる。第3に、有権当局は質問リスト2 B への記入を通じ、生じ得る大きな影響の重大性・意義・利害を判別する。例えば、影響の出現の蓋然性、影響の一時性ないし恒久性、影響の可逆性、緩和方策 (mitigatie maatregelen) の可能性などである。判別の基準は、法定規範や有権当局が確定した環境・空間整序政策である。これらが、中心基準である性質・規模・立置などの環境影響報告制度の法定条件と結合される。第4に、「特殊事情」かどうかを通じて、環境影響報告書の要不要を有権当局は決断する。

なお、この段階で得られた情報は、後の段階の事業運営にも有用である。質問リストの記入事項は、若干の修正によって、開始通知にそのまま使える。また、不確実性に関する認識は、指針を作るときの重要な入力になる。

(2) 免 除

免除の事業運営は、法定条件への運用本省機関の解釈に係るが、法定条件より詳細な選別基準は明らかではない。また、環境影響報告委員会に諮問されるが、委員会助言の重要性は、指針助言・審査助言ほどは明かではない。作業は、現地訪問を加えて、審査作業と同様の方法で、作業集団に

よって行われる。作業集団は免除を与える条件を満たすかを助言する。また、申請が不十分な情報しか含まないときには、免除を認めないという助言を行う (Cmer 199X: 12)。免除の事例としては、以下のようなものがある。天然ガス・石油の放出のために、累層水 (formatiewater) を地中に注入する営為に関し、以前に南東ドレンテ (Zuid-Oost Drenthe) において環境影響報告書を作成した。同様の営為を、フローニンゲンのボルフスヴィア (Borgsweer) とロッテルダム近辺の西ネーデルラント (West-Nederland) で行う際に、類似として免除が認められたものがある。なお、これまでのところ、「早急に企図することへの一般利益」に該当した免除の事例はない (VROM & LNV 1994a: 41)。なお、かつて多かった「重要な負の帰結のない事情」による免除は、法定条件の変更により不可能となり、現在では免除の件数は減少した。

(3) 州条例指定

州条例指定の事例としては、1993年3月1日施行のヴァッデン区域 (Waddengebied) に関する州条例指定がある。ヴァッデン区域に関連する北ホラント・フローニンゲン・フリースラントの三州が合同 (gezamenlijke) して、環境影響報告に係る同一条文の州環境条例を定めたのである (ヴァッデン区域州条例第5.3節 (Titel))。ヴァッデン区域とは、ヴァッデン海 (Waddenzee) とそれを境界とする自治体の区域である。ヴァッデン海とは、1993年2月のヴァッデン海計画中核決断第3部 (deel 3 van de PKB-Waddenzee) に添付されているヴァッデン海文書 (Nota Waddenzee) の地図に示された区域である。その点で、指定条件にある「特別意義」があると選別された (VROM & LNV 1994a: 289-296)。

具体的な対象設定は、条例別表第8Bによって、営為・場合・決定の形態に従って行われている (条例第5.3.1条第1項)。但し、航路の建設、航空用地の建設・改造・利用、土地埋立・干拓・堤内化などに関しては、「全ての場合」として裾切りはない。また、免除の可能性も設定され、運用機関である州執政部に対して行われる (条例第5.3.2条―第5.3.9条)。

表 2-1(4)

VROM & LNV 1994a : 43

自発型環境影響報告の事例

- ▶ フレーヴェリンゲン淡水・塩水?
- ▶ ブレダ都市圏保養用地広域騒音立地調査
- ▶ エメス淡水喪失（ガス組合）
- ▶ ラムスボル政策分析（仕切堰）
- ▶ NAM 鉱山残土回収（フェーングム）
- ▶ 浚渫汚泥指針
- ▶ オッセンドレヒト補給場
- ▶ アエルヴィンケル・ゴルフ場
- ▶ ボクステル南方開放道路
- ▶ 廃棄物十年要領（廃棄物協議機関）
- ▶ アーンレフ日掃保養（アメラント）
- ▶ ノルフ地下ガス貯蔵
- ▶ AKZO ロッテルダム・アルキル化アルミニウム生産拠点

(4) 自 発

自発型環境影響報告の適用の同意は、運用本省機関が直接に行う。適用は義務ではないから、有権当局・起導者がまず適用の要請を行うことが前提となる。従って、運用本省機関は、自発的適用の事例を示して、有権当局・起導者に対して、間接的な関与を試みる。1994年までの適用事例は13事案である（表2-1(4)）。適用に至った理由は多様であるが、多くの場合において、営為が本質的な環境帰結をもたらすことが予期され、前もって明示的な関心を払い、認識を得る必要が生じたことが挙げられる。また、実例からは、環境影響報告が義務でない中規模営為で、環境側面に統合的なイメージが求められたときが多い（VROM & LNV 1994a : 42-43）。あるいは、いわゆる戦略的環境アセスメントの試みも、自発型として行われている（Verheem 1996 : 88, Wood 1997 : 280）。

2-2 指 針

(1) 開始通知

起導者に良質の開始通知 (startnotitie) を提出させることは、環境影響評価制度の最初の事業産出であるが、同時に、この開始通知は環境影響評価制度にとっては、重要な情報資源の調達運営でもある。開始通知は、それ自体を公表することで、周与に情報を提供するとともに、環境影響報告書での代案の範囲と収集情報の深度を示す。開始通知は起導者が作成するのであり、運用機関はこれに間接的にしか関与しない。そこでは、条件・手続などの仕組を前提に、内容と作業方法の点から情報提供することで、事業運営が行われる (VROM & LNV 1994a: 46)。

① 内 容

内容に関わる令定条件は、氏名・住所、目標、営為の規模・性質・場所、関連決定、環境帰結である。しかし、この令定条件だけでは起導者の行動を適切に制御できないため、運用機関は、不明確な条件に関する説明と事例とを示す。

課題設定・目標 (probleemstelling en doel) は、代案の範囲画定に影響する。例えば、提案営為が新規道路の建設であっても、課題・目標が異なると代案も異なる。目標が AB 間の交通連絡の改善ならば、代案は、新規道路の画線、既存公共交通の活用の可能性、鉄道新線の建設などとなる。これに対して、目標が AB 間交通の危険・渋滞の改善ならば、既存道路の高規格化、バイパスによる既存の隘路の解消、高速・低速交通の分離、新規道路の面線などとなる。つまり、課題設定は代案の絞込み (zooming) の妥当性に影響するのである。規模・性質・場所の概略も、想定される代案や、最親環境代案への方策などを示すことになる。

〔事例 1〕における関連決定の概観は、表の通りである (表 2-2(1)①)。関連決定では、第 1 に、環境影響報告書が作成される決定の種別が問われる。すなわち、廃棄物十年要領 (Tienjarenprogramma Afval) や電力供給構造大枠 (Structuurschema Elektriciteitsvoorziening) のような戦略的計画の決定に係るのであれば、代案は漠然としたものとなる (AOO 1992, EZ 1994)。これに対して、肥料工場の許可などのような具体的プロジェクト

表2－2(1)①（その1） Cmer 1992a：32，34

既定決定の概観
Overzicht van eerder genomen besluiten

Ruimtelijke Ordening

- Vierde Nota over de Ruimtelijke Ordening (1988)
- Vierde Nota over de Ruimtelijke Ordening Extra (VINEX 1991)
- Werkdocument Geleiding van de mobiliteit door een locatiebeleid voor bedrijven en voorzieningen
- Perspectieven schets Ruimtelijke Ordening - 2015 (1991)
- De Randstad op weg naar 2015; Studienota verstedelijkking Randstad 1995 - 2015 (1990)
- Structuurschets voor de landelijke en stedelijke gebieden (1989)
- Interprovinciale Verstedelijkingsvisie op de Randstad (1990)
- Streekplan Amsterdam Noordzeekanaalgebied (1987)
- Structuurvisie Noord-Holland 2015
- Bestemmingsplan Guisveld (1992)

Volkshuisvesting

- Nota Volkshuisvesting in de jaren negentig (1990)
- Bouwen in het Zaanse Milieu (1991)

Milieu

- Nationaal Milieubeleidsplan (NMP, 1989)
- Nationaal Milieubeleidsplan Plus (NMP-plus, 1990)
- Derde Nota Waterhuishouding (1989)
- Milieubeleidsplan provincie Noord-Holland
- Nota Waterhuishouding Provincie Noord-Holland

Landbouw, Natuur en Landschap, Recreatie

- Structuurschema Landinrichting (1986)
- Structuurnota Landbouw (1990)
- Structuurschema Natuur en Landschapsbehoud (1984)
- Natuurbeleidsplan (1990)
- Meerjarenplan Bosbouw (1986)
- Structuurschema Openluchtrecreatie (1984)
- Structuurschema Landbouw, Natuur en Openluchtrecreatie (i.o.)
- Visie op Landschap (1991)
- Beleidsnota Natuur en Landschap in Noord-Holland (1987)
- Beleidsplan Recreatie en Toerisme van de provincie Noord-Holland (1987)
- Van Nota ecologisch beheer naar Regeling ecologisch beheer in Noord-Holland (1989)

(その2)

- Nota Landinrichting voor de provincie Noord-Holland
- Randstad groenstructuur in Noord-Holland, beleidsvisie (1990)
- Beleidsnota Natuur en Landschap, Deelnota ecologische structuren en natuur- en landschapsbouw, beleidsvisie ontwikkeling provinciale ecologische hoofdstructuren (1991)
- Provincie ecologische hoofdstructuur (1991)
- Verbindingszones in de ecologische hoofdstructuur van de provincie Noord-Holland (verschijnt binnenkort)
- Globale begrenzing Tweede fase relatienota en natuurontwikkeling op landbouwgrond (1991)

Verkeer en Vervoer

- Tweede Structuurschema Verkeer en Vervoer (SVVII, 1990)
- Plan van Aanpak Schiphol en omgeving

Economie

- Rijks Regionaal Economisch Beleid
- Provinciale Nota Economisch Beleid

(i.o. = in ontwikkeling)

に係るのであれば、代案も、加工技術、騒音防止策、搬入搬出経路などの具体的なものとなる。第2に、既定決定やその法的拘束性が重要である。例えば、道路画線においては、第2次交通・輸送構造大枠（Tweede Structuurschema Verkeer en Vervoer, SVV II）、第4次空間整序構想補充版（Vierde Nota over de Ruimtelijke Ordening Extra, VINEX）、全国環境政策計画（Nationaal Milieubeleidsplan, NMP）などが、枠付け決定である（V&W 1990, VROM 1993, 1989）。用途計画で工業用地を確定するときには、地域計画、州環境政策計画、自治体の関連文書（nota）などが枠付けとなる。このように、既定決定が代案の幅を狭めるときには、有意味な代案を排除しないように、代案の候補リストを明示すべきである。また、近年は公式決定ではない協定（convenanten）が多用され、実質的には行動の幅を狭めることもある。協定は環境影響報告書の作成される決定ではないから、代案の範囲は協定によって狭くされるべきではない、というのが運用機関の見解である（VROM & LNV 1994a: 47-50）。

② 作業方法

開始通知の作成でも、起導者と有権当局との非公式協議は有用である。但し、これは義務ではないし、実際にも協議はされないことも多い。しかし、非公式協議は互いを知り、その後の意思疎通を容易にする利点がある。特に、有権当局がどの点を重視しているのかが、明らかになることに意味がある（VROM & LNV 1994a: 50-51）。運用機関は、起導者と有権当局の相互緊張・対立よりも、相互理解・協力による品質確保を期待している。また、開始通知は長過ぎてはいけない、とされる。実際の開始通知の分量は、多いものでA 4版60枚程度から、少ないものでA 4版1枚半程度までと多様である。同様に、内容の詳細性においても多様であり、単なる表面的なものもある。一般にはA 4版15枚から25枚くらいであり、この程度が妥当と示唆されている（VROM & LNV 1994a: 46, 50）。

地域計画には環境影響報告義務の営為が多く含まれているから、開始通知のときには、後の手続段階で問題とならないように、計画の規定する具体的なイメージを持つべきといわれる。また、国家治水機構の経験からは、開始通知の前に、既にプロジェクトの必要性についての偵察をしておくべきという。そうしないと、開始通知で示した課題設定が、環境影響報告書の作成の段階で妥当しくなくなると、他の目標のために必要だとしても、有意味な代案が検討されないため、そのプロジェクトは頓挫するからである（VROM & LNV 1994a: 50）。良質の開始通知を作成しないと、起導者自身が不利益を蒙る。

（2）指針助言

① 作 業

指針の内容は有権当局の責任であり、運用機関である環境影響報告委員会は、有権当局に指針助言を与えることで、指針の供与に間接的に関与する。また、指針助言を取入れることは、有権当局にとって義務ではない。しかしながら、実際には、専門知識などの点から、指針助言は有権当局によって重視され、その大部分が指針に採用される。つまり、指針助言が指針の原案である（VROM & LNV 1994a: 54）。その意味で、環境影響報告

委員会の実際の影響力は、法制上の単なる「助言」を超えたものであり、また、そのような影響力を獲得・維持するように、環境影響報告委員会は活動している。

環境影響報告委員会に与えられた期間は、提案當為の公表から9週である。[事例1・2]では、開始通知は1992年3月10日に作成され、3月16日に有権当局からの諮問書簡を委員会は受理し(表2-2(2)①a)、翌17日に委員会は受理した旨の書簡を有権当局に送付し、公表は3月19日であり(表2-2(2)①b)、供覧は3月19日から5月19日までで、指針助言は5月20日に行っている。[事例3]では、開始通知公表が1992年1月2日で、指針助言が2月20日である。手続編製の趣旨からいって、供覧期間中に指針助言は出さない。供覧期間中の意見参加・助言を斟酌するからである(Cmer 1992a: 28, 1994a: 15)。

委員会は案件が係ると、作業集団を構成する。実務的には、作業集団担当技術事務局職員が、電話で専門家委員に作業集団への参加を要請し、作業集団の構成が固まると、団員構成・開始通知・その他情報を委員に郵送する。担当職員は、会合日程と助言論題を企画する。作業集団の作業の定型は、現地訪問(lokatiebezoek)から始まる。作業集団成員がその土地の知識を得ることが、助言の品質を良くするからである。[事例1]では、現地訪問は4月16日であった。一般的な現地訪問の式次第は、参加者紹介、作業集団団長による環境影響報告制度・現地訪問の目的の説明、起導者による提案當為の説明、有権当局による補足説明、団員からの質疑、用地訪問、総括・最終質問である。法上助言者が参加して発言することも多い。担当職員が第1次草案の起草に要する情報を十分に集めたら、作業集団の会合を召集する。起草は過去の指針助言を参照に行われるが、最初のときには、団員への質問をもとに行う。第1次草案がまとまると団員に郵送され、意見・修正案を求める。こうして、第2次草案のための作業集団の会合が持たれる。なお、参加意見も参照されるが、一般には、担当職員は最重要の意見のみを団員に送付している(Cmer 199X: 7-8)。

表 2 - 2 (2)① a

Cmer 1992 : 24

委員会に助言を求める1992年3月16日付有権当局発書簡
**Brief van het bevoegd gezag d.d. 16 maart 1992, waarin de Commissie
in de gelegenheid wordt gesteld om advies uit te brengen**

Datum 10 maart 1992 nr 92-511167		PROVINCIE  Noord-Holland	
Onderwerp Startnotitie m.e.r. ten behoeve van nieuwbouwlakatie te Zaanstad/Oostzaan.		■ Gedeputeerde Staten Provinciehuis Dred 3 2012 HR Haarlem Postadres Postbus 123 2000 MD Haarlem Telefoon 023-14 31 43 Telefax 023 31 44 82 Telex 41736 PBNH	
Commissie voor de milieu-effectrapportage Postbus 2345 3500 GH UTRECHT			
Behandelende dienst	Milieu en Water	Telefoon 023 -143781	Afdeling 1A
Behandeld door	dhr. B. Hoogendorp	Uw kenmerk	Bijlagen div.
VERZONDEN 16 MAART 1992			
Geachte heer/mevrouw, Op 10 maart 1992 hebben Gedeputeerde Staten van Noord-Holland een startnotitie vastgesteld inzake de partiële streekplanherziening van het streekplan Amsterdam-Noordzeekanaalgebied (ANZKG) ten behoeve van de potentiële woningbouwlokaties te Zaanstad en Oostzaan. Voor deze activiteit zal een m.e.r.-procedure worden doorlopen. Ingevolge het bepaalde in artikel 41 n van de Vabm stellen wij u in de gelegenheid advies uit te brengen over de inhoud van het op te stellen milieu-effectrapport. Voornoemde startnotitie, alsmede een afschrift van de publikatie van de terinzagelegging van de startnotitie treft u bijgaand aan.			
Hoogachtend, Gedeputeerde Staten van Noord-Holland,		griffier.	
voorzitter.			
De provincie heeft vijf diensten Centrale Bestuursdienst Milieu en Water Ruimte en Groen Wegen Verkeer en Vervoer Welzijn Economie en Bestuur		Bereikbaarheid per openbaar vervoer Vanaf station Haarlem buslijnen 1, 2, 3, 71, 72, 92 en 93 van de NZH en de lijnen 140, 174, 176 en 191 van Centraal Nederland	
CS 245			

1992年 3 月19日付官報公表

Openbare bekendmaking in Staatscourant nr. 56 d.d. 19 maart 1992**PROVINCIE**

Milieu-effectrapportage (m.e.r.) ten behoeve van een partiële streekplanherziening betreffende potentiële woningbouwlokaties in de gemeenten Zaanstad en Oostzaan

Gedeputeerde Staten van Noord-Holland maken het navolgende bekend.

Ten behoeve van de besluitvorming inzake de partiële herziening van het streekplan Amsterdam-Noordzeekanaalgebied (ANZKG) zal een milieu-effectrapport (MER) worden opgesteld. Het MER heeft betrekking op onderzoek naar potentiële lokaties voor de voorgenomen bouw van 3.000 tot 5.000 woningen en de aanleg van de daarmee samenhangende infrastructuur in de gemeenten Zaanstad en Oostzaan in de periode 1995 - 2005. Het MER zal worden opgesteld door het provinciaal bestuur van Noord-Holland.

Startnotitie.

De wettelijk voorgeschreven m.e.r.-procedure is aangevangen met het opstellen van een startnotitie. De startnotitie is op 10 maart 1992 door het college van Gedeputeerde Staten vastgesteld. In de startnotitie is een nadere uiteenzetting van de voorgenomen activiteiten gegeven.

Relatie MER/partiële streekplanherziening.

Het MER zal worden opgesteld ten behoeve van de besluitvorming inzake de partiële herziening van het streekplan. Het streekplan zal worden vastgesteld door Provinciale Staten van Noord-Holland. De uitvoering van de in de Wet Algemene Bepalingen Milieuhygiëne opgenomen regeling inzake milieu-effectrapportage (m.e.r.) en het Besluit m.e.r. zal plaatsvinden door Gedeputeerde Staten (GS) van Noord-Holland. Bij Statenbesluit van 14 mei 1990 zijn deze taken aan GS gedelegeerd. Vaststelling van de richtlijnen zal conform eerder genoemd Statenbesluit plaatsvinden door GS, in overeenstemming met het advies van de Statencommissie voor Milieuhygiëne, Energie en Drinkwater.

Richtlijnen.

Voordat het MER kan worden opgesteld dienen richtlijnen te worden vastgesteld, waaraan de inhoud van het rapport dient te voldoen. Een ieder wordt in de gelegenheid gesteld opmerkingen te maken over de inhoud van de vast te stellen richtlijnen.

Ter inzagelegging.

Van 20 maart tot 19 mei 1992 ligt de startnotitie tijdens kantooruren ter inzage bij:

1. de dienst Milieu en Water van de provincie Noord-Holland, Houtplein 33 te Haarlem;
2. de dienst Milieubeheer, Amberhout 1 te Zaanstad;
3. het gemeentehuis van Zaanstad, Bannehof 1 te Zandijk;
4. het gemeentehuis van Oostzaan, Kerkbuurt 14 te Oostzaan.

Tevens liggen de stukken ook buiten kantooruren op de in die gemeenten gebruikelijke wijze ter inzage.

Inspraak.

Opmerkingen met betrekking tot de te geven richtlijnen kunnen tot 4 mei 1992 worden ingediend en moeten worden gericht aan het college van gedeputeerde staten van Noord-Holland, Postbus 123, 2000 MD Haarlem.

Voor nadere informatie kunt u telefonisch contact opnemen met de heer Hoogen-dorp (023-143781) van de dienst Milieu en Water en de heer G. Ravesteijn (023-143312) van de dienst Ruimte en Groen van de provincie Noord-Holland.

通例は、助言要綱（concept-advies）の段階で、起導者と有権当局との話し合い（bespreken）を経てから、作業集団の助言は発表される。〔事例 1〕では、5月14日に、有権当局と委員会の意見交換がされた。意見交換では、助言の内容に関して議論（discussie）はせず、不明確性を除去を図るだけである。従って、委員会は独立性を保っているといわれる。〔事例 1・2・3〕もそうであるが、委員会はほとんどの案件において、期限内に指針助言を発表している（VROM & LNV 1994a: 134-135）。但し、〔事例 4〕は、開始通知公表は1991年9月5日で指針助言が1991年12月4日なので、12週を要しており、事案が大問題であったためか、期限を過ぎている（Cmer 1994b: 33）。

期限の遵守は、委員会助言の実質的な影響力を獲得するのに、不可欠な条件である（Scholten 1996）。これに対して、有権当局による指針の供与は、期限（13週、起導者＝有権当局のとき8週延長可）を超過することが度々ある。また、この超過に関しても、何の制裁も法定されていない。しかし、この事態は必ずしも起導者を困らせない。なぜならば、実際には、指針助言の大部分は指針に採用されるため、起導者は指針助言をもとに、環境影響報告書の作成に取り掛かるからである。つまり、有権当局に期限を守らせる仕組みはなく、また、運用機関も有権当局に期限を守らせるようには運用をしない。そしてそのことが、実務的には、指針そのものよりも、指針助言を重視させることにつながる。〔事例〕では、基本的には期限内に指針が供与されている。〔事例 1・2〕では、指針は7月で延長期限内である。〔事例 3〕は、92年3月31日であるから期限内である。〔事例 4〕は、92年2月であるから、延長期限ごろといえる（Cmer 1993: 13, 1994a: 15, 1994b: 33）。

② 内 容

〔事例 1〕の指針助言の構成は、表の目次に示された通りである（表 2-2(2)②）。指針助言は、ほぼそのまま指針として利用できるように、報告書作成のポイントを詳細に指示したものとなっている。また、指針助

表 2 - 2 (2)②

Cmer 1992a : - 1

目次

	ページ
助言の要約	1
1. 序	4
2. 課題設定, 目標, 政策・決定	5
2.1 課題設定	5
2.2 提案営為の目標	7
2.3 決定	7
3. 提案営為・代案	8
3.1 総説	8
3.2 基礎資料	8
3.3 代案・変種	9
4. 環境現状・環境帰結	13
4.1 総説	13
4.2 土壌, 地下水, 表面水	14
4.3 植物相, 植生, 動物相	15
4.4 景観, 文化歴史	16
4.5 騒音, 大気, 安全, 生活環境, 保健	17
4.6 間接的影響	19
5. 代案比較	19
6. 欠落知識, 情報	20
7. 事後評価	20
8. 環境影響報告書の表出	21

言では, 参加意見への言及も明示される。冒頭に「要約」が付され, 指針助言の本文は「序」から始まり, 要約と本文で A 4 版 21 頁である。また, 別添 (bijlage) として, 助言諮問の書簡, 開始通知の公表, プロジェクト資料, 意見参加者リスト, 既定決定概観が付される (Cmer 1992a : 24-34)。「序」では, 指針助言に至った経緯が述べられる。北ホラント州は, ザーインスタット (Zaanstad) 近郊の 3000—5000 住宅の建築立地と, それに関連するインフラの整備をすべく, アムステルダム・北海運河地区地域計画 (Streekplan Amsterdam Noordzeekanaalgebied, ANZKG) の部分改訂を行うために, 環境影響報告書の作成を決定した。起導者は州執政部であり, 有権当局は州議会である。助言を作成した作業集団の構成と, 参加意見の

受理にも触れる（Cmer 1992a: 1-4）。

「課題設定」では、より広い枠組での設定を求める。過去10年間の住民動向、年別建築住宅数、交通・輸送動向とインフラ、雇用・通勤動向、都市発展の方向、環境・自然・景観・保養の動向、農園芸の動向に注意しつつ、営為が地域で果たす機能、解決を目差す課題、インフラへの要請を明らかにする。また、必要住宅数について、ザーンスタット市は2005年までに8550、北ホラント州は5000としているが、環境影響報告書では、近年の住宅必要度調査に基づく、明確な住宅数の見積をする。開始通知では、既存市街地内に2000住宅を見込んでいるが、これは土壌浄化が要するため国の補助がなければ出来ないから不確実であり、従って、新市街地に最低5000住宅の容量が必要である。開始通知では4つの立地が示されているが、参加意見にもあったように、なぜ他の立地が除外されたかを明らかにする。また、既存市街地内の不確実性と連動させた新市街地での段階的建築の可能性、密集的建築の可能性、立地組合わせの可能性にも、関心を払う（Cmer 1992a: 5-6）。

「目標」は、開始通知によれば5000住宅の建築であるが、より明快に記述するとともに、提案・代案営為の導出の仕方を明らかにする。さらに、基準（normen）、達成目標価値を作り、代案との比較の尺度（criteria）を開発する。提案は実施中の計画枠組を背景としているから、「決定」では、国・州・自治体の関連する合意、決定、政策提案を概観する。また、環境影響報告書を要する決定を明らかにし、手続や進行時間を示す（Cmer 1992a: 7）。

「提案・代案」では、その前提となる「基礎資料」が要る。5000住宅建築でも、単一新市街地立地か、既存市街地に一部を求めるのかのシナリオの違いがあり得る。この点について、開始通知には出発点の記述がないので、報告書では明らかにする。また、提案営為は要領形態（program-matische）で記載する。すなわち、住宅絶対数、1 ha 当たり住宅数、商業・学校・医療・保養など各種施設（voorzieningen）とその規模・品質、

既存市街地内住宅の可能性、住宅と施設の連関の段階化 (fasering) などであり、空間占有 (ruimtebeslag) を数値で示す。交通・輸送システム、地下水・表面水システム、エネルギー供給施設 (特に都市熱供給) も示す (Cmer 1992a: 8-9)。

「代案・変種」としては、第 1 に、立地代案について、文化歴史・視覚空間的 (visueel-ruimtelijke)・生態系の価値、土壌・地下水汚染、土壌利用による公害、地区特性 (静寂地区 (stiltegebieden) など) などの特徴に留意する。用途別の面積や、用途間の互換性を示す。開始通知では単一立地を想定していたが、委員会は、環境衡量に基づいた立地組合わせ (combinatie van locaties) も代案として求める。移動に関係する影響、将来的な交通網への計画期間の営為の位置づけも記述する。第 2 に、造作面の変種を調べる。例えば、生態的造作 (ecologische inrichting)、自己浄水システム、無自動車街区 (autovrije wijk)、高密度、都市熱供給などである。また、造作の選択と立地の選択の論理的連関性も明らかにする。第 3 に、建築要領 (bouwprogramma) の変種の可能性を探る。各代案ごとに、環境衡量から見た望ましい段階化や着工順序の変種を示す。また、住宅必要度との関係からも、柔軟に対応できる段階化も探る。これらをもとに、最親環境代案を記述するが、これは代案・変種の組合わせでもよい。委員会としては、主題別接近 (thematische aanpak) に、意義があると考え。自動車交通増大の限定、空間占有の限定、生態・景観価値の保持・強化、エネルギー・地下資源の最適利用、持続的建築・管理などである。また、零代案も比較のために記載される (Cmer 1992a: 9-12)。

「現状・自動進展」では、既存文献・記述と実施した調査をもとに記述し、不確実性は明示する。研究区域 (studiegebied) は、営為によって影響を受ける立地とその周辺であるが、環境側面ごとに区域は異なり得る。生態的に重要な区域や、交通的に関係のある区域は、考慮に含まれる。「環境帰結」では、次のような一般的指針を念頭に置く。環境帰結の推定方法とその根拠、帰結の一時性／恒久性・回復性／不可逆性・短期性／長

期性・累積性、環境側面別帰結と環境帰結間連関、緩和方策の結果予期と有効性、正負の帰結と正の進展可能性、代案間で異なる環境帰結への特別の留意などである。これらを踏まえて、現状・自動進展・環境帰結に関して、土壌・地下水・表面水、植生・動物相、景観・文化歴史、騒音・大気・安全・居住環境・保健の各環境側面への、個別的要請を示す。最後に、間接的影響として、既存市街地の機能変化、残余農業、既存保養施設、住宅取壊し、工場移転、土砂採取などにも注意する（Cmer 1992a: 13-19）。

「代案比較」は、「目標」で開発された基準・達成目標価値に基づいて行う。「欠落知識・情報」では、予測方法・資料の不確実性・不正確性（opnauwkeurigheden）、利用可能予測方法の欠如、長短期の環境帰結に係るその他の質的量的不確実性、将来の環境親和的技術の適用の不確実性などに言及する。「事後評価」としては、委員会は評価要領の創立を薦める。最初の評価時点は、自治体が計画を提出したときの審査時であり、このときには、地域計画の決定の基礎となった予期と出発点の現実性が明かとなろう。最後に、環境影響報告書の「表出」として、報告書の要約の仕方に触れる。また、報告書は簡潔にし、代案は図表にまとめ、選択肢には根拠を付し、指針からの逸脱には根拠を付け、背景資料は報告書本体ではなく別冊（bijlagen）に入れ、定義・略称・文献リストを含めることを、指示する（Cmer 1992a: 19-21）。

(3) 指 針

① 作 成

(ア) 誘 導

指針は有権当局が作成する。環境影響報告委員会が作成するのではない。このことは、繰返して運用機関によって強調される。また、指針の内容に関する直接の法令条件はない。環境影響影響報告書の法定条件は網羅的なので、それを事案ごとに具体化することになる（デ・ボア 1996: 7, 松村 1996: 70）。実際には、指針助言が、大部分は有権当局によって受け

入れられる (VROM & LNV 1994a: 51-52)。こうした仕組と運用の運用機関にとっての意義は、次のようである。

判定段階において、委員会は指針にも基づいて、審査助言を行う。この審査助言が、委員会が独自に作成した基準に基づくのであれば、有権当局は審査助言にコミットメントを感じない。審査助言が影響力を持つためには、有権当局が自身の責任において作成した指針に基づいて、委員会が審査している方が望ましい。従って、指針は有権当局によって作成されるべきである。他方、指針が有権当局の選好のままに作成されては、必要な環境情報が欠落する虞がある。指針に欠陥があれば、それに基づいて審査助言をしても、意味が少ない。そこで、指針の実際の内容は、委員会が誘導すべきとなる。それが、指針助言の役割となる。従って、これは微妙なバランスの上で、仕組まれ運用されている。

(イ) 裁 量

指針は、環境影響報告書の法定条件、開始通知、委員会指針助言、法定助言者助言、参加意見を参考にして作成される。有権当局は、委員会や起導者との意見交換を行い、どのような環境要因に集中して、どの代案のどの環境帰結に関して、詳細な情報を得るべきかという、優先順位を明らかにする (Ammerlaan & Rood 1994: 100)。有権当局は、一定の自由度を持っている (VROM & LNV 1994a: 52, 56)。

第1が、執政スコーピング (bestuurlijke scoping) である。有権当局において、指針は行政官によって準備されるが、最終的には、執政政治家が決定を行う。従って、指針には政治が重要と考える点に、絞込みがされることがある。こうなると、その他の側面が軽視される虞がある。もっとも、他方では、執政の環境影響報告制度への関わりは強化されるという利点もある。第2は、標準化 (standaardisering) である。原則は、個別案件ごとに指針を作成する。しかし、有権当局が能率性を重視するようになると、廃棄物処分場 (stortplaatsen) など、種別ごとに標準化が進む。例えば、国家治水機構の『国家インフラ決定形成手引き (Handleiding Be-

sluitvorming Rijksinfrastructuur』などである。こうなると、案件の特徴に応じた絞込みにならない。また、有権当局が標準化によって執務知識を蓄積することは、運用機関による制御の点からも注意すべきことである。しかし、類似プロジェクトに関する以前の指針の要素が使えるかどうかを考えるのは、ある意味で当然ではある。

第3に、有権当局は、指針助言から逸脱することもある。指針助言よりも多くの情報を指針が求めたものに、エルデ空港（Luchthaven Elde）滑走路延長（baanverlenging）の事例がある。起導者の課題・目標設定は経済開発にあり、そのために滑走路延長が提案された。有権当局は、既存の滑走路の利用方法の変更でも経済開発は可能であるとして、この零加代案（nul-plus alternatief）を指針で入れさせた。他方、指針助言よりも少ない情報でよいとする指針もある。ゼーウス・フランデーレン（Zeeuws Vlaanderen）の国道61号線建設において、起導者の提案する道路画線以外のルートも代案とするのが、指針助言であった。しかし、有権当局は、委員会の示したルートは、起導者の計画区域外にあり、代案として含めなかったのである。第4は、指針要綱（concept-richtlijn）である。南ホラント州は、指針助言を諮問する際に、事前に原案である指針要綱を作成し、それを委員会に同時に送付する。有権当局が論点と考えている事項を示して、委員会をより真正の「助言」的役割にする。

② 補充指針

環境影響報告書の作成段階において、重要な変化が生じたため、指針では挙げられていない代案が生じることがある。これに関しては、法定仕組は何も規定していない。このようなときに周与主体がどう行動すべきかに関して、運用機関は以下のような示唆と事例を提供している（VROM & LNV 1994a: 55）。

第1に、新たに補充開始通知（aanvullende startnotitie）を作成し、それに対応する補充指針を作り、環境影響報告書に補充を行う。例えば、ハーフェルテ（Havelte）／デ・ハール（De Haar）の軍事演習場の事案であ

る。第 2 に、有権当局と起導者の合議に基づき、補充指針 (aanvullende richtlijn) を作り、それに従って環境影響報告書を適応させる。例えば、ユトレヒト近郊の住宅立地において、大規模な園芸温室の移築の約束ができてから、新たな補充指針を出した事例がある。[事例 3] は、第 1 と第 2 の中間であろう。1992 年 1 月 2 日に開始通知の公表、2 月 20 日に指針助言、3 月 3 日に補充提案の公表、3 月 31 日に当初指針の確定、4 月 5 日に補充指針助言、4 月 27 日に補充指針の確定、10 月 29 日に環境影響報告書の公表となった (Cmer 1994a: 15)。

第 3 は、補充指針を出さないままに、起導者が新たな代案に関しても環境影響報告書に含める。指針は起導者を義務づけないから、指針にない事項の調査も、常に可能である。例えば、オーストボーフ (Oostboog) におけるフレヴォ鉄道線 (Flevospoorlijn) は、ハンゼ線 (Hanzelijn) と接続する構想であったが、後に、ズヴォレ (Zwolle) への延伸が必要とされた。そのため、オーストボーフにおける接続の高度をどうするかが、代案として浮上してきた。このときには、そのまま補充環境影響報告書を作成した。

2-3 作 成

(1) 総 説

① 誘 導

環境影響報告書とは、提案営為と合理的に考案された代案との、予期される環境帰結に関して、可能な限り体系的かつ客観的な方法で記述した、単一公的文書 (een openbaar document) である (VROM & LNV 1994a: 57-59)。環境影響報告書の目標は情報提供であり、より詳しくいえば、営為の決定に際して環境利害が充分に取入れさせる環境情報である。また、この情報は、環境影響報告制度に関わる多様な関係主体にとって必要であるから、関係各主体の異なった個別の期待にそれぞれ応えることも重要である。

環境影響報告書の作成は、事業運営の最も核心的な段階であるが、それは起導者によるから、運用機関からは最も遠隔的な段階でもある（デ・ボア 1996: 7）。ここでも、周与主体である起導者を誘導する、間接的な事業運営になる。そのため、第1に手続的には、指針（特に、指針助言）を前置し、判定（特に、審査助言）を後置する。報告書の作成自体ではなく、その前後に介入して、報告書の作成を誘導しようとする。第2に条件的に、報告書が充たすべき内容に関する法定条件を明示する。つまり、指針と法定条件が内容を枠付ける。しかし、起導者の実際の行動は、必ずしも一義的に決まらない。特に、法定条件は概括的な規定であって、周与主体も対応に困るといえる。従って、ここでも運用本省機関は、内容と作業方法の「手引き（handleiding）」を示して、起導者の行動を誘導しようとする。

② 影響力

運用機関の影響力は、環境影響報告制度に関する知識の優位に依拠する。しかしながら、第1に、運用の経験が進むに連れて、その知識は関係者に広く分散する。これは、内面化の目的にも叶う。また、そうでなければ、周与主体の行動に多くを依存しているから、運用は頓挫してしまう。第2に、環境影響報告制度は横断的・側面的制度であり、実務的には、特定の類型の営為ごとに縦割的な分化が避けられない。特定の起導者にとっては、関係営為類型は限られており、その領域での環境影響報告書が作成できれば充分である。こうして、運用本省機関の横断的「手引き」を、一面では補完し、他面では拮抗する、個別営為分野ごとの「手引き」も登場する。

運用本省機関が、「多様な有用な背景文書（diverse nuttige achtergrond-documenten）」と呼ぶもののなかにも、分野別「手引き」がある。例えば、道路に関しては、国家治水機構『国家インフラ決定形成の手引き（Handleiding besluitvorming rijksinfrastructuur）』がある。また、国家治水機構総部（DG Rijkswaterstaat）の『整然とした予期に向けて：国家治水

機構内の環境影響報告制度の取扱い (Naar verwachting geregeld, Omgaan met m. e. r. binnen de Rijkswaterstaat)』(1991年6月), 交通治水省の『環境影響報告制度の周り (Rondom m. e. r.)』(1993年12月)もあり, 多くの州では独自の『手引き (handleiding)』を作っている。交通治水省国家治水機構や州政府が, こうした知識を蓄積している。また, 廃棄物には, 『処分場案内 (Leidraad storten)』がある。コンサルタント会社のDHV環境・インフラ (DHV Milieu en Infrastructuur)も『環境影響報告制度と空間整序プロジェクト (M. e. r. en ruimtelijke ordeningsprojecten)』(1993年3月)を出している。

しかし, 全体的に言えば, 運用本省機関(特に, 住宅空間整序環境省)の知識面での優位はある。その代表が, 同省の『環境影響報告叢書 (m. e. r. -reeks)』である。分野別では, 危険物, 表面水, 植物, 動物, 生態系, 保健, 大気, 土壌, 景観, 騒音, 道路などに関するものがある。なお, 叢書には横断的「手引き」の詳細版もある。例えば, 代案の作成, 報告書の品質などに関するものである (VROM & LNV 1994a: 59-60, VROM 1985a-i, 1986)。

(2) 内 容

① 指 針

環境影響報告書に必要な情報は, 指針によって明確にされる。従って, 指針が明確ではないときには, 起導者は有権当局や, 環境影響報告委員会に確認する。また, 法制的には環境影響報告書は指針が確定してから作成されるが, 実際には, 指針の確定前から作成作業は開始される。開始通知や指針助言から, 指針の内容は見当が付くからである。また, 指針の標準化によって, 予見しやすい。標準化によって, 実際の作業が1～数ヶ月の短縮ができ, 従って, 費用節約ができる。但し, 運用機関としては, 個別プロジェクトの特有の点を見落とさないように, 注意を喚起している。標準化は, 当該営為に係る多くの環境影響報告が既になされ, しかも, 重要な相違がないときのみ, というのが運用機関の示唆である。

指針は、起導者にとって拘束的ではない。起導者は指針に従った作成が有意味でないと考えるときには、理由を明らかにして、指針からの乖離を宣明すればよい。例えば、スルフトーダム（Slufterdam）の汚染泥の保管処分の事案がある。指針は、汚染の拡散阻止に決定的な役割を果たすと考えて、地下20メートルの粘土層に注目した。しかし、塩水・淡水の注入によって汚染の拡散への仕切りができるため、粘土層の所在は重要でなくなった。そのため、報告書からは外された。また、ゼーラント（Zeeland）の有機肥料工場の事案では、指針は、馬糞だけでなく牛糞も原料代案とするように求めた。しかし、その地区には牛糞はなく、現実的な代案ではないから、報告書から除外した（VROM & LNV 1994a: 60-62）。

② 目標・課題設定

目標・課題設定は開始通知でなされており、環境影響報告書では、それらを詳細に練上げる。このとき、何が論点であり何が論点でないのか、を明確にすることが重要である。既定決定などは代案の範囲を制限する。例えば、フレヴォ鉄道線のオーストボーフでの1981年の路線決定により、路線の画線は既定であるため論点外であり、用途計画での空間埋込み（ruimtelijke inpassing）が論点であった。また、廃棄物処分場の造作においては、立地は州廃棄物計画（Provinciale Afvalstoffenplan）で確定されているから、立地代案は論点ではなく、造作方法の側面のみが代案として議論される。いわゆる政策計画レベルでは、より一般的な枠組の目的と連動する。例えば、交通・輸送構造大枠（Structuurschema Verkeer en Vervoer）では、道路の建設・改良は、到達可能性（bereikbaarheid）や生活適性（leefbaarheid）などの課題に結び付けられる。また、緑地空間構造大枠（Structuurschema Groene Ruimte）では、土地改善や保養地プロジェクトは、環状都市緑構造（Randstadgroenstructuur）の枠組に位置づけられた（VROM & LNV 1994a: 64-65）。

③ 提案・代案営為

（ア）記述

明確な提案・代案當為の記述は、良質の環境影響報告書にとって必須である。この記述は、企画と、その企画の実現方法を示す。そこでは、主要當為 (hoofdactiviteit) と部分・下位・後続當為 (deel-, neven- en vervolg-activiteiten) とが区別され、それぞれが、建設・造作段階、利用・管理段階、終了段階で生じるかを示す。環境影響報告の進行によって、当初提案が大きな補足・修正を受けることもある。例えば、マースフラクテ (Maasvlakte) の処理不能化学廃棄物処分場の造作においては、当初提案よりも、複数部分への分割の方が、漏洩管理や再利用の点で優れているということが明らかになった。構造的な記述のためには、いわゆる「介入／影響マトリックス (ingreep-effectmatrix)」が役に立つ (原科 1994: 59-61)。これは主要・部分・下位當為間の関係と、それぞれの影響を認識しやすくする。国道61号線の環境影響報告書では、建設段階の當為について、図のような介入／影響概観 (overzicht) が作成された (図2-3(2)③(7)) (VROM & LNV 1994a: 66-68)。

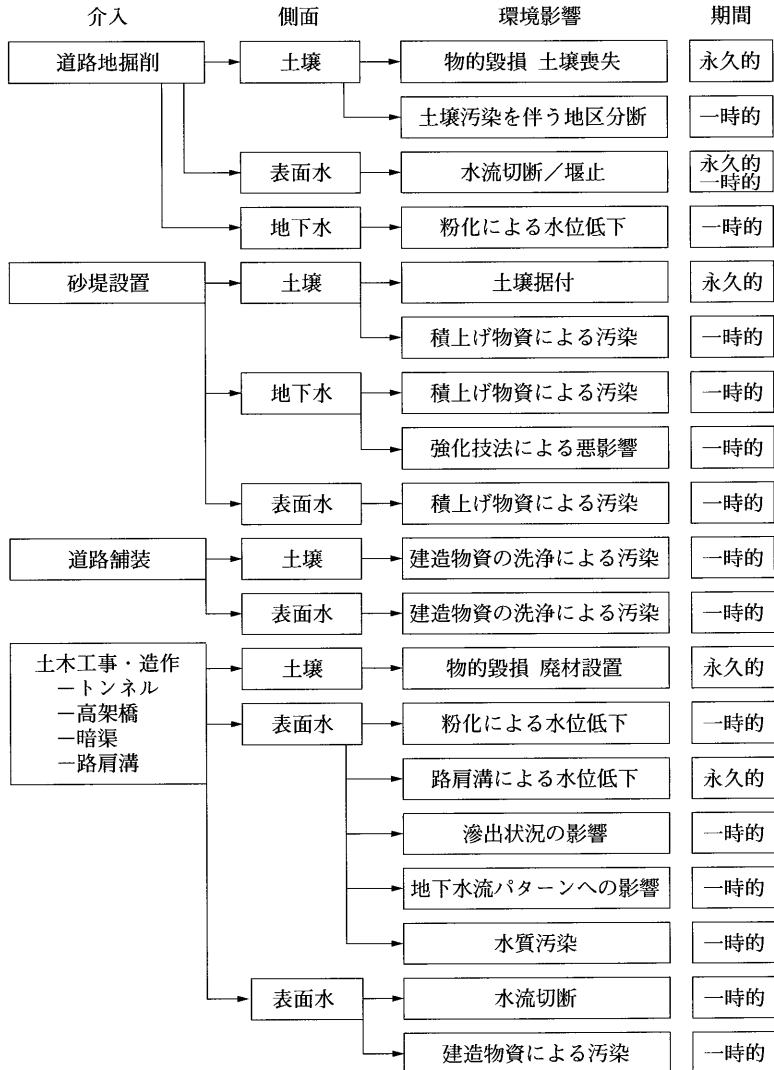
(i) 合理的代案

代案こそが環境影響報告書の「核心 (hart)」といえる (大塚 1996: 24 (デ・ボア発言))。従って、どのような代案を作成すべきかが、実務的に頻出する質問となるため、運用機関は『手引き』においても特に力を入れて解説する。個別的には、指針によって、調査すべき代案の方向性は示される。

最大の問題は、法定条件の「合理的に思慮される代案」(法第7.10条第1項b号)のいう「合理的 (redelijkerwijs)」の解釈である (VROM 1986)。運用本省機関の解釈見解は、以下のようである。第1に、合理的代案の選択の出発点は、起導者の設定した目標を実現できることである。目標を達成できる代案は、原則的には合理的といえる。第2に、負の環境帰結を除去ないし軽減することも、合理的に考慮する。第3に、起導者の権限に属さない代償方策は、合理的代案には含められない。第4に、費用考慮だけに基づいてはいけませんが、費用考慮のないものも合理的ではない。費用面

図 2-3(2)③(ア)

VROM & LNV 1994a : 68



介入／影響概観の事例：国道61号線環境影響報告書における建設段階での介入・帰結関係

から実施可能でないことが、予め確定している代案は、合理的とはいえない。

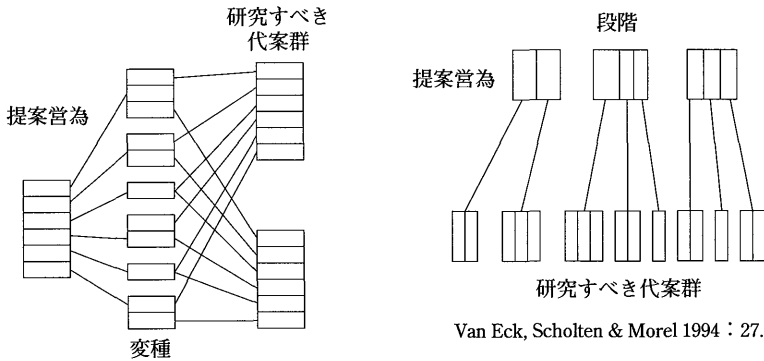
代案は「拡大縮小」の繰返しで作成される (Van Eck, Scholten & Morel 1994: 26-29)。提案営為を、いくつかの下位営為と段階に分割する。例えば、ゴミ焼却施設の下位営為は、搬入・搬出、保管施設、処理 (事前加工・焼却・冷却・発電・排出ガス清浄・排水処理など)、技術施設 (焼却炉・蒸気ボイラー・ポンプ・換気器など)、残滓処理、空間設計、緩和措置などである。各下位営為にいくつかの変種を想定する (拡大)。その変種を組み合わせ、限定された数の代案営為をまとめる (縮小)。全変種から代案を作成すると膨大となり、報告書が理解不能な文書となるから、根本的な代案に限定する。この作業を繰返すことで、合理的諸代案を作成する。また、段階に関しても同様で、各段階ごとに変種をいくつか想定し、そこから全体としての代案をまとめる (図2-3(2)③(1))。

代案の可能性は、既定決定によって限定されていることもある。例えば、石炭火力発電所では、石炭ガス化や電力輸入は代案とは出来なかった。しかし、可能であれば広範に代案は想定するべきである。合理的代案がどうしてもない場合には、環境帰結の記述に重点が移される。代案は、環境影響の有意性で選定され、一貫した観点から作成されるべきである。例えば、スキポール空港拡張 ([事例 4]) では、騒音・外的安全・大気・臭気が重視された。各代案は相互に有意な相違があるとともに、それぞれが現実的でなければならない (Van Eck 1994a: 56)。また、環境利益間でも対立するときには、最親環境代案は 1 つには絞りにくい。例えば、国道 73 号線建設に関して、市街地内道路の拡幅は、周辺自然環境保全には望ましいが、バイパス道路新設は、住民生活環境 (交通安全・大気汚染・騒音など) には望ましいとされたことがある。

(ウ) 民間起導者・政府起導者

起導者が民間と政府との場合では、代案への期待が変わってくる。民間起導者は、報告書における環境対策の記述が、そのまま義務化する懸念を

図 2-3(2)③(イ)



持つ。また、本来は政府が行うべき代案作成の領域が、民間に負荷されたと観念することもある。従って、民間起導者に対する代案作成の誘導は、慎重である必要がある。第1に、産業プロジェクトにおいては、目標設定レベルでの代案を求めてはならず、あくまで、実施レベルに限定する。第2に、局面化・立地選択・工程に関する代案は、起導者が可能と考えるものだけでよい。企業の場合には、むしろ、環境保護方策の記述の方が強調される。第3に、ある製品を生産する事業者には、別の製品の生産を求めてはならない。例えば、オス（Oss）のAKZO製薬（AKZO Pharma）社の薬品原料生産工場の移転のときにも、他の薬品原料の生産に切替えるのは、認証（certificering）を受ける手続に長期間がかかるため、合理的代案には含まれなかった。第4に、政府の政策枠組や大枠的決定もまた、代案の性質を規定する。

政府部門が起導者のときには、環境親和的代案が除外されないように、代案の考慮を広くする。特に問題となるのは、当該機関の任務範囲が狭いため、有意味な代案が他の政府機関の権限をも必要とするときである。政府起導者は、そのような代案が本当に実現可能かを自問し、そうでないときには、自己権限内での代案に方針転換をする。しかし、それは代案の範囲を、起導者が限定してしまう危険もある。例えば、エイントハーフェン

圏協力連合 (Samenwerkingsverband Regio Eindhoven) の廃棄物処分場立地の事案がある。開始通知では既存処分場は代案でなかったが、これは自治体間協定で廃止が既定だったからである。しかし、指針助言は、この既存処分場も代案に含めるべきとし、結局、指針にも報告書にも盛られ、最終的にここに決定された (VROM & LNV 1994a: 71-74)。

(エ) 代案の種別

運用機関によれば、代案の種別には、選好代案、最親環境代案、零代案、零加代案、実施代案、目標設定代案、立地代案、時間代案などがあるとされる。このうち、最親環境代案は、法定条件に含まれている。代案のレベルとして高い順に、戦略代案、立地代案、実施代案とし、代案の類型として、選好代案、最親環境代案、零代案があると整理することもある (Van Eck, Scholten & Morel 1994: 24-25)。

1) 選好代案

多くの環境影響報告書において、起導者は、企画の部分営為群を示し、その部分営為のうちで好ましいものを示す。このような方法で、選好代案 (voorkeuralternatief) が表現される。但し、選好代案を示さない報告書もある。国家治水機構の道路インフラの環境影響報告書はその例である。ここでは、単に多様な選択肢が示されるだけであり、路線画線や実施方法は有権当局に委ねている。

2) 最親環境代案

最親環境代案 (meest milieuvriendelijke alternatief) とは、「負の環境帰結を防止できる代案、あるいはそれが可能ではないときには、負の環境帰結を制限する環境保護に最善の既存の可能性を利用する代案」(法第7. 10条第3項) のことである。勿論、これも、「合理的」でなければならない。最良の既存技術を利用する、現実的である、合理的な費用で済む、設定目標を実現できる、ことなどである。負の環境帰結の全てを制限できないときには、代償 (compensatie) のための用意・方策が含まれる (法第7. 10条第4項)。なお、環境影響報告制度の適用が、最親環境代案を自動的に選

択することを意味しないことには、注意する必要がある。

最親環境代案の作成の目的は以下の2つである。第1に、より環境親和的な解決策を、起導者に考えさせる。起導者への内面化を期待している。最親環境代案の内容が曖昧にならないように、指針で注目すべき側面・深度を、明確する必要がある。第2に、多様な代案の環境親和性を比較判断する引照点 (referentiepunt) とする。例えば、大規模住宅立地では、最親環境代案の有する刺激作用 (stimulerende werking) がよく発揮される。そこでは、移動性、生活環境品質、都市・農村関係などのテーマごとに、最親環境代案が考案される。こうして、地区分割や造作のあらゆる可能性が検討される。スキポール空港拡張でも、「環境目標 (milieudoelen)」が一種の審査枠組として機能した (Cmer 1994b: 3)。もっとも、最親環境代案に関しては、起導者は真剣に作成していない、選好代案を最親環境代案とする、などの批判がある。それを抑止するために、環境影響報告委員会が、常に審査助言をする。しかも、起導者の提案営為ではなく、最親環境代案が決定されることもある。例えば、EPON 社の事案では、最親環境代案の方が20%も二酸化炭素の排出が少ないため、提案ではなく最親環境代案が決定された。また、起導者は、最親環境代案の要素を選好代案に取込む傾向がある (VROM & LNV 1994a: 75-77)。

最親環境代案の作成方法には、積極方法と消極方法がある。積極方法 (actieve methode) では、営為を下位営為に分解し、各々に関して代案を考え、そのうちから最親環境のものを取出して、全体を仮縫合し、最終的な最適な代案を求める。消極方法 (passieve methode) は、限定された数の代案を記述し、環境帰結の予測と繋ぎ合わせ、事後的に最親環境代案を確定する。前者の方が、営為企画の内容に対しても剰余価値を生みやすいので望ましいと、運用本省機関は見解を示す (VROM & LNV 1994a: 77)。

3) 零代案

零 (ゼロ) 代案 (nul-alternatief) とは、提案営為を行わない代案である (Wood 1997: 108)。但し、これが代案であるためには、営為なしでも起導

者の設定目標の実現が可能な場合に限られる。例えば、フレヴェリンゲン (Grevelingen) 湖の事案では、周辺農民に淡水を供給することも目標であった。ところが、淡水湖であったから、自然・保養利益の観点から零代案も有り得た。最終的にも、この零代案が決定された。なお、零代案は、参照状況 (referentie-situatie) や自動進展 (autonome ontwikkeling) と、ときには互換的に使われることがあるが、実務では区別される。いずれも、営為を実施しない点では同じである。しかし、合理的代案たり得るかは、目標設定などによる。自動展開は、設定目標を実現できないときには、零代案にはならない (VROM & LNV 1994a: 77)。

4) 零加代案

零加 (ゼロ・プラス) 代案 (nul-plus alternatief) も、営為を行わないのは零代案と同じであるが、目標達成のために可能な別のことを努力する。積極零変種 (actieve nul-variant) と呼ばれることもある。例えば、新規の発電所や廃棄物処分場の建設ではなく、既存の老朽施設を延長して利用することなどである。インフラ施設では、「ジャッキ・アップ (opkrikken)」と呼ばれて、しばしば見られる (VROM & LNV 1994a: 77-78)。

5) 実施代案

実施代案 (uitvoeringsalternatief) とは、営為実施の仕方において多様な方法を考えるものである (Bouwer 1995: 192)。造作代案 (inrichtingsalternatief) ともいう。工業営為では、工程、原料、製品、能力・規模、形式、レイアウト、操業時間、工程統合的環境措置 (procesgeïntegreerde milieuvoorziening)、搬入・搬出・積替、付加的環境措置 (toegevoegde milieuvoorziening) などに、多様な変種が有り得る。これらの変種から、組合わされて実施代案が作られる。このとき、特定の組合わせとなった理由説明があることが望ましい。また、いくつかのテーマを指向して作成した、複数のシナリオを作ること、外的要因が不確定のときには有用である。例えば、廃棄物処分施設について、廃棄物再利用最大化シナリオと、処分費用最小化シナリオが作られることがある。施設企画は、廃棄物量の

増大予測，分別の程度，費用などの仮定に基づくから，こうしたシナリオは，これらの仮定の変化があるときに，判断の支援となる（VROM & LNV 1994a: 78）。

6) 目標設定代案

目標設定代案（doelstellingsalternatief）とは，起導者の設定した目標への解決方向に関わる。例えば，電力需要の増大への対処という目標でも，供給容量の拡大か，節約促進か，という変種がある。道路交通能力の確保でも同様であり，空間計画的な輸送必要性の抑制もあれば，道路建設もある。また，目標設定代案は，目標の拡大・制限に関わるものもある。例えば，放射線廃棄物保管についても，一時的か恒久的かの違いは重要である。また，浚渫汚泥（baggerspecie）でも，回収（berging）か浄化（reiniging）かでは違う。いずれにせよ，起導者は目標設定の余地の程度を明らかにする必要がある。また，有権当局は，指針の供与において，この点を考慮しなくてはならない（VROM & LNV 1994a: 78-79）。

7) 立地代案

立地代案（lokatie-alternatief）が重要かどうかは，実際の事情（現実の立地イメージ），関連決定の性質（地域計画では立地相互が比較される），経緯（立地選択は既定のこともある）などによって，左右される。民間起導者の場合には，立地代案は馴染まないことが多い。自己所有地や自己施設に関係して営為を企画するからであり，他の立地は合理的代案とはならないことが多いからである。立地代案は，主として政府起導者に生じる。但し，軍事演習場の事案では，立地代案は検討できないことも多い。環境影響報告義務ではない軍事用地構造大枠（Structuurschema Militaire Terreinen）によって立地が確定されるからである（Bouwer 1995: 192）。立地代案では，他の立地が代案となり得なかった理由や，空間整序の大枠との調和などが必要である（VROM & LNV 1994a: 79）。

8) 時間代案

時間代案（alternatief in tijd）とは，営為が時間的に段階化できるかに

関わる。例えば、北ホラント州の廃棄物処分場・処理施設の造作に関して、優先順位に従って、部分立地ごとの段階化がされた。まず、全体の環境影響報告書を作成して、CSM 軟泥地区での許可申請に入った。次いで、ヘウゼンボス (Geuzenbos) 地区の補充環境影響報告書と許可申請が行われ、西地区の許可申請は最後であった (VROM & LNV 1994a: 80)。

④ 関連決定

関連決定とは、環境影響報告書が準備において作成される該当決定 (te nemen besluit)、既に為された既定決定 (eerder genomen besluiten)、該当決定の後に生じる後続決定 (vervolgbesluiten) の総称である。環境影響報告書において必要なのは、簡潔なリストで充分であり、詳細な説明は不要である。従って、表にあるようにシェーマで表現するのも 1 つの方法である (表2-3(2)④)。但し、実際には簡潔な説明という実例は少ない。該当決定は、重大決定 (cruciale besluit) とも呼ばれる。該当決定の射程 (reikwijdte) は、代案が他の政府機関との協議なしでできるかを画定する。また、該当決定で予定されている手続経路をシェーマなどで示すことは、意見参加者や起導者にとって有用なイメージとなる。

既定決定で重要なのは、該当決定にどの程度の余地を残しているかである。別言すれば、枠付け決定 (kaderstellende besluiten) として、どのような要素に、どの程度の硬度 (hardheid)・法的拘束力 (juridische bindingskracht) であるかである。例えば、全国環境政策計画 (Nationaal Milieubeleidsplan) では、目的を枠付けるだけで条件は規定しておらず、また、この目的は望ましい発展方向を示しただけで法的硬度はない、となる。また、既定決定の際の根拠となる議論を示すことは、賢明なことである。実際に、既定決定をめぐる論争は多発する。特に、どの時点で既定決定が法的基盤を獲得したかが、問題となる。なお、この既定決定には、いわゆる協定 (convenanten)、行政合意 (bestuurlijke afspraken)、政治合意 (politieke afspraken)、国際的義務なども含まれる (VROM & LNV 1994a: 81-83)。

表 2-3 (2)④

関連決定の大枠
VROM & LNV 1994a: 81-82

決定形成大枠の事例		
既定決定	既定決定が表明する政策	提案営為との関係
Vinex (1992)	新住宅立地は都市近くに：住宅建築は、ハウテン、フレウレン・デ・メールンにする。	ありうる
Structuurschets landelijke gebieden (1989)	都市圏内での均衡：定住と移住、成長核市間、ユトレヒトとアメルスフォールト	ありうる
De Randstad op weg naar 2015 (1990)	ユトレヒトは西・南東方向に拡張、ユトレヒト・ヒルフェルスム間の緩衝地帯、アメルスフォールトは南・西方向に拡張	部分的に対立的
Streekplan Utrecht (1986)	ユトレヒト・アメルスフォールトに収容、定住残余は新住宅建築立地	対立的
など	など	など

ユトレヒト住宅建設環境影響報告書より

⑤ 現状・自動進展

(ア) 環 境

環境現状 (bestaande toestand van het milieu) を、環境影響報告書に記載しなければならないが、その「環境 (milieu)」概念に何が含まれるのかという射程 (reikwijdte) は、法定されていない。運用機関の示唆によれば、おおむね表のような項目が想定されている (表 2-3 (2)(ア) a) (Ammerlaan & Rood 1994: 99)。エネルギー・地下資源に関しては、微妙である。環境管理法評価委員会は含めるように提言しているが、経済省と住宅

表 2-3 (2)⑤(ア) a VROM & LNV 1994a : 84

環境影響報告の枠組における「環境」という用語

- ▶ 以下のものの保護
 - 人間
 - 動物
 - 植物
 - 産品
 - 木
 - 土壌
 - 大気
- ▶ 上述の対象との関係
 - エコ・システム
 - 循環
 - 相互作用
 - 気候
- ▶ 以下のものの保護
 - 美的価値
 - 自然科学的価値
 - 文化歴史的価値 (自然・景観・記念物)
- ▶ 人間への帰結
 - 肉体的帰結
 - 実証可能精神的帰結 (適住性)

環境管理法の施行により、環境概念はさらに拡大し
うる。現在では、以下の側面も環境とされる
- ▶ 持続的発展への努力
- ▶ 地下資源消費
- ▶ エネルギー消費
- ▶ 空間占用
- ▶ 連鎖管理
- ▶ 移動性抑制

空間整序環境省の間で合意に達していないともいわれる (ECW 1990, Bouwer 1995 : 190)。

(イ) 現 状

環境現状の記述は、予期される環境帰結を判定するための引照枠組 (referentiekader) であって、提案・代案営為が影響を及ぼす項目に限定

すべきとされる。精密な記述は引照枠組としては重要であるが、事例からは、冗長な列挙による記述が多くみられ、有意味でないことがある。例えば、ある工業施設の拡張に関する事例では、現状の記述が21頁、特に、土壌と地下水に関して7頁が費やされているが、環境帰結は1段落12行で済んでいる。つまり、提案・代案営為は、土壌と地下水に影響が少ない。確かに、土壌と地下水を詳細に記述すること自体は欠点ではないが、それは帰結の記述と権衡を失っている。

現状の記述は、重要帰結が予期される項目と、そうでないものを分け、アクセントが必要である。そのために、記述の冒頭に、簡潔な概要を付す。重要項目は詳細な記述とし、その他は概括的な記述にとどめる。詳細記述のときには、環境帰結の記述やそこで使われる変数との調和が必要である。重要項目かどうかの仕分けには、介入／影響マトリックスがここでも有用である。記述は、論争的・特徴的な側面を考察する。側面の大きな分類は、表のようなものがある（表2-3(2)⑤(7)b）。注目した側面の明示も重要である。側面の限定には、指針が参考となる。また、政策計画レビューのときには、記述範囲はより大規模になる。

起導者が環境現状の記述を実際に行うには、必要資料の収集が必要である。運用本省機関は、この点に関する手引きも示す。例えば、有権当局からは、数値、概況調べ（inventarisaties）、地域計画・環境政策計画・政策文書などが得られる。また、環境情報中央案内（Centrale Ingang Milieu Informatie, CIMI）では関連する著作・調査報告書・公刊物などの一覧が、地方・広域自然保護協会（lokale en regionale natuurbeschermingsverenigingen）では植物相・動物相の概況調べ・数値が、国家考古学・土壌学庁（Rijks Oudheidkundige en Bodemkundige Dienst）では考古学的価値のある要素の概況調べが、得られる。一般に、政府部門には多くの情報があり、また、起導者の求めに応じて（実費を得て）利用させる義務がある（法第19.2条）（松村 1996: 71-72）。有権当局は、指針の供与の段階で必要資料の予見ができるから、管下の部課に対応を命じることもある。また、

表 2 - 3 (2)⑤(ア) b VROM & LNV : 1994a : 85

環境影響報告書における環境側面の主要区分

▶ 自然環境

- 景観 (考古的・文化歴史的・地形的を含む)
- 土壌・地下水・表面水
- エコロジー (生物的環境)

▶ 住居・生活環境

- 騒音 (震動)
- 大気汚染
- 生活状態, 安全・危険

各種の民間資料収集組織 (particuliere gegevensverzamelende organisatie, PGO) でも、植物相・動物相の概況調べ・数値が得られる (VROM & LNV 1994a : 83-86)。

(ウ) 自動進展

自動進展 (autonome ontwikkeling) とは、環境現状を将来の時点に延長した状態である。自動進展は、引照状況 (referentie-situatie) とも称され、引照枠組を作ることが狙いとなる。提案・代案営為の環境帰結は将来時点のため、有意味な引照には環境現状だけでは不足であり、将来志向の自動進展が必要である。例えば、新開地の工業用地の企画では、将来の工業用地が、高速道路や住宅から孤立して存在することはありえない。従って、現在の未開地の状態の延長は自動進展ではなく、高速道路・住宅が周囲にある状態が、自動進展の記述となる。

実務的には、どのような将来の状況を記述すべきかが、しばしが問題となる。1 つには時点であり、2 つには内容である。これも、一般的には決まらず、当該の企画営為との関係で、重要性が決まる。従って、有権当局が、具体的な記述の有様について、指針で明確に供与することが望ましい。しかし、指針が明確ではないときには、起導者が自ら必要な情報を考える。また、将来状況が不確定で 1 つに絞れないときには、複数のシナリオを作る方法もある。例えば、生態系主要構造 (Ecologische Hoofd-

structuur)に含まれるが、現在は農地である区域に、大規模保養公園の拡張を企画した事案がある。この区域の農業の将来は不確定であり、農業続行シナリオと、農業が部分的には関係文書政策 (Relatienota beleid) に基づいて自然区域変容シナリオが作られた (VROM & LNV 1994a: 87-88)。

⑥ 環境帰結

既に述べたように、「環境」については法定されていない (Ammerlaan & Rood 1994: 99)。環境帰結 (milieugevolgen) の記述でも、項目・深度などは指針や政策に規定される。第1に、影響を見積り、予期される影響を概観する。ここでも、介入／影響マトリックスや、これに類似した影響概観 (effectoverzicht) や関係シューマ (relatieschema) が使われる (表2-3(2)⑥)。こうしたマトリックスは、概況調べであって、それ自体では記述の中身を与えない。第2に、記述の章立て構造を検討する。これも、提案・代案営為、環境現状・引照状況、比較などの記述と、調和が必要である。章立てには、1つに、土壌・水、植物相・動物相・生態系、景観・考古物、大気、騒音、交通、居住・生活環境などという環境側面 (milieu-aspecten) 別と、2つに、主要営為・部分営為・下位営為に分ける部分営為 (deelactiviteiten) 別が、よくみられる。

第3に環境帰結の記述に移る。記述は、営為→影響特定 (identificatie effect) →衡量 (weging) →影響判定 (beoordeling effect) , という関係に従う。もっとも、矢印の順だけでなく、反対方向からも検討される。影響には5つの種別がある。1つは、直接影響 (directe effecten) であり、例えば、道路建設による空間占用や道路交通の騒音である。2つは、間接影響 (indirecte effecten) であり、例えば、保養施設の建設による周辺交通の増大である。3つは、二次影響 (secundaire effecten) であり、例えば、飛行場建設によって、運送企業が立地したことによる影響である。4つは、累積影響 (cumulatie van effecten) であり、例えば、工場騒音が、他の騒音源を合計したときの影響である。5つは、複合影響 (synergie van effecten) であり、例えば、悪臭と騒音が重なるときの影響である。

表 2 - 3 (2)⑥

VROM & LNV 1994a : 90

Algemeen concept van een relatieschema 関係シェーマの一般的コンセプト	
中心営為 → 部分営為 1 → 介入 → 非生物的 → 生物的影響 → " 2 → ... 副次営為	目標変種

記述には、定性的予測と定量的予測とがある。予測技法に関しては、運用本省機関は詳細な「手引き」も出している（VROM 1985a-i, 1991b）。事例や類比による表現も、かなり有用である。例えば、二酸化硫黄の脱硫施設について、火力発電所の規模に換算した事例などがある。また、予測は正確でないことが、ただちに問題になるわけではない。服用量／影響関係（dosis-effectrelatie）が不明のときや、関係が明らかでも、与件が不確実のことも多いからである。ときには、影響自体よりも、法定排出基準などとの比較によることもある。ここでも過剰な冗長性は禁物である（VROM & LNV 1994a : 89-94）。

⑦ 比 較

比較（gelijking）は、提案・代案営為と引照状況（零代案のこともある）との間で行われる。比較の目的は、決定形成者（有権当局）に提案・代案営為の正負の環境帰結に関する認識を与えることにある。通常は、1～数葉の表と短い付随説明文からなる（VROM & LNV 1994a : 95-100）。第1の論点は、環境側面に固有のものである。注目すべき環境側面は有意なものに限るべきである。定量的な基準だけとの比較は、あまり意味をなさない（大塚 1996 : 25（デ・ボア発言））が、こうした基準との比較も必要であり、同一の指標で表示すべきである。また、可能な限り、定量的に示すべきである（Van Eck 1994a : 57-58）。

第2は、選好代案の問題である。選好代案では起導者の価値判断が出されるため、環境影響報告書の価値自由的（waardenvrij）・客観的（objectief）印象は減少する。しかも、審査助言の実例では、こうしたバラ色

(rooskleurig) の企画は厳しく批判されている。バラ色の選好代案は、結果として起導者の意図と反対の決定を招くとして、運用機関は「脅し」をかけている。保養施設の実例では、負の環境帰結の大きな代案を示すことで、提案當為＝選好代案＝最親環境代案に見せかけたものもある。比較は、有意な代案のみを対象とすべきである (Van Eck 1994a: 56-57)。

第3は、環境以外の側面にも着目して比較できるかである。「環境」概念は、かなり広く解釈でき、詳細な定義は法定されていない。また、決定形成の点からは、関係利益の広範な側面を統合的に斟酌することは望ましい。しかし、あまりに広げることは、環境影響報告制度の空転 (door-slaan) を生じるので、原則として、既述の「環境帰結」に限定すべきとする。仮に、環境以外の側面への情報が必要ならば、環境影響報告と同様に、経済影響報告 (economische effectrapportage) や社会影響報告 (sociale effectrapportage) を作成すべきである。例えば、ロッテルダム北周統合計画 (Integraal Plan Noordrand Rotterdam, IPNR) では、ゼスティンホーヴェン (Zestinhoven) 飛行場の移転と、住宅地区と関連インフラの建設が企画されたが、そこでは、環境影響報告とともに経済影響報告が進められ、広範な衡量が行われた。

第4は、比較技法の選択である。運用本省機関は、費用／便益分析、概観表方法を教示している (Fin 1992)。第1の費用／便益分析 (kosten-batenanalyse) は、選択肢間の長所・短所に関する概括心証 (overzichtelijk beeld) と、従って、優先順位付けを示せる利点がある。しかし、便益が金銭評価可能なときに限られるのが、欠点である。第2の概観表方法 (overzichtstablemethoden) は、金銭やそれ以外の影響に関して、構造的に示すことになる。その1つである点数表方法 (scorekaartmethode) は、選択肢間の比較を、総括判定を下さずに、各側面ごとに点数・正負・順序・定量を示す (表2-3(2)⑦ a, b, c, d, e, f, g)。正負では、環境現状との対比ということが多い。定量表示の方が情報量は多い。また、色塗りをする、見やすい。点数表方法の利点は、加工が限定的、理解しやすい、迅速

定量・順序・色彩

表 2—3(2)⑦a

VROM & LNV 1994a : 98

3 代案 4 尺度の点数表			
尺度	代案		
	A 1	A 2	A 3
C1 道路利用者ごとの平均移動時間利得 (単位分)	25	30	20
C2 自然地区の喪失 (単位ヘクタール)	2	1.5	1.75
C3 交通事故犠牲者数の減少	4	5	10
C4 費用 (単位100万ギルダー)	40	60	80
はよく が次で が劣る			

概観できる、などである。その欠点は、情報過多、ミスリードの可能性、などである (Van Eck 1994a : 58-61)。概観表方法の2つめは、コミュニティ・インパクト方法 (community impact methode) である。これは、いくつかの集団に分けて、集団間の影響割当を示す。空間整序にしばしば使われる。利点は、集団間の負担・受益の配分の公正性を考慮できることにある。欠点は、集団区分や集団の利益設定が客観的とはいえないことや、情報過多にある。

⑧ 欠落知識

欠落知識 (leemten in kennis) の記述の目的は、決定形成者に、決定形成が基盤にしている情報の充分性に関して、示すことである (VROM & LNV 1994a : 100-101)。欠落知識は、必要情報に係るから、指針に依存する。欠落知識は、事實的資料、不確実性、使用モデルの限界など、色々な種別がある。欠落知識は、概況を分かりやすく記述し、影響の全体性からみた関係部分を明確にすべきである (VROM 1991c)。また、情報・知識の管理状況への注目が不可欠である。環境情報中央案内 (CIMI) や、応用景観エコロジー財団 (Stigting voor Toegepaste Landschapsecologie) などが、重要な参考文献への窓口となる。

⑨ 要 約

正負

表 2－3 (2)⑦ b

Van Eck 1994a : 59

	現状	提案営為	工程代案	最親環境代案
大気	0	－	－	0
土壌	0	＋	＋	＋
表面水	0	－	0	0
廃棄物	0	＋	＋	＋
騒音	0	－	－	－
安全	0	(－)	(－)	(－)
自然	0	0	0	0
エネルギー	0	－	0	＋
費用	0	－	－	－

－ 現状より悪化 ＋ 改善 0 不変

(－) やや悪化

順序

表 2－3 (2)⑦ c

Van Eck 1994a : 59

	現状	選好代案	自然代案	生活品 質代案	エネルギー 代案
土壌・水	■ ■ ■	■ ■	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■ ■
インフラ騒 音・大気	■ ■	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■	■	■ ■ ■
自然	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■ ■ ■	■	■ ■ ■ ■
景観 文化遺産	■ ■ ■ ■ ■	■	■ ■ ■ ■	■ ■	■ ■ ■
生活品質	有意でない	■ ■ ■	■	■ ■ ■ ■ ■	■ ■ ■

■ ■ ■ ■ ■ 最もよい

■ ■ ■ ■ よい

■ ■ ■ 普通

■ ■ 悪い

■ 最も悪い

正負・定量

表 2-3(2)⑦ d Van Eck 1994a : 60

影響	代案 A	代案 B	凡例
安全	—	0	0 = デルタ規制に合致
交通	—	0	— = 交通増大
景観	0	—	0 = 現状と同じ
撤去ビル	10	8	数量

正負・定量

表 2-3(2)⑦ e Van Eck 1994a : 60

	零代案	代案 1	代案 2	代案 3	生活品 質代案	移動性 代案	自然代 案	最親環 境代案
点	++	--	—	0	0	+	0	++
ヘクタ ール	—	691	601	592	564	505	571	476

色彩・定量

表 2-3(2)⑦ f Van Eck 1994a : 61

目標	指標	路線 1	路線 2	路線 3
自動車移動キロ 抑制	自動車移動キロ	293.700	297.700	293.700
インフラ拡大の 抑制	新高速道延長キ ロ	7	10	7
自然保護	エコロジー地帯 の切断	あり	no なし	部分的緩和は可 能

迅速・事実概観

表 2－3 (2)⑦ g

Van Eck 1994a : 61

	大気中鉛濃度 (g/m³)	NOx 排出 g/m³	周縁部の騒音水 準 dB(A)	有害廃棄物生産 トン/年
代案 1	0.8	35	55	2674
代案 2	0.7	20	50	2350
現状背景	1.0	80	43	—
2005年背景予測	1.2	110	45	—
環境基準	1.5	100	55	—

運用本省機関によれば、要約 (samenvating) を過小評価してはならない、とされる。なぜなら、報告書本体よりも要約が、多くの関係者に読まれるからである。第 1 に、内容的には、報告書本文を簡潔かつ適切に反映する。決定を行うのに重要な点が再掲されている。第 2 に、分量が制限されている。目安は 5～15 頁である。電力供給構造大枠 (Structuurschema Elektriciteitsvoorziening) の事案では、本文 600 頁、要約 80 頁であったが、これは問題である。むしろ、本文 80 頁、要約 10 頁、別冊 600 頁という体裁が望ましい。第 3 に、記述スタイルは、公衆や決定形成者が読むのであるから、技術的内容もジャーナリスティックに翻訳されるべきである。第 4 に、本文と別冊で発行するのが、経済的である。その方が広く公衆に情報提供ができる (VROM & LNV 1994a : 101-103)。

(3) 方 法

① 形 式

環境影響報告書は、膨大な情報を含んだものになるから、表出 (presentatie) する仕方が重要である。例えば、ムールダイク (Moerdijk) の発電所建設の環境影響報告書は 40 頁であるが、うち 12 頁は調査地区の歴史的進展や自然的価値に費やされ、しかもほとんどがピーバーに関するものであった。しかし、これは必ずしも、発電所の決定に資するものではなく、冗長な記述であった。簡単にいって、望ましい表出形式は、中核論点

は最初、詳細は別冊・付属部分、明快な記述、客観的表出、限定的分量（全体で75～125頁）、概観的構造、概観的レイアウト、などである。

使用言語は、原則としてオランダ語である（法第7. 10条第2項）。例外として、越境帰結が有り得る営為では、報告書の関連部分に関しては、関連国の言語で記述する。要約部分も同様である。また、環境影響報告書は、他の文書とは別のものとして、識別可能でなければならない（法第7. 11条）。環境帰結と他の主題の記述とが、溶融してはならない。但し、環境影響報告書がプロジェクト文書（projectnota）や許可申請書と統合できないということではない。例えば、国家治水機構では、環境影響報告書と行程文書（trajectnota）が一体化した、「行程文書／環境影響報告書」となることが多い。このときには、どの部分が環境影響報告書に相当するかを、明示する必要がある（VROM & LNV 1994a: 103-107）。

② 作業方法

作成作業は、指針の読解から始まる。指針に、必要情報の深度や、執政や政治の関心などが示されるからである。具体的な作業方法には、収集／考察型、過程報告型、情報集約型があるという（VROM & LNV 1994a: 107-110）。

第1の収集／考察（verzamel/reflectie）型は、まず全資料を収集し、それから提案・代案を開発し、影響を記述し比較する。情報を収集したのちに、一種の考察作業が再現する。情報と営為企画は相互作用的であり、情報は提案営為に有意に利用できる。時間がかかることが難点である。第2の過程報告（procesverslag）型は、実際の提案・代案の考慮の中から、作業を進める。まず、骨格的な概観調を行って、提案・代案の調和を図ったのちに、詳細情報との結合を行う。これも、情報と営為企画は相互作用的であり、実際にも、関係者の意思疎通と柔軟性が必要である。利点は、企画の発展する過程を追体験できることにあり、なぜある代案が落とされたのか、なぜ指針はこう解釈されたのか、などが明確になる。欠点は、起導者と報告書起草者との意思疎通の必要性が重く、コンサルタント会社委

託のときには大変であり、分量も過大になりがちである。第3の情報集約(informatiebundel)型は、余計な迂回をせずに、指針の要求する情報を、直ちに報告書で集約する。これは、前二者の方法に比べて、単純なプロジェクトに向いており、短時間・安価である。しかし、情報と営為企画の間には相互作用は生じないから、こうした統合的検討を要する複雑なプロジェクトには適さない。つまり、環境影響報告を付加したことが、プロジェクト企画にとって剰余価値を持たないのである。その意味で、この方法はあまり適用範囲は広くない。運用機関は、環境影響報告書の作成が起導者の営為の企画立案に、実際に影響することを期待しているのである。

2-4 判 定

(1) 総 説

判定段階は、主要な部分として、受容性判別、参加、助言、審査からなる(VROM & LNV 1994a: 110-111)。この編制が特徴的なことは、有権当局の受容性判別が最初で、環境影響報告委員会の審査助言が最後であることである。「助言」の語義を本来的に解するならば、助言を受けた後で、有権当局による最終判定がなければならない。有権当局の受容性判別が済んでから、助言を受けても意味がないはずである。つまり、審査助言は、本来の意味での助言ではない。参加意見も法定助言者助言も同様であり、有権当局の受容性判別が終わってから、意見や助言をしても無意味である。

このような編制は、3つ方向で解釈できる。第1は、編制に忠実に解釈する。参加意見、法定助言者助言、審査助言は、決定段階における有権当局に対する、意見・助言とするものである。実際にも、環境影響報告書の公表は、本体決定(該当決定)に係る許可申請・決定案などと同時に為される。双方で並行的に、意見・助言手続が同時に行われる。受容性判別は、許可申請などと同じ意味で、「原案」的な位置づけである。第2は、運用を重視する。審査助言が有権当局に「聞き置か」れるだけでは意味が

ないから、実際には、審査助言を維持するために、環境影響報告書の補充(aanvulling)が行われる。実務慣行では、審査助言を受けた後に、有権当局は対応する。もっとも、補充報告書も、参加・助言を経て補充審査助言を受けるので、審査助言が最終判定となる。

第3は、編制の「詐術」と理解する。環境影響報告書は、法制上は有権当局の最終責任で判定されるが、実質では、環境影響報告委員会が最終判定者である。つまり、有権当局が受容性判別した原案に対して、参加意見と法上助言者助言を参考にして、委員会が最終審査を行うのである。報告書の内容(事実)に関する「終審」機能を果たしている。これは、有権当局の受容性判別に対して、抗告訴訟が出来ないことと対応している(VROM & LNV 1994a: 161)。法上助言者助言や意見参加は、有権当局に対してではなく、委員会に対してである。こう解すると、参加と助言が終了してから、審査助言が為されることの意味が、位置づけられやすい。

(2) 受容性判別

① 受 容

有権当局の受容性判別(受容)は、実務的には、正確性と充分性に基づく。決定を行うための情報であるから、有権当局が自立して、受容性判別を行わなければならない(Scholten & Van Eck 1994b: 64-66)。受容性判別の組織体制は、利用できる期間と資金に依存する。簡便には個人で行うこともできるが、専門家チームとこれを補佐する技術事務職員によることもある。受容性判別は、以下の諸点を参考に行うことができる。これらは、環境影響報告委員会の審査でも同様である。第1は、指針による注目項目である。第2は、類似営為に関する以前の環境影響報告書・受容性判別・審査助言・事後評価などである。第3は、一般的尺度であり、法定条件、国・州政策目標、技術的環境科学的知識の現状、帰結の重要性、明解性・要約などである。なお、この段階では、環境影響報告委員会・法上助言者・意見参加者の見解は明らかではない。また、有権当局と起導者が同一のときには、受容性判別は当該組織内部で行われる。

図 2-4 (2) ① a

Cmer 1993 : 11

1993年 6 月17日付官報公表

Openbare bekendmaking in Staatscourant nr. 112 d.d. 17 juni 1993

P R O V I N C I E



Noord-Holland

RECTIFICATIE

BEKENDMAKING EX ARTIKEL 7.20
WET MILIEUBEHEER/ STREEK-
PLANWIJZIGING ZAA NSTAD.

Waar worden in Zaanstad in de toekomst nog woningen gebouwd?

Voor woningbouw in Zaanstad heeft de provincie Noord-Holland een ontwerp van de partiële herziening van het Streekplan Amsterdam-Noordzeekanaalgebied opgesteld. Hoofdpunten voor de provincie bij de partiële herziening van het streekplan zijn: de lokatiekeuze voor Assendelft-Noord, de omvang en de fasering en de wijze van ontsluiting voor het verkeer. Om over goede informatie over de milieugevolgen te beschikken is gelijktijdig een milieueffectrapport (MER) opgesteld.

Uw reacties

Het ontwerp van de partiële streekplanherziening, het MER, de daartoe vastgestelde richtlijnen en de terzake uitgebrachte adviezen liggen vanaf 24 mei tot en met 23 juli 1993 op het gemeentehuis, het Stadskantoor en openbare bibliotheken van de gemeente Zaanstad, op de gemeentehuizen en bibliotheken van de omliggende gemeenten en op het provinciehuis ter inzage. Hiervan is reeds eerder mededeling gedaan in het dagblad de Zaanstreek van 17 mei 1993.

Gedurende de periode van inzage kunnen naast reacties op de partiële herziening opmerkingen worden ingebracht inzake de juistheid en volledigheid van het MER. De reacties kunnen worden ingediend bij provinciale staten van Noord-Holland Dreef 3, 2012 HR Haarlem.

Voorts bestaat de gelegenheid mondeling reacties met betrekking tot uitsluitend de juistheid en volledigheid van het MER in te brengen tijdens een op 2 juli 1993 te houden hoorzitting. De aanvangstijd is 10.00 uur. De hoorzitting zal worden gehouden in het gemeentehuis van de gemeente Zaanstad, Bannehof 1, zaal A te Zaandijk. De reacties zullen worden betrokken bij de besluitvorming over de herziening door provinciale staten in januari 1994.

Degene die opmerkingen indient, kan verzoeken de persoonlijke gegevens niet bekend te maken.

Meer informatie

De partiële herziening van het streekplan alsmede het MER kunt u tegen kostprijs (en verzendkosten) bestellen bij de verzendafdeling van het provinciehuis, tel. 023-144426/144226. Voor meer informatie over de partiële streekplanherziening alsmede het MER kunt u bellen met de heer G. Ravesteijn, Dienst Ruimte en Groen van de provincie Noord-Holland, tel. 023-143312.

Inspiraakondersteuning

Als u wilt reageren op de ter visie liggende stukken kunt u hulp en ondersteuning krijgen van het Noordhollands Participatie Instituut.

Dit is een onafhankelijke en zelfstandige stichting die hulp geeft bij inspraak, bijvoorbeeld bij het formuleren van argumenten en bij het verzamelen van gegevens en informatie. Neem hiervoor contact op met: Noordhollands Participatie Instituut, Kleine Houtweg 32, 2012 CD Haarlem, tel. 023-319130. Vragen naar C. Zwakman of H. Wieringa.

Gedeputeerde staten van Noord-Holland

Brief van het bevoegd gezag d.d. 28 oktober 1993 waarin de Commissie in de gelegenheid wordt gesteld om advies uit te brengen

委員会に助言を求める1993年10月28日付有権当局発書簡



PROVINCIE :: UTRECHT

Dienst ruimte en groen

Galliaaan 15 Postbus 80300
Utrecht 3508 TH Utrecht
Telefoon 030-5891111
Telex 70306
Fax 030 522564

Commissie voor de Milieu-effectrapportage	
Aan Commissie voor de Milieu-effectrapportage Arthur van Schendellaan 800 3511 ML UTRECHT	ingekomen 1 NOV. 1993 nummer 1501-93 dossier 390-104 + 1m 112 + 103 kopie naar E.C. 58-112-1-103

Datum 28 oktober 1993
Nummer
Uw brief van
Uw nummer
Bijlage diversen

Afdeling RR/RPO
Referentie G J Slag
Doorkiesnr 030 - 583250
Onderwerp adviesaanvraag cfr
Wet milieubeheer m.b.t
MER Woningbouwlocaties
streekplan Utrecht

Met ingang van 1 november a.s. wordt het ontwerp-streekplan Utrecht en het MER Woningbouwlocaties streekplan Utrecht formeel terinzage gelegd. In de bijgevoegde streekplanbrochure treft u daarover informatie aan.

Overeenkomstig de Wet milieubeheer stellen wij u in de gelegenheid om aan provinciale staten van Utrecht advies uit te brengen met betrekking tot het MER Woningbouwlocaties streekplan Utrecht. Wij verzoecken u daarbij de wettelijke advaestermijnen in acht te nemen.

Het MER en het ontwerp-streekplan Utrecht treft u bijgaand aan. Voor nadere informatie kunt u contact opnemen met het bureau planontwikkeling, de heer R.H. Polman (tel 030-583247).

Gedeputeerde Staten van Utrecht,
namens hen,

drs G.J. Slag
hoofd bureau planontwikkeling

図 2 - 4 (2)① c

Cmer 1994a : 13

Openbare bekendmaking in Staatscourant nr. 208 d.d. 29 oktober 1993

1993年10月29日付官報公表



PROVINCIE :: UTRECHT

Bekendmaking

ONTWERP STREEKPLAN UTRECHT

Het bestuur van de Provincie Utrecht legt vanaf 1 november 1993 tot en met 14 januari 1994 het ontwerp-streekplan Utrecht ter visie. Dit ontwerp-streekplan geeft in grote lijnen voor de periode tot het jaar 2005 aan in welke gebieden in de provincie Utrecht nieuwe woningen en bedrijven moeten komen, waar de landbouw zich verder kan ontwikkelen, welk gebied geschikt is voor recreatie en waar de natuur nieuwe kansen krijgt. Ruimtelijke plannen van gemeenten zoals bestemmingsplannen, worden aan een streekplan gelinkt. Ten behoeve van het ontwerp-streekplan is ook een Milieu Effectrapport (MER) Woningbouwlocaties Streekplan Utrecht opgesteld voor de geplande grote bouwlocaties. Met dit MER wordt inzicht gegeven in de milieu-effecten bij realisering van deze woningbouwlocaties. Het MER dient voor Provinciale Staten als milieu-informatiebron bij het maken van keuzes voor de grote woningbouwlocaties.

Informatie-avonden
Over het ontwerp-streekplan en het MER organiseert de provincie Utrecht een reeks informatie-avonden. Tijdens deze avonden zullen provinciebestuurders en ambtenaren een toelichting op het ontwerp-streekplan en het MER geven en kunt u eventuele vragen stellen.

De informatie-avonden vinden plaats op

- * donderdag 25 november, Het Arsenaal, Groenedaal 26 in Woerden
- * dinsdag 30 november, Hoog-Brabant, Radboudkwartier 23 (Hoog Catharijne) in Utrecht
- * donderdag 2 december, De Eenhoorn, Wilhelminalaan 33 in Amersfoort
- * donderdag 16 december, De Lampegiert, Kerkewijk 10 in Veenendaal

Alle avonden beginnen om 20.00 uur

Waar kunt u de plannen inzien?
Het ontwerp-streekplan en het Milieu-Effectrapport Woningbouwlocaties Streekplan Utrecht liggen tijdens kantooruren vanaf 1 november 1993 tot en met 14 januari 1994 overeenkomstig artikel 4A van de Wet op de Ruimtelijke Ordening en artikel 7.20 van de Wet Milieubeheer ter visie in de bibliotheek van het Provinciehuis (Achter Sint Pieter 200, Utrecht) en in de bibliotheek van het Provinciekantoor (Galileilaan 15, Utrecht). Verder liggen het ontwerp-streekplan en het MER ter visie in alle gemeentehuizen en openbare bibliotheken in de provincie Utrecht.

Schriftelijk bezwaar
Vanaf 1 november 1993 tot en met 14 januari 1994 kan iedereen schriftelijke bezwaren indienen tegen het ontwerp-streekplan en het MER bij:
Provinciale Staten van Utrecht
Postbus 80300
3508 TH Utrecht

Mondeling bezwaar
In verband met de wettelijke voorschriften is het voor het ontwerp-streekplan alleen mogelijk om schriftelijk bezwaar in te dienen bij Provinciale Staten van Utrecht. Uw mondelinge op- en aanmerkingen tijdens de informatie-avonden kunnen daarom niet als een bezwaar worden meegenomen. De procedure voor het MER is anders. De op- en aanmerkingen tijdens de informatie-avonden over het MER voor zover ze betrekking hebben op het niet voldoen van het MER aan de richtlijnen, worden wel bij de verdere besluitvorming meegenomen (artikel 7.23 lid 2 Wet Milieubeheer).

Behandeling bezwaren
Na 14 januari 1994 zullen Provinciale Staten van Utrecht de ingediende bezwaarschriften behandelen. Daarna stellen zij het streekplan vast. Het is de verwachting dat dit gebeurt in juni 1994.

Kosten
Het ontwerp streekplan is te koop voor f 25,-. Het MER kost f 50,-. Van het MER is ook een samenvatting beschikbaar: deze kost f 10,-. Alle prijzen zijn inclusief verzendkosten.
De nota's zijn schriftelijk te bestellen bij de provincie Utrecht bureau reproductie en verzendingen, Postbus 80300, 3508 TH Utrecht.
U kunt ook telefonisch bestellen, tel. 030 58 22 28.

有権当局は受容を行うと、環境影響報告書の公表・供覧に移り、参加・助言・審査を求めることとなる。[事例 2] では、地元新聞での報知が 1993 年 5 月 17 日、供覧期間は 5 月 24 日～7 月 23 日（意見・助言は 24 件）、環境影響報告委員会への諮問書簡が 1993 年 6 月 8 日、官報公表が 6 月 17 日（図 2-4(2)① a）、公聴会は 7 月 5 日（但し、参加者はゼロだった）、審査助言は 8 月 24 日であった（Cmer 1993: 11-16）。[事例 3] では、諮問書簡が 1993 年 10 月 28 日（図 2-4(2)① b）、官報公表が 10 月 29 日（図 2-4(2)① c）、供覧期間は 11 月 1 日～94 年 1 月 14 日（意見・助言は 13 件）、説明夜会（20:00 開始）は 11 月 25 日・30 日・12 月 2 日・16 日、審査助言は 2 月 16 日であった（Cmer 1994a: 11-15）。

② 事前審査

かつての受容性判別の実務においては、有権当局の自立性はほとんどなかった。ほとんどの事案に関して、環境影響報告委員会は正式の審査に先行して、事前審査（voortoetsing）を実施していたからである。事前審査の目的は、環境影響報告書の品質の確保、批判的判定の回避、遅延の防止などにあった（Cmer 199X: 9）。小規模な自治体を始めとして、受容性判別の専門技能を、内部に持たないためである。事前審査では、作業集団担当職員（werkgroepsecretaris）と、ときには作業集団員の 1～数人しか関わっていないと、冒頭に留保を明示して、作業集団の正式判定ではないとする。しかし、時間と費用の割に、事前審査は効果がないとされた。例えば、正式審査で事前審査とは異なる所見が出てきたときに、誤解と紛糾が生じやすい。また、事前審査にも関わらず、報告書に改善がないものもある。また、有権当局が委員会に依存してしまい、自己判断をしなくなる傾向もあった（VROM & LNV 1994a: 111-112）。

そこで、1993 年に委員会は方針を転換し、それ以降は事前審査を原則として廃止した。第 1 に、上述の混乱を避けるためである。第 2 に、参加意見を参照できないことである。第 3 に、運用の中で有権当局が知識と経験を身に付けてきたことである。第 4 に、有権当局の内部に必要な知識がな

いときには、外部専門家に委託できるからである。もっとも、特殊な場合には、有権当局は環境影響報告委員会に、非公式の諮問をすることもできる。例えば、全く新しい形のプロジェクトであるとか、指針助言において、委員会が新規や特別の側面に対する注目を求めたときなどである。これは、非公式事前審査 (informele voortoetsing) であって、いかなる約束も与えない (VROM & LNV 1994a: 137-138, 松村 1996: 67)。

事前審査の要請は、作業集団担当職員に対して来る。担当職員は作業集団団長に協議する。時間がないときは、担当職員が論理構造、指針・類似環境報告書との対比に集中して行う。通常は、1～数人の団員に見て貰う。ときには、団員全員に報告書を送付し、作業集団の見解を有権当局・起導者に会合で提示することもある。事前審査は正式の見解ではないという留意は、この場でも行われる。但し、実際としては、事前審査で見落としたことを正式審査で指摘することは、専門機関としては苦痛である。従って、事前審査では、「報告書の一部の審査によれば」、「当初の観察では」などという留保が付される。また、事前審査の結果は公表されない (Cmer 199X: 9)。

(3) 審 査

① 総 説

判段階での環境影響報告委員会の助言は、法制的には拘束力のない有権当局への助言であるが、実質的には、環境影響報告書の内容を審査する。従って、審査 (toetsing) とともに、審査助言 (toetsingsadvies) とも呼ばれる (Ameerlaan & Rood 1994: 97, 井村 1996: 37 (デ・ボア発言))。

(ア) 審査基準

審査助言においては、法定条件・指針・不正確性が法定判断基準であり、また、意見参加者の所見と法上助言者の助言が法定参照事項である。が、最終的には1つの総括判断 (samenvattend oordeel) が示される (VROM & LNV 1994a: 142-143)。すなわち、責任ある決定を為すために、充分かつ信頼できる情報を環境影響報告書は提供しているか、最新の科学

知識に基づいているか、環境利益が決定形成に十分な位置を占め得るかである (Scholten & Bonte 1994: 2)。審査実務は論理的には 3 段階で為される。第 1 は、希求情報を含んでいるかである。全ての欠陥の摘出である。第 2 は、不足情報が決定形成にとって重大かの判定である。第 3 は、不足情報の問題を回避するための是正方法・時期の推奨 (aanbevelingen) である (Scholten & Van Eck 1994b: 66-68)。

審査実例から得られる重大欠陥には、以下のような類型である。第 1 に、目標が不当に狭い。例えば、道路交通に限定して、代案の可能性を狭めることである。第 2 に、中核問題を記述しない。例えば、火力発電所で、他の施設との共用に伴う、冷却水の冷却能力の過大見積りなどである。第 3 に、環境基準・目標が正確に記述されていない。第 4 に、環境基準を遵守した代案がない。第 5 に、緩和方策が検討されていない。第 6 に、環境基準と環境帰結との比較がない。第 7 に、代案の比較・選択において、財政や空間計画の考慮などが優先し、環境側面を充分に加味しない。第 8 に、最親環境代案が、用地や実施の点などで、充分に精査されていない。第 9 に、営為の規模・範囲を誤り、環境帰結が見落とされる。アーネムのサッカー施設の事例では、自動車・バス駐車場が過小見積りされたため、追加的駐車場が必要となり、空間占有・騒音などの負の環境帰結も追加された。第 10 に、特殊・感受的な要素が見落とされる。このときには、追加記述だけでなく、緩和方策が必要となることが多い。第 11 は、既存基準に基づく記述ではあるが、その基準を充たしても重要な環境帰結が生じることが明白なものである。マーストリヒト空港拡張の事例では、夜間騒音が法令基準値以下として当初の環境影響報告書が作成されたが、それだけでは不十分として補充になった。第 12 は、時代遅れの予測モデルの利用や、詳細ではない基礎情報の利用である (Scholten & Van Eck 1994b: 70-71, Scholten & Bonte 1994: 6-7)。

(イ) 審査結果

審査結果は、おおむね 4 段階で表現される。第 1 は、積極的判断であ

り、環境影響報告書は期待された情報を含んでいるとする。事例からは、このタイプは稀であり、通常は第2以下の結果となる。第2は、補充必要である。すなわち、環境影響報告書は必須情報を欠いており、責任ある決定を為すためには、補充情報 (aanvullende informatie) が必要とする。つまり、手続の進行を停止することを求める。第3は、欠落情報が許可・計画の決定までに得られるならば、手続を進めても可いとする。これは、通常は技術的・施行的詳細情報に関するときである。第4は、不足情報が、評価要領 (evaluatieprogramma) で得られるならば、手続を進めても可いとする。これは、予測が困難なときや、不釣り合いな不確実性を有するときで、実施後の評価の方が影響が把握しやすいときに採られる。勿論、営為の実行が、重要な不可逆的環境帰結を生じる可能性が無視し得る程度ของときである。評価要領が義務化されるかは、有権当局が許可付帯処方で示す内容による。なお、環境影響報告委員会は専門家からなるため、委員会自身が補足の情報を示すこともできる (Cmer 199X: 10)。委員会が是正した方が、遅延も少なく、必要情報が適切に補足されるという見解もある。しかし、起導者と同一化する危険があるから、自らは是正をすべきでないともいう (Scholten & Van Eck 1994b: 66-67)。

(ウ) 作 業

環境影響報告書が受容されたら、委員会は有権当局から写本を受取る (Cmer 199X: 11)。審査作業は出来れば、指針助言のときと同一の作業集団によるのが望ましい。作業集団は、参加意見を予想しながら、暫定的見解をまとめる。これは、作業集団担当技術事務局職員が用意した質問票やチェックリストと、指針の内容とをもとに行われる。第1回会合において、質問票、担当職員の用意した論点項目や第1次審査草案をもとに議論して、当初の判定を行う。第2回会合では、団員の意見を踏まえて担当職員が作成する審査草案が議論される。担当職員は、一般の感覚を得るために、公聴会に出席する。参加意見も検討される。審査助言を出す前に、有権当局と起導者に審査案を示して意見交換を行う (松村 1996: 67)。これ

は、審査内容を議論するのではなく、不明確な点を明確にするだけである。こうして、審査助言が出される。

審査助言には、起導者・有権当局に対する法的拘束力はない。従って、有権当局は、審査助言が情報不足を指摘したときには、欠点があることを認知して決定手続を進めることも、環境影響報告書を補充 (aanvulling)・適応 (aanpassing) させることもできる。一般には、補充を選択する。環境影響報告委員会は、何をどのように補充すべきかの手本 (richtsnoer) を示すことが普通である (VROM & LNV 1994a: 112-113)。

② 審査事例

㍿ [事例 2]

これは、本文が A 4 版 5 頁の簡略なものであり、目次は表の通りである (表 2-4(3)㍿)。「序 (Inleiding)」では、経緯、起導者と有権当局、諮問日付、供覧期間、作業集団の構成、審査基準 (法定条件・指針・正確性)、参加意見の考慮、公聴会などに触れる (Cmer 1993: 1)。

「環境影響報告書本線審査 (Toetsing van het MER op Hoofddlijnen)」では、まず、報告書の文書は、整然 (overzichtelijk)・明快 (helder)・充分 (volledig) である、環境利益は十分に存在しているとする。また、建築立地間の比較の過程もよく記述され、多基準 (multi-criteria) 分析が利用された表・柱状グラフも、明解である。しかし、アッセンデルフト北部 (Assendelft-Noord) が選好されるという報告書の結論は、これらから自動的に導出されず、突然に「切断 (versnippering)」という議論を登場させるなど、最終考慮は明解 (duidelijk) ではない。この最終考慮には、将来の住区の居住・生活環境が、ハウスフェルド (Guisveld) とヴェストザイダーフェルド (Westzijdeveld) の自然・景観価値や、アッセンデルフト北部の技術的建築可能性よりも、政策的に低く評価されていることを明確にすべきである。また、報告書では立地選択が中心のため、造作側面の記述が粗雑である。決定形成のときには、環境親和的な造作、騒音防止、自然価値を高める方策を、重視すべきとする (Cmer 1993: 2)。

図2-4(3)②(ア)

Cmer 1993

目次

	ページ
1. 序	1
2. 環境影響報告書本線審査	5
3. 今後の決定形成への推奨	3
3.1 序	3
3.2 評価要領	3

「今後の決定形成への推奨（Aanbevelingen voor de Verdere Besluitvorming）」では、評価要領（evaluatieprogramma）において、特に、騒音公害、移動性管理、自然価値保護への着目を求める。最初の評価時点は、自治体計画の審査のときである。第1に、報告書の騒音側面の記述は、説明・根拠のない仮定に基づくものが多く、資料も概括すぎるため、実際の騒音公害を評価する必要がある。具体的には、1) 道路騒音輪郭区域（geluidcontouren）の設定が5000住宅の建築によって20m延長されるといいうが根拠がなく、また、騒音値（dB（A））も終日値か部分値かの説明もない。2) 騒音予測では、3000/5000住宅建築に伴う交通増大が加味されず、現在の交通の延長線上に仮定されているが、これには検証が必要である。3) 「国鉄槍先プロジェクト（Speerpuntprojecten NS）」なる方策によって、鉄道騒音輪郭区域は現行のままとされるが、国鉄の診断によれば、夕方・深夜の貨物輸送増が予期されており、報告書の結論は事前には納得しがたい。4) 報告書でも建築時の周辺住民への騒音を指摘しているが、交通経路が特定されず、公害の程度が特定されていない。第2に、移動に関しては、自動車比率が40%～65%と見込まれているが、全国平均は75%であり、その違いの説明がない。第3に、自然価値では、住区に周辺干拓地の水を循環させるので、干拓地水質の監視が必要である。なお、最後に評価要領に直接関わることではないが、今次の計画期間（2005年）以降には次の住宅建築立地を探すことになろうが、そのときには、既存市街地内の土壌浄化費用と、郊外の自然価値の毀損・切断（versnippering）とを衡量されたい、として締めくくる（Cmer 1993: 3-5）。

(イ) [事例 3]

これも、本文が A 4 版 7 頁の簡略なものであり、目次は表の通りである (表 2-4 (3)②(i))。「序」では、経緯、諮問日付、公表と参加期間、情報夜会 (informatie-avond, 夜間説明会)、作業集団の構成、助言・意見の受理と説明集会 (informatie-bijeenkomst, 公聴会) などに触れる。このユトレヒト州地域計画では、ユトレヒト都市圏に 30600、アメルスフォールト都市圏に 12200 の、住宅立地が指定されており、これらに係る最初の空間計画である (政令第 3 条)。「環境影響報告書への判定と補充の推奨 (Oordeel over het MER en aanbevelingen voor aanvulling)」が本論であるが、必須側面に関する不足と不明確さのため、特に、以下の 4 主題での補充を求めている (Cmer 1994a: 1-2)。

第 1 は、フレウテン (Vleuten) - デ・メールン (De Meern) の園芸温室の移転である。1993 年 3 月のユトレヒト都市圏・国間 VINEX 開始協定に基づき、この地域に 20000 住宅を建築する方向と、1992 年に緑心制御集団 (Stuurgroep Groene Hart) の最終報告にもられた、当該地域に 2 km の緑地連節地帯 (groene geleidingszone) を確保する政策とは、本質的に相互衝突をしている。しかし、報告書ではこの衝突が十分に検討されておらず、選好代案でも自然代案 (Natuuralternatief) でも 180ha の温室移転が提案されている。委員会は、60ha と 120ha に分ける移転の可能性を補充検討すべきとした。実際の移転の必要性に不確実性があるからである。このとき、補充指針での疑問 (緑心侵害の度合い、立地代案、移転関連の今後の決定、必要空間) を参考とすべきである (Cmer 1994a: 2-3)。

第 2 は、2005 年以降の住宅建築の展望である。ユトレヒト州域内では困難で、隣接州 (フレヴォラント州・ヘルダーラント州) に求めるとしながら、報告書ではその可能性に関する検討がほとんどない。また、州外案は、VINEX 開始協定のハウテン (Houten)・ニュウヘイン (Nieuwegein) 立地案とも、ユトレヒト都市圏協議会 (RBU) の圏域内案とも一致しない。従って、委員会は 2005 年以降の多様な空間的可能性の議論を補

表 2－4 (3)②(イ)

Cmer 1994a

目次

	ページ
1. 序	1
2. 環境影響報告書への判定と補充の推奨	2
2.1 フレウテンーデ・メールンの温室園芸の移転	2
2.2 2005年以降の展望	3
2.3 諸代案	4
2.4 交通・輸送	7

充すべきとした。長期的展望がないと、住宅不足の短期的圧力のもとで決断をすることとなり、十分な環境考慮がされない虞が高いからである (Cmer 1994a: 3-4)。

第 3 は代案の問題である。1 つには、平均密度 33.3 住宅/ha という形で、代案が抽象的に示されている。部分地区ごとの建築が相違すれば、インフラ建設など環境帰結にも影響する。環境志向の建築方法や、社会／市場の住宅タイプも影響する。従って、部分地区での織交せを含めた、具体的な代案が必要である。2 つには、各代案は環境側面を個別調査した集合であって、全体としての一貫した都市モデルとなっていない。また、選択された側面も説得的でない。例えば、自然代案は、自然とエネルギー・地下資源で高得点なだけで、他の点ではとるに足らず、説得的な代案とはいえないから、この代案は廃棄すべきである。費用代案 (Kosten-alternatief) も同様に、費用側面だけしか見るべきものはなく、実際には他の代案の比較尺度でしかない。最親環境代案は、3 つの選好代案 (ライネンブルフ (Rijnenburg) 案、ハウテン南部 (Houten-Zuid) 案、フレウテンーデ・メールン案) に比べ、具体的な構成を提示していない。しかし、最親環境代案は温室の移転もなく、都市圏との連関の可能性もあり、3 つの選好代案と十分に比較できる実施可能な形で示すべきである (Cmer 1994a: 4-6)。

第 4 は、交通・運輸に係る補充である。1 つには、自動車交通増の予測が、国の計画である第 2 次交通・輸送構造大枠 (SVV II) の数字を翻訳

しただけである。この数字を達成するための、州の制御手段を具体的に示すべきである。2 つには、代案ごとに、どのような交通インフラを作るのかを提示すべきである。3 つには、2005 年以前・以降ともに、隣接州に住宅を実現したときの影響を検討すべきである (Cmer 1994a: 7)。

(ウ) [事例 4]

1) 概 説

これは、本文が A 4 版 25 頁で、添付資料 (Bijlagen) の 66 頁を合わせると 100 頁近い分量を有する。目次は表の通りである (表 2-4 (3)②(ウ))。「序」では、経緯、諮問日付、公表と参加期間、公聴会、作業集団の構成などと説明するのは、他の事例と同様である。また、地域計画改訂関連の公聴会での参加意見に関しては、委員会は入手できていないため、この参加意見を審査助言で参照する権利を留保すると表明している。本文は大きく 2 つの部分に分かれ、前者は決定形成に直接影響する主題の審査であり、後者は直接的な関係のない主題の審査である (Cmer 1994b: 1-2)。

2) 直接的な主題

「計画中核決断と地域計画の決定形成に結果を伴う主題の審査 (Toetsing op onderwerpen met consequenties voor de besluitvorming over PKB en Streekplan)」は、いわゆる環境目標設定から、騒音 (geluid)、外的安全 (externe veiligheid)、地方大気汚染、異臭 (geur) が、指針での尺度となっている。審査結果は、全体としては良好であるが、部分的には不明確性・欠点が確認されたため、それに関しては補足を求める。補足の仕方としては 3 類型に区分される。第 1 は、補充情報が決定には必須であるもので、補充報告書の作成と公表・参加手続を要するものである。第 2 は、重要ではあるが必須でないものとして、地域計画要綱 (concept) と計画中核決断第 3 部 (内閣提案) の際に、公表されれば可いとするものである。第 3 は、事後評価で情報収集をすべきものである (Cmer 1994b: 3-4)。

第 1 類型は以下の諸点である。1 つには、騒音は地帯見積 (zoneberekening)、外的安全は年間見積 (jaarberekening) という、異なる見積方法

表 2 - 4 (3)②(ウ)

Cmer 1994b

目次

	ページ
1. 序	1
2. 計画中核決断と地域計画の決定形成に結果を伴う主題の審査	2
2.1 Algemeen	2
2.2 Zone- en jaarberekeningen voor geluid en externe veiligheid	4
2.3 Alternatief 5 GG	5
2.4 Geluid	6
2.4.1 Verlaging nachtgrenswaarde naar L_{Aeq} 26 dB(A)	6
2.4.2 Bepaling ernstig gehinderden door luchtvaartlawaai	6
2.4.3 Berekening L_{Aeq} -contouren voor luchtvaartlawaai in de nachtperiode	7
2.4.4 Toepassing van de 65 dB(A)-afkap in de berekening van Ke-contouren	9
2.4.5 Invloed van het geluid van lichte vliegtuigen	10
2.5 Externe veiligheid	11
2.5.1 Individueel- en Groepsrisico	11
2.5.2 Causale en niet-causale modellen	13
2.5.3 Uitgesloten risico's	14
2.5.4 Baangebruik met betrekking tot de veiligheid	14
2.5.5 Aanvoer en distributie van vliegtuigbrandstof	14
2.6 Geur	15
2.7 Ruimtelijke kwaliteit met betrekking tot ecologie, landschap en recreatie	15
2.7.1 Recreatie- en geluidhinder	15
2.7.2 De omvang van groenvoorzieningen	16
2.8 Mobiliteitssysteem aan de landzijde	17
2.9 Gezondheidsaspecten	17
3. 計画中核決断と地域計画の決定形成の手續に結果を伴わない主題の審査	18
3.1 Verschil normstelling geluid luchtvaart en andere bronnen	18
3.2 Uitwerking van de richtlijnen in de beschrijvingen van slaapverstoring door nachtelijk vliegtuiglawaai	18
3.3 Relatief beoordelingsconcept van het groepsrisico FNA	19
3.4 Parameter voor lokale luchtverontreiniging	20
3.5 Emissiefactoren van NOx na 2003	21
3.6 Invloed van seizoenafhankelijk baangebruik op luchtverontreiniging	21
3.7 Bodem, grond- en oppervlaktewater	21
3.8 Plangebied en studiegebied	22
3.9 Compensatiemogelijkheden nadelige gevolgen voor het milieu	23
3.10 Leesbaarheid van het IMER en bijbehorende rapporten	23

が採られが、その理由に関して説明がない。さらに、ある代案の外的安全は、地帯見積法だとより危険度が高く見積られることも判明した。従って、同一見積方法による見積結果を補充すべきである (2.2)。2 つには、参加意見の中から全く新しい代案 (S5GG-SNM 案) が出され、北ホラント州も後になって類似の代案 (S5GG-PMMS 案) を出した。しかし、この両案 (5GG 案と一括される) は正式に公表されていないから、公表・参加のために補充報告書にすべきである (2.3)。3 つには、政令の騒音の夜間限界値 (nachtgrenswaarde) が $L_{Aeq}27\text{dB (A)}$ から 26dB (A) に引下げられたため、それに合わせて、住宅隔離 (woning-isolatie) を含めた修正が必要である (2.4.1) (Cmer 1994b: 5-7)。

4 つには、夜間航空騒音の L_{Aeq} 輪郭区域 (contouren) である (Ther-
ievel 1995: 53, 原科 1994: 79)。騒音輪郭は、野外夜間騒音から「当然減音 (natuurlijke geluidwering)」を差引いた住宅内寝室の想定で行う。従って、「当然減音」の大小で輪郭区域の大小も変化するが、ここでは離陸 20.5dB (A) ・着陸 22dB (A) である。これはマーストリヒト空港のときの、離陸 17dB (A) ・着陸 20dB (A) と同一ではない。また、窓を開ける場合や、通気孔のある住居を考慮していない。従って、マーストリヒト空港と違う「当然減音」とした理由の説明と、マーストリヒト空港と同じ「当然減音」のときの影響を示すべきである。また、通常ある予測上の 20% の「あそび (toeslag)」がないが、その理由と「あそび」をとったときの影響を示すべきである。さらに、大規模航空用地騒音負荷政令 (Besluit geluidbelasting grote luchtvaartterreinen, BGGL) に基づいて、夜間を 23:00~6:00 としているが、22:00~8:00 に拡大した見積も示すべきである (2.4.3) (Cmer 1994b: 8-9)。ちなみに、決定においては 24:00~7:00 の離着陸停止となったという (井村 1996: 39 (デ・ボア発言))。5 つには、指針にある野外・滞在型保養への騒音公害の予測がない (2.7.1) (Cmer 1994b: 16-17)。

第 2 類型は以下のようなものである。1 つには、航空騒音の甚大公害 (ern-

stige hinder) の特定方法であり、Ke 法 (Ke-methode) を主に、終日値 (dB(A)-etmaalwaarde) で補うとしている。しかし、Ke 法の見積だと、将来の改善見込みが、終日値法よりかなり大きく出るが、十分な説明がされていない。また、制御地点が増えるのに、被害住宅数は減るとされる。終日値法での研究区域が小さいため、5 P 案の方が 5 G 案より被害数が大きくなってしまう。いずれも明確な説明が要る (2.4.2) (Cmer 1994b: 7)。

2 つには、外的安全に係る集団危険の頻度(F)・犠牲者数(N)グラフ (FN-diagrammen) と、住宅空間整序環境省報告書『危険との付合い (Omgaan met risico's)』の基準との比較を明示すべきである (2.5.1) (Cmer 1994b: 12-13)。3 つには、空港区域 (luchthavenareaal) 内での危険に関して、空港の造作は ICAO 処方に基づいてなされるから、報告書では記述しないとする。しかし、委員会は、地上勤務者・出迎え見送り者などの空港区域内の危険も考慮すべきとした (2.5.3)。4 つには、滑走路利用の最適化に資するため、FN グラフを、滑走路別・離着陸別に詳細に製図すべきとした (2.5.4)。5 つには、飛行燃料の搬入・配分に係る危険に関して、さらに情報を収集すべきである。これは、指針助言でも指摘したが、指針には容れられず、十分に扱われていない (2.5.5) (Cmer 1994b: 15-16)。

6 つは異臭である。報告書では、1 ge/m³輪郭区域98パーセントイル・10ge/m³輪郭区域99.5パーセントイルの住民数から、2015年でも悪化は避けられるとする。しかし、1 ge/m³輪郭区域99.5パーセントイルでの予測がない、研究区域が10kmに限定されている、など問題がある。従って、研究区域に関わらず、1 ge/m³輪郭区域99.5パーセントイルの全住民数を提示すべきである (2.6) (Cmer 1994b: 16)。7 つには、緑地施設の規模が、現状・自動進展・代案とで異なっているから、それぞれの目標機能と利用価値について明らかにされるべきである (2.7.2)。8 つには、空港拡張は自動車移動を増大させると予期されるが、これは第2次交通・輸送構造大枠 (SVV II) の政策目的に反するので、対策が求められる (2.8) (Cmer 1994b: 17-18)。

第3類型には、以下のものである。1つには、騒音輪郭区域 (Ke-coutouren) が Ke 法65dB (A)で足切りされている。Ke 法の採用は、交通治水・住宅空間整序環境省令 (ministeriële baschikking) に基づき、さらにそれは、1967年のコステン委員会 (Commissie Kosten) 報告書による。しかし、70年代以降、Ke 法ではなく L_{Aeq} 終日値法が工業騒音に採用され、最高値 (piekniveaus) は60dB (A)となった。従って、Ke 法65dB (A)は二重の意味で根拠に乏しい。足切りの有無・水準は、輪郭区域の大小に影響するから、省令規定による輪郭区域だけでは不十分であり、65dB (A)水準未滿での評価が必要である (2.4.4)。2つには、騒音輪郭区域は6000kg以上の大型飛行機に対してだけであるから、それ未滿の小型飛行機に関しての評価を、Ke 法と終日値法で行うべきである (2.4.5) (Cmer 1994b: 9-11)。

3つには、外的安全に関して、これまでは非因果 (統計) モデルによるから、因果モデルの開発を評価要領の一部として進めるべきである。将来的には、因果モデルによる予測・方策と、非因果モデルによる検証が望ましい (2.5.2) (Cmer 1994b: 14)。4つには、保健に関しては、実在・測定可能なものだけでなく、長期的な危険に係る不安がある。従って、保健についても事後監視が必要である (2.9) (Cmer 1994b: 18)。

3) 間接的主題

「計画中核決断と地域計画の決定形成の手續に結果を伴わない主題の審査 (Toetsing op onderwerpen zonder consequenties voor de procedure rond de besluitvorming over PKB en Streekplan)」では、直接に決定には関係しないが、空港に関する基準設定の発展に重要な事項を扱う (Cmer 1994b: 19-25)。1つには、空港は65dB (A)であるが、他の騒音源は50dB (A)のものがあるなど、基準が異なる。これによって、限界値輪郭区域内の住宅数が増減する。2つには、夜間騒音について、指針に示されたデ・フリーファーン (De Friefahn) 式輪郭区域で示されている。最高値式輪郭区域 (piekwaarde contouren) も指針では触れられていたが、これは報告書では使用

されず、情報が提供されていない。また、 L_{Aeq} が20, 25, 27dB (A)のときに、実際に目覚める人の比率も、十分に考察されていない。3つには、FN グラフでの危険の比較は、両対数平面グラフ上の面積による相対判断コンセプトに基づく。しかし、その根拠は不明であり、疑問もある。従って、他の方法にするか、根拠を説明するかをすべきである。委員会は、『危険との付き合い』での基準との比較が良いと考える。

4 つには、住宅地区での大気汚染は、限界値 (grenswaarde) だけでなく指針値 (richtwaarde) も容れるべきである。5 つには、国家航空庁 (Rijksluchtvaartdienst, RLD) の2003年以降の NO_x の減少予想は、第三者審査がなければ納得しがたい。6 つには、季節別の滑走路利用の記述がない。7 つには、土壌・地下水・表面水に関しては、記述が概括的で、「中和」施設 (“neutraliserende” voorzieningen) の有効性が不明であり、危険も記述されていない。さらに、内容の限定性、基準の設定の仕方、海砂利用の影響、国家地理庁 (Rijks Geologische Dienst, RGD) の水路地図の利用などにも指摘がされる。8 つには、計画区域はハーレメルミア (Haarlemmermeer) 市であるが、研究区域は側面ごとであるべきであって、同市より大きいことも有り得る。しかし、インフラ、工業用地、緑地の調査は同市に限定されており、国・州にとっては不十分な情報しかない。9 つには、代償の可能性への言及がほとんどされていない。最後に、報告書は、付属報告書とともに分冊となっており、しかも、相互に地図上の位置・名称・色彩・数字などがバラバラであり、議論の追跡がしにくい。

3 調達運営

(1) 概 説

調達資源は、事業運営に必要な資源に依存し、それは、事業手段と事業運営の性質に規定される。財源資源や人員資源は、ほとんど利用しないので、その調達運営は重要ではない。権限資源は、非常に重要なものであ

る。環境影響報告制度は、運用機関による直接的な手段行使よりも、周与主体への一定行動の義務づけと、周与主体への運用機関による間接的誘導が中心となるからである。しかし、環境影響報告制度では、こうした権限は既に仕組まれており、事業運営のために調達運営をすることはほとんどない。唯一の例外は、州条例指定型のときの州条例制定である。一般には、権限調達の必要性は、運用において仕組の変更が必要となるときだけである。権限資源を運用の中で調達するのではなく、予め仕組んでおくことは、周与主体がその役割を予見するために重要である（大塚 1996：8-9, ルブラン発言（法制化））。

調達運営で中心となるのは、情報・知識資源である。環境影響報告制度では、情報・知識には、やや性格を異にするものがあるため、必ずしも一括できない。第1は、外的情報・知識資源である。これは、環境影響報告制度にとっては、原料的な調達資源であるとともに、それを周与主体に作成させることそれ自体が事業産出である。開始通知、指針、環境影響報告書は、運用機関にとっても必要な情報であるとともに、こうした情報提供こそが事業の出力である。参加意見・助言も同様である。その意味で、調達運営と事業運営は一体化している。他方、第2は、運用機関がこれらの外的情報・知識資源の加工処理のために、固有に必要とする内的知識資源である。事業運営の中心が、環境影響報告委員会という第三者独立専門委員会であることから、執務知識としてより専門知識の性格が強い。

第3に、原料的な情報資源調達ではあるが、事業産出ではないものである。環境影響報告制度は公開性が高く、情報提供自体が事業産出ではあるが、このような守秘情報も存在する。作業集団は、委員会事務局を通じて、有権当局に報知したうえで、起導者との守秘情報に関する情報交換を行うことが出来る。団員は、助言作業中は、メディア・利益集団・有権当局などに発言することを慎む。非公表文書（助言草案など）には、守秘義務がかかる。委員会会長の事前の許可がなければ、団員は委員会・作業集団の見解に関して、コンファレンスや講演などの場で論じてはならない。

企業秘密・安全保障情報にも守秘手続が適用され、作業集団に提供するかは有権当局・起導者の裁量である（Cmer 199X: 4）。

（2）環境影響報告委員会

① 委 員

専門知識資源は、専門知識を有する人員を調達によるから、知識調達は人員調達と同義である。委員会委員は、このような知識＝人員資源のプールである。委員自体は200人程度である（Cmer 199X: 1-2）。専門分野は、大気・土壌・水質汚染、生態学、水文学、地理学、考古学、騒音公害、景観などの環境各分野に加え、土木・空間計画などを含む。さらに、環境法、社会心理学、環境経済学、干拓、交通、廃棄物処理、エネルギー、環境保健などの専門家の協力を得られる状態である。端的に言って、環境影響報告が関係する全分野を包括している。これらの専門家は、大学・研究所・コンサルタント会社・政府機関に勤務しているものが多いが、委員としての任務は個人資格によるものであり、所属機関の見解を代表しない。

専門家である委員への報酬は相当のものであるが、一流の専門コンサルタントの料金には及ばない。それでも委員となるのは、環境影響報告委員会委員であることが、個人資格として威信になるためである。報酬は実働日時に応じて支払われ、使用者に報酬を譲渡しなければならない委員では日額1200（時間単価150）ギルダール、自己の自由時間に務めるとして報酬を受領できる委員では日額500（時間単価62.50）ギルダールである（1994年当時）。通勤時間には支払われないが、準備などに割くときは支払われる。自家用車通勤費は、公務員規則に準じて、1 km 単価0.68ギルダールが支払われるが、環境面から公共交通の利用が要望されている。宿泊・通信・複写費などは、委員会の任務に関わる限り支払われる。専門文献購入費は、事務局による承認がなければ、支払われない。委員は書式に則り、時間・支出明細を提出し、事務局が検収して支払う。使用者に報酬を譲渡する委員では、使用者に直接に支払われるが、委員会と使用者との間に取引活動はないから、付加価値税はかからない（Cmer 199X: 3）。

表 3(2)① (その 1)

[事例 1・2] Cmer 1992 : 28 Cmer 1993 : 13

作業集団の構成 (Samenstelling van de werkgroep)

mevr. ir. M. L. de Knecht

W. A. S. van Meel

ir. S. Riemens

ing. G. van der Sterre, MSc.

dr. M. J. Wassen

ir. K. H. Veldhuis (voorzitter) (団長)

作業集団担当技術事務局職員 (Secretaris van de werkgroep)

[事例 3] Cmer 1994a : 16

Samenstelling van de werkgroep :

W. A. S. van Meel

ir. K. Nije

ir. D. F. Sijmons

dr. J. T. de Smidt (voorzitter)

drs. ing. P. J. van Vugt

dr. M. J. Wassen

Secretaris van de werkgroep : drs. M. van Eck (richtlijnenfase) en drs. J. J. Scholten (toetsingsfase).

事業運営の個々の案件では、この資源プール全体が利用されるのではなく、必要に応じて何人かが動員されるだけである。これが作業集団である。なお、委員外から参与として知識＝人員の調達も可能であり、国内に適材がなければ外国に求めることもある。言語の関係から、ベルギーのオランダ語ができる専門家が多い。作業集団の構成は公表されており、各[事例]での団員は表の通りである(表 3(2)①)。団長は、技術事務担当職員とともに、助言の期日に関して監督し、法定期限内での提出を心掛ける(Scholten & Bonte 1994 : 4-5)。助言文書も、団長と担当技術事務局職員によって署名される(Cmer 199X : 2)。作業集団は、常時、25程度が並行して作業している(Scholten 1996)。一般に、指針助言には各団員は20時間、審査助言には25～30時間を費やし、それぞれ3回の半日会合を行う。指針助言の第1回会合は、現地調査が普通である(Cmer 199X : 3)

表 3 (2)① （その 2）

[事例 4] Cmer 1994a : 34

Samenstelling van de werkgroep:

prof.dr.ir. J.F. Agema
 dr.ir. M.M. Boone
 ir. P. van Duursen (voorzitter)
 ir. W. van Duijvenbouden
 dr. J.H. Ettema
 ir. B.N. de Koning
 ir. P.G. Meijer
 dr. H. Nieboer
 prof.dr. P. Nijkamp
 ir. S. Riemens
 ir. K.A.A. van der Spek
 dr. F.P.C.L. Tonnaer
 prof.ir.drs. J.K. Vrijling

Op het gebied van vliegtechnische aspecten adviseerde capt. P.C. de Bruijne de werkgroep.

Secretaris van de werkgroep: drs. J.J. Scholten en drs. T. Gorter

[事例 5] Cmer 1995 : 19

Samenstelling van de werkgroep:

prof.dr.ir. J.F. Agema
 dr.ir. M.M. Boone
 dr. H. Cohen (voorzitter richtlijnen IMER)
 ir. P. van Duursen (voorzitter toetsing IMER en AMER)
 ir. W. van Duijvenbouden (toetsing IMER)
 dr. J.H. Ettema
 ir. B.N. de Koning (richtlijnen - en toetsing IMER)
 ir. P.G. Meijer (richtlijnen- en toetsing IMER)
 dr. H. Nieboer
 prof.dr. P. Nijkamp
 ir. S. Riemens
 ir. K.A.A. van der Spek
 dr. F.P.C.L. Tonnaer
 prof.dr. C.A.J. Vlek (richtlijnen IMER)
 prof.ir.drs. J.K. Vrijling (toetsing IMER en AMER)

Op het gebied van vliegtechnische aspecten adviseerde capt. P.C. de Bruijne de werkgroep.

Secretaris van de werkgroep: drs. J.J. Scholten en drs. T. Gorter (toetsing IMER en AMER)

② 専門性・独立性

環境影響報告委員会の機関原理は、専門性と独立性である。専門家自体は、有権当局・起導者・意見参加者・法上助言者など、決定に関係する他の主体にも見られる。従って、専門性だけでは、委員会助言の不偏性・公平性を主張することはできない。独立性のために、法的枠組としての独立性（権限資源）と、紐付きでない予算（1993年で4.5百万ギルダー、財源資源）が、調達されている。また、立地も、中央各省の多くが所在するハーグではなく、ユトレヒトであることも、その現れである（Scholten & Bonte 1994: 4-5）。委員会は政治的議論はせず、また、政治的支持を求めない。議会・内閣への説明もしない。運用本省機関との非公式会合は年2回あるが、一般的な意見交換に終始する。セミナー・ワークショップで同席・論議することはある。環境利益集団からの圧力活動もかつて事例があったが、効果がないので現在はない。専門家は同一共同体に属することは否定できないが、専門家は議論志向的であるから、独立性を害しない（Scholten 1996）。作業集団の構成の独立性（無関係性）も確保も重要である。実務では、担当技術事務局職員が専門家（委員）と接触するときに、この論点が検討される。何か疑点が発生したら、担当技術事務局職員は直ちに連絡する。構成が非公式に作られると、起導者・有権当局に伝えられ、不公平な構成のときには忌避する。最終的には、委員会会長が決定する（Cmer 199X: 2）。

しかし、独立性に実際に最も影響するのは、作業の品質への信頼性である。これは、当初の委員会にはなく、設置から6～7年を要して形成した。第1は、期限の遵守である。第2は、判決に言及されることである。第3は、過誤を2度は繰返さないことである。なお、助言の内容が、起導者・有権当局と環境利益集団との双方から批判されるのは不可避であり、そのこと自体は信頼性の欠如を意味しない。作業集団に分かれて助言をするため、委員会全体としての見解の統一が、内部的品質管理で重要である。そのため、1つには、10週に1回、会長・副会長が会合し、現下の争

点に意見交換を図る。2つに、事務局職員は2週に1回の会合を行う。3つに、ゴルフ場などの各問題類型ごとに、担当技術事務局職員を配し、当該類型に係る事案は全てを追跡する。これは、非公式内部的な分担である。なお、過大な同一化が生じないように、担当類型は数年に1度に取り替える。4つに、作業集団も構成を変える。同一構成員間での自己回帰的論議を避けるためである（Scholten 1996）。

③ 事務局

各作業集団には、担当技術事務局職員が張付く（Cmer 199X: 2）。この事務局職員は、作業の管理面だけでなく、助言の起案も行うことが多い（Scholten & Bonte 1994: 4）。作業集団員が起案にコメントすることで修正をしていくが、場合によっては、団員が起案することもないわけではない。技術事務局職員は大学卒であるが、専門家ではない。むしろ、新しい主題に迅速に対応できる適用性が重要であり、その点で、地理学系・生物学系が多い。利用可能な知識の収集・整理に基づく思考に慣れているからである。関係性の科学、科学系ジェネラリストともいえる。1996年当時の事務局職員24人のうち、技術事務局職員は12人であるが、地理学系4人、生物学系5人、化学系1人、法学系1人、空間計画学系1人である。一般に、法学系は希望者は多いが、役に立たないことも多いという。工学系・経済学系は適していないが、そもそも応募も少ないという（Scholten 1996）。残りの12人の事務局職員は、管理・情報・文書事務に従事する。この他に事務局には、事務長（Secretaris）1人（地理学系）と事務長補佐（Adjunct-secretaris）3人がいる。また、事務次長（Plv. secretaris）が置かれたときもある（Cmer 199X: 4, BiZa 1998: U16, BiZa 1994: T16）。年によって変動はある（Cmer 1998: 63-64）。

③ 州間協議会

運用機関に州政府がなるのは、州条例指定型だけの例外的な存在である（州政府は、環境影響報告制度には、周与主体である有権当局として関わることの方が多い）。実際に事業運営を行うには、どのように運営すべきかの技術・ノ

ウハウがある方が望ましい。従って、知識資源調達が重要である。環境影響報告制度の知識調達の有利性からも、制度の統一的運用という観点からも、全体的な運用機関（住宅空間整序環境省・農業自然漁業省、環境影響報告委員会）が行うのが、最も自然ではある。他方で、それでは、州条例指定型という編制をした意味がないともいえる。

実際には、州間協議会（Interprovinciale Overleg, IPO）が、「モデル条例（model-verordening）」を作成している。もっとも、このモデル条例は、営為・場合・決定という政令別表 C の形態を模倣しているなど（モデル条例第 5.3.1 条，同別表第 8 C（Nummer 8, onderdeel C）），全体制度の影響を強く受けている。その意味で、名目は州政府であるが、実質は運用本省機関が行っている。従って、州政府は、運用機関というよりは、限りなく、運用本省機関の誘導の対象である周与主体に近いといえる。そして、そのことは、環境影響報告制度全体での位置づけとも対応する。

4 回 転

4-1 維 持

(1) 総 説

環境影響報告制度の安定的な回転のためには、事業産出が望ましい結果に結びつくように、その産出の維持（handhaving）が必要である。そのためには、周与主体に対する履行確保をするとともに、周与主体の遵守（naleving）を求める必要がある。

運用機関によれば、有効な維持には、以下のような要件が挙げられる。ある意味では、編制要素の再掲である。第 1 は、明確な法的規制である。第 2 は、合理的意思決定モデルの適用である。つまり、代案考慮の余地が広く、新しい情報を吸収するなど、決定手続が可塑的（open）なことである。第 3 は、プロジェクト環境アセスメントは、戦略的環境アセスメント

に支えられていることである。この点は、環境影響報告制度の弱点として意識され、試みが進められている（Van Eck 1994b, Ten Holder 1995, Verheem 1996）。第4は、開始通知・参加・指針助言・指針という、スコーピングへの関心である。第5は、参加の確保である。第6は、独立の環境影響報告委員会による、指針助言と審査助言を通じた、客観的事実に関する二重チェックである。また、委員会は、環境影響報告制度に関する情報センターとして機能する。第7は、環境影響報告書固有の品質である。具体的には、提案・代案営為の環境帰結の情報、環境帰結間の比較、環境帰結と基準との対比、欠落知識の概観などである（Scholten & Van Eck 1994a: 20-21）。この他に、フォローアップ、柔軟性（変化への対応、適用範囲、調査項目など）なども挙げられる（ルブラン&デボア 1996: 44-49）。

講学的にまとめれば、環境影響報告制度での維持は、大きくは2つに分かれる。第1は、事業産出である環境影響報告書が、決定において充分に考慮されることである。これが固有の意味の維持である。決定・争訟段階である。第2には、環境影響報告書の品質を維持することである。選別・作成・判定・評価の各段階である。

（2）選 別

① 見解表明

選別段階では、重要な営為が漏れないように維持する。しかし、争訟による維持は、運用機関によれば「不幸な径（ongelukkige gang）」である。従って、実務的には、疑義のある情報は住宅空間整序環境省環境影響報告課に集約され、そこで検討される。こうして、遺漏を防ごうとする。但し、環境影響報告課の見解は、専門家としての単なる意見であって、法的拘束力もなければ、法的に抗告の対象ともならない（国務院争訟部1988年4月13日判決（Afdeling rechtsspraak（ARRvS）13 april 1988））。運用本省機関は判例などを想定しつつ、執務知識を蓄積・発展させることで、実質的な維持を試みている。実際には、回避は多くないとされている（Scholten 1996）。

また、起導者にとって、環境影響報告義務かどうかは不確定ではあるが、後から義務と選別されて遅滞が生じるのは懸念される。このような場合に、運用機関は以下のように示す。第1は、予防的に環境影響報告手続を開始する。第2は、有権当局に対して環境影響報告の要不要に関して、明確な宣明 (uitspraak) を求める。この宣明は抗告で争える公式決定ではないが、実務的には、有権当局の判断を事前に知り、対応が円滑になる。

② 「悪意の裁断」

対象設定は、一般には場合欄で裾切りが行われている。そこで、選別の維持として問題となるのは、環境影響報告義務を回避しようとして、故意に営為を分割して、裾切り以下の規模にする「悪意の裁断 (moedwillig opknippen)」が生じ得ることである。一義的には、この可能性の有無を調査するのは、有権当局の責任である。有権当局は、複合することで環境に重要な害が有り得る複数の営為間の連関を点検し、決定形成にそれを含めるとされている (法第7.2条第2項)。また、政令別表C型の他に、別表D (判別義務) 型を指定したことは、「悪意の裁断」の可能性を減らすための仕組でもある。また、定義規定 (政令別表A) において、「能力」や「面積」の定義が、「近い将来に合理的に予見し得る拡張を含む (de redelijkerwijs binnen afzienbare tijd voorzienbare uitbreiding daarvan)」とあるのも、同様である (政令別表A 2項a号)。

有権当局が維持しないときには、法的権限的には裁判所によって維持される。例えば、多様な堤防区間に分割して段階的に営為を進めることでは、環境影響報告義務を回避できないとした判決がある (アーネム地方裁判所1993年1月22日判決 (RB Arnhem, 22 januari 1993))。しかし実務的には、運用機関である環境影響報告課に疑義を照会 (aanvragen) することが、賢明な対応である (VROM & LNV 1994a: 35)。

(3) 作 成

環境影響報告書は、起導者によって作成されるが、その作業が起導者にとって負担を追加するだけで、何等の利点もないときには、作成作業は

渋々進められうるに過ぎなくなる。運用機関は維持のためには、起導者とそのメリットを説得する必要がある。環境影響報告書では代案作成が重要である。代案作成の目的は、企画開発と決定形成のできる限りの早期において、設定目標を実現できる可能な選択肢と、それぞれに付随する環境影響とについて、認識を得ることにある。これは、有権当局にとってだけでなく、起導者にも当てはまる。すなわち、起業者は、企画の段階で環境帰結を説明できるようになり、環境面から最善の営為を選択し得る、というのが運用機関の説得である（VROM & LNV 1994a: 71）。ときには、こうした考慮が、経済的な方法を発見することにもつながる。例えば、EPON社の事例では、最親環境代案が決定されたが、結果的には企業効率も、当初提案に比して25%の向上を意味していた（VROM & LNV 1994a: 76）。

（4）判 定

① 欠陥是正

環境影響報告書は、判阶段のなかの多様な場面で、欠陥を指摘される。欠陥を認識された報告書がそのまま放置されることは、維持には逆効果である。従って、報告書は是正されるべきである。この維持活動が、広義補充である。広義補充は、有権当局による受容性判別の前後で、編制における位置づけが異なる。受容性判別以後の是正を、（狭義）補充と呼ぶ。

環境影響報告書が、法定条件欠陥や不正確のときには、有権当局は、受理後6週以内に起導者に、理由を付して報知する。環境影響報告書は不受容となり、それ以降の手続の進行は中止され、営為に関する決定も為されない。但し、欠陥が二次的なときには、不受容の判別はしない。この不受容報知は、営為に係る許可申請などを撤回させることを必ずしも含意しない。むしろ、必要な補充を付加した上で、改めて有権当局に環境影響報告書の提出をすることを求めている。実際、多くの場合には、こうした修正情報によって充分とされ、受容性判別に至る（VROM & LNV 1994a: 162）。これが受容性判別前補充であり、仕組も法定されている。

② 狭義補充

実際には、有権当局による受容性判別以降も、参加・助言・審査の段階において補充情報が必要とされることがある（Cmer 199X: 11）。この（狭義）補充（＝受容性判別後補充）に関しては、法定の仕組みはない。従って、起導者は任意で補充できるが、補充を義務づけられるわけではない。そのため、この狭義補充に関しても規則制定が必要という見解が、環境衛生総則法評価委員会（Evaluatiecommissie Wet algemene bepalingen milieuhygiëne）などから出された。しかし、州と環境影響報告委員会はこれに反対し、現行の柔軟な運用実務を維持すべきとし、住宅空間整序環境省も同調している。その理由は、補充規則の枠内での決断には、（判例などによって）抗告訴訟が開かれる可能性が高く、それは遅延と手続的困難を招くということにある。また、委員会の審査助言を内容事実に関する「終審」にさせるためにも、審査以降の有権当局の対処が仕組みられない方が望ましいと、推定される。

こうして、狭義補充の仕組みは作られず、運用に委ねられる。そのため、住宅空間整序環境省から、大臣方針（richtsnoer）が出ている。情報提供による運用である。この方針は、決定形成にとって有権当局が必須を考えるとときにのみ、適用される。必須でないときには、許可案の作成やその公表を進められる。想定される状況は、以下の2つに場合分けされる。

第1は、補充が、当初の許可申請・計画（素）案の変更をもたらすときである（法第7.28条類推適用）。具体的には、以下のような場合である。1つには、有権当局は補充を必要と考えるが、そのような補充をした場合、補充報告書の内容から、当初の許可申請・計画（素）案が実行できなくなるときである。起導者は変更を余儀なくされる。2つには、以前に環境影響報告書が作成された決定が裁判で無効とされた後に、改めて新しい許可申請・計画（素）案を出すことになる。このとき、報告書の補充が為されると、それに応じた修正が必要である。3つには、報告書の資料が古くなったときや、新しい調査資料が利用できるようになったときである。4つには、有権当局が、環境影響報告書で（不十分にしか）記述されていない

代案を選択したときである。これは、起導者と有権当局が同一のときに生じ、交通治水省の画線決定 (tracébesluit) や、州の地域計画によく見られる。なお、画線法 (Tracéwet) では法定されており、「画線文書／環境影響報告書 (tracénota/MER)」に記載されていない路線を画線できるが、そのときには、「補充画線文書／環境影響報告書」が作成されなければならない（画線法第14条）。つまり、これの類推適用である。第2は、環境影響報告書の補充が、当初の許可申請や計画（素）案の変更をもたらさないときである。これは、有権当局の実際の必要に応じて進められる。

大臣指針は、多くの運用実例で実際に行われている進行を、そのまま取込んでいる。通常の判定手続が、類推適用的に再現される。有権当局が補充が必要と考えるときには（受容性判別）、有権当局に報知するとともに、メディアを通じて公表する（法第7.12条第4項類推適用）。起導者は補充を作成し、有権当局に提出する。有権当局は受理・受容してから、公表・供覧・参加を行う。最後に、環境影響報告委員会が補充審査助言を行う（VROM & LNV 1994a: 162-164）。例えば〔事例5〕では、以下のように進行的な進行した。1994年8月23日に審査助言（〔事例4〕）が出され、一部については補充報告書の作成を推奨した。9月20日に、北ホラント州（調整有権当局）が、委員会への書簡によって、補充の提案を知らせた。10月18日には補充の着手を公表した。起導者と有権当局が同一なので、補充報告書は作成後そのまま、12月8日に報道発表され、同月12日に公表された。翌13日に委員会に対して、補充審査助言を求める諮問を行った。供覧・参加がなされ、また、公聴会も1995年1月10・11日に開かれた。補充審査助言は1月30日である（Cmer 1995a: 1-2）。

③ 補充審査助言

〔事例5〕は、補充審査助言である。本文がA4版6頁の簡略なものである。「序」は、審査助言と同じく、経緯、作業集団の構成、参加意見の斟酌などが述べられる。「審査」は、補充情報の付加価値への審査と、当初報告書と合わせた全体としての情報の充分性の審査からなる（Cmer

1995a: 1-2)。

前者に関しては、補充が充分な情報を追加したとする。個人危険輪郭区域では、当初報告書は、補充報告書よりも現状を悪く判断しており、反射的に、改善が大きく見えていたことが明らかにされた。また、夜間時間を長くとることや、窓開けの可能性を入れたことから、補充報告書では睡眠妨害の見積は大きくなった。さらに、望ましいとされる S 5 GG-PMMS 案は、補充報告書でさらに環境基準を満たせない側面が多いことが判明した。従って、計画中核決断では一層の措置が必要となった。但し、これらの追加情報は、当初報告書の各代案間の順位を変えず、S 5 GG-PMMS 案も尺度によって順位が入替わる程度であった。但し、当初報告書より、全体として有利性が減っている。後者に関しては、補充報告書では、審査助言での第 1 類型（要補充）の内容の追加に集中しており、その意味で、他の助言や参加意見に十分に応えたとはいえないが、決定を行うための十分な情報は得られた。従って、手続の進行を可とする（Cmer 1995a: 2-4）。

また、決定に際して計画中核決断第 3 部などで言及すべき点も、指摘している。第 1 は、研究区域である。補充報告書では当初報告書よりも広い騒音 L_{Aeq} 輪郭区域も採用したが、作成者は、研究区域の拡大しても信頼できる情報の追加は少ないとも主張している。従って、これは欠落知識であるから、決定の段階で欠落知識が何なのか論述すべきである。第 2 は、夜間騒音に関する、夜間時間の延長と窓開け・通気孔である。審査助言ではこれらを別個に指摘したため、補充報告書でも両者の複合は検討されなかった。決定に際しては、複合についても検討すべきである。第 3 に、騒音と保養の関係であるが、これに関しては、服用量／影響関係を開発すべきである（Cmer 1995a: 4-6）。

なお、参加意見から登場した S 5 GG-SNM 案の取扱いである。補充報告書では、起導者側は、同代案は航空技術的な点や墓地を分断する空間的な点から、非現実的な要素を含み、現実的代案として他と同列に比較できないとした。こうした扱いに、同代案の提起者である SNM（自然環境

財団（Stichting Natuur en Milieu）は意見参加（85番，1995年1月17日受理）の中で，起導者の根拠が誤っていると反論している。委員会の判断は，同代案の実現性は高くないとして，起導者側に理解を示す（Cmer 1995a：6）。

（5）決 定

① 総 説

環境影響報告制度は，決定そのものではなく，本体プログラムの事業運営である決定に対する，補助プログラムとしての事前・事後手続である。環境影響報告書が本体プログラムの決定で無視されるならば，環境影響報告制度の事業産出は無意味である（大塚 1996：15（デ・ボア発言））。従って，環境影響報告書は，本体プログラムにおいても，維持されるべきである。この決定形成段階での維持のために，手続的条件（invloed）と実体的条件（kennis）とを，本体プログラムの条件に上乗せする（Ameerlaan & Rood 1994：96）。

但し，基本的には，周与主体である有権当局に条件付けをしたにすぎない（VROM & LNV 1994a：113）。運用機関が運用において直接に，維持に当たるわけではない。例えば，運用機関が有権当局とともに決定権限を共有するとか，あるいは，有権当局の決定に際して運用機関（主務大臣）の同意・協議を要するなどの，直接関与はない。ここでも，環境影響報告制度が全体として有している，間接関与の性向が反映している。つまり，編制を仕組むことで，維持という運用の代替を期待している。その意味で，決定における維持は，微妙な位置にある。

② 拡張決断根拠

有権当局は，いわゆる拡張決断根拠（verruiming beslissingsgrondslag）によって，決定に際しては，全環境帰結を考慮しなければならない。また，いわゆる理由付け義務（motiveringsplicht）によって，有権当局は決定に際して，どのように環境影響報告書の情報を利用したのか明らかにしなければならない（デ・ボア 1996：8）。しかし，実際の法的制約の中で，

実際には、当該個別法分野のみの衡量がなされ、環境影響報告書に基づく環境利益が、十分に考慮されていない可能性もある。例えば、表面水汚染法 (Wet verontreiniging oppervlaktewateren, Wvo) 許可では、表面水環境に関わる環境帰結のみは考慮するものの、その他の環境影響報告書の環境帰結は考慮されないことも有り得る。従って、運用機関は、決断根拠の拡張の可能性に関して、有権当局を積極的方向へ誘導を図ろうとする (VROM & LNV 1994a: 159-160)。

拡大公開準備手続 (行政法規一般法第3.5節) 不適用の計画については、拡張は限られるとする。例えば、工業用地からの大気・水・土壌への排出は空間計画では規制できず、ゴルフ場の肥料・除草剤の使用は用途計画では制限できない。従って、決定では環境影響報告書の内容を生かすことは出来ず、事実上で作られる管理計画 (beheersplannen) や協定などを通じるしかない。これに対して、拡大公開準備手続の適用される環境許可では、拡張の可能性は高いという。これは、実質的には、環境影響報告書は、同じ環境政策分野の決定には拡張されやすいことを意味する。他の政策分野への横槍的介入には限界がある。その意味では、本体制度としての環境許可制度の存在が重要である。

拡張の第1に、環境許可付帯処方を環境保護のために課すときに、通常の法規で許容されている以上の処方が、環境影響報告書を根拠として可能である。例えば、環境影響報告書で、環境帰結の累積が指摘されているときや、環境保護区域で造作が為されるときなどである。あるいは、既存基準では許されていても、環境影響報告書で、新たな排出削減技術が利用できることが明かとなったら、既存基準は突破される。規則が一定の余地を与え、環境影響報告書が契機を与えるときには、既存規則も突破できる。例えば、航空法 (Luchtvaartwet) に基づく政令騒音基準も、基準はあくまで発展中であるから、環境影響報告書をもとに異なる規制も可能という、国務院助言がある (RvS 1987-1988)。

第2の可能性が、いわゆる「白染み (witte vlekken)」現象である。こ

れは、ある法令での許可条件がなくとも、別の法令の許可条件を拡張して対処する。「白染み」は、かつて環境法が個別環境許可 (sectorale milieuvergunningen) に分断されていたときの名残であり (東京海上 1992: 7-10)、それらが単一環境管理法許可に置換され、また、環境管理法と表面水汚染法の両許可間の調整規定が出来てから、その重要性は薄れてはいる (Ammerlaan & Rood 1994: 294-295)。しかし、表面水汚染法許可が不要なときにも、環境管理法許可を拡張して規制を加えることや、核エネルギー法 (Kernenergiewet, Kew) 許可に表面水汚染法による水質規制を加えることで、依然として活用できる。

(6) 評 価

① 総 説

評価の目的は、環境影響報告書で予測された影響が、実際の環境帰結と一致しているかを調べることである。あるいは、現れた環境帰結が、決定の前提情報の範囲内にあるかである。実際の影響が予測と大きく乖離しているときには、有権当局が追加の方策を採ることが出来る。また、欠落知識に関する認識を得ることも、評価の目的である。

環境影響報告書では、評価に関する記述は法定条件ではないが、実際には多くの報告書において、監視 (monitoring)・将来詳細調査 (toekomstig nader onderzoek) の開始が言及される。通常は、短い1章や数項において、起導者・起草者が、営為のどの部分ないし側面に関してモニタリングをするかを示す。しかし、法制上の評価は、有権当局がその有無を決定し、有権当局の責任で行う。このような事例は必ずしも多くはない。具体的には、デ・スルフター (De Slufter) の汚泥回収、COVRA の放射線廃棄物保管、エメン (Emmen) のガス脱硫施設、大バイスターハウゼン工業用地 (Bedrijventerreinen Groot Bijsterhuizen)、北ホラント州廃棄物計画、ベトゥヴェ鉄道線 (Betuwe spoorlijn) などがある。また、リネ・モンフォルト (Linne Monfort)、第3期メルヴェデハーフェン (Derde Merwedehaven)、フェルセン (Velsen)、ヘイロー (Heiloo)、ナウエルナ

(Nauerna), フェーンダム (Veendam) の各廃棄物処分場も評価の事例である (VROM & LNV 1994a: 113-114)。

② 内容・作業方法

実際には、評価は有権当局が、起導者・起草者 (opsteller) と協力して進める。いずれも周与主体の手中にあり、運用機関が直接に関与することは出来ない。また、環境影響報告委員会は評価結果報告書 (verslag) を受取るが、指針や報告書と異なり、助言での関与は法定されていない。従って、評価段階も運用機関は、情報提供による遠隔誘導を試みる (VROM 1990, 1992)。なお、評価結果報告書の審査を環境影響報告委員会に求めることは、有権当局の任意である (Cmer 199X: 13)。

有権当局は、評価に関して、決定において期間・方法を定める。具体的には、評価要領 (evaluatieprogramma) を作成する。評価要領では、調査項目 (onderwerpen), 調査方法, 調査時期, 調査実施者と費用負担者, 調査結果の判明後の採るべき行動, などが決められる。調査時期は、建設前, 建設中, 使用・管理中, 事後配護などとあるが、1 回というより何回か繰返すのが普通である。費用に関しても重要であり、特に複数の有権当局があるときには、その分担割合を定める。また、評価の実施は、有権当局と起導者の協力で行われるから、両者の任務分担を合意し、評価要領に明確に定めておくことが望ましい。

調査項目は、環境影響報告書での環境影響予測・欠落知識、外的進展、決定時の論争点などである。法定助言者助言や参加意見も参考となる。外的進展とは、決定の後に生じてきた、環境帰結に関する重大な認識の変化や、環境対策や緩和方策の実現可能性の変化などである。例えば、廃棄物焼却施設のダイオキシンである。また、留保や疑念が残ったまま決定されたときには、決定時の論争点も重要である。調査項目は優先順位を付けて選定される。調査項目とする基準は、測定が可能か、営為に起因するか、不確実か、方策によって対処できるか、将来の環境影響報告書に役立つか、などである。調査結果資料が有意義となるためには、比較の参照枠組

が必要である。すなわち、営為の開始時点での現況＝零状況（nul-situatie）と、自動進展である（VROM & LNV 1994a: 115-119）。

（7）争 訟

① 間接性

争訟は、法的弁証によって、運用機関の事業運営を維持する。従って、回転における弁証と維持とが一体的である。勿論、争訟は同時に、法的反証によって、事業運営の維持を不可能にし、変更を要請することもある。環境影響報告制度の運用における有権当局の決断に対しては、一般的には抗告訴訟は開かれていない（ECW 1996: 22-23）。既に述べたように、このことは、審査助言を、裁判所に代わる独立・事実・最終審査と位置づけることに対応する。抗告に相当する異見は、参加・助言として委員会に投入され、それを踏まえて委員会が最終判断を下すのである。

環境影響報告書の内容や、それに基づいた有権当局の見解に同意しないときには、有権当局の決定形成に関連づけて、間接的に抗告訴訟が行われる。例えば、環境管理法上の決定（環境許可など）では、国務院行政争訟部（Afdeling bestuursrechtspraak van de Raad van State（ABRRvS））に提訴する。また、許可などの決定において、有権当局が評価調査の方法・時期を示さなかったときには、この決定に対する抗告が開かれ、当該決定は無効となりうる（VROM & LNV 1994a: 118）。判決において、環境影響報告委員会の審査助言への言及がされることがあるため、有権当局は審査助言を無視して決定手続を進めにくい。審査助言の事実内容に関しては争訟で争えないが、審査助言の事実内容が判決の判断材料となることで、審査助言の維持が促進される。そのため、環境影響報告書の補充がされることが多い（Scholten & Bonte 1994: 4）。

争訟が決定本体制度で行われるため、環境影響報告制度での維持と、決定本体制度での維持とは、乖離しうる。つまり、（運用機関からみて）「問題」のある環境影響報告書に基づく決定が維持されないことは、環境影響報告制度にとっては維持のこともある。また、「充分」な報告書に基づい

たが、それを考慮しない「問題」のある決定が維持されないことも、環境影響報告制度にとっては維持である。「充分」な報告書に基づく「問題」ない決定が維持されるのは、環境影響報告制度にとっても維持である。

② 限定性

環境影響報告制度に関する抗告訴訟に関しては、環境管理法の規定はなく、運用に委ねられている (VROM & LNV 1994a: 160-162)。旧法である環境衛生総則法では、調整 (coördinatie) に関する決定と、免除申請に対する決定とには、抗告が明示的に開かれていた (環境衛生総則法第55a条)。現行法 (環境管理法) では特段の規定がないため、行政法規一般法における「決定 (besluit)」の概念に依存する (行政法規一般法第1:3条第1項)。そこでは、行政機関の文書による決断 (beslissingen) で、内容的に公法的法行為 (publiekrechtelijke rechtshandeling) を含むものとされる。判例によれば、行政機関と他者との関係に (外部的な) 法的帰結をもたらすものとされる。従って、運用本省機関の解釈によれば、環境影響報告制度の運用で「決定」といえるのは、①判別義務 (政令別表D) に係る決定、②免除申請に係る決定、③調整に関する決定、とされる。その意味で、旧法規定から削除されたことの意味はないと解している (旧法当時は、判別義務の仕組はなかった)。逆にいって、指針や受容性判別への抗告はできない (1985年7月23日行政争訟部判決 (AR 23 juli 1985), 1993年1月11日行政争訟部長決定 (Vz AR 11 januari 1993))。

運用機関によれば、環境影響報告制度は争訟を限定する作用があるという。争訟は、準備・決定段階における、不十分な情報・意思疎通・合意形成に起因するものがある。環境影響報告制度は、参加・審査による公開の合意形成手続であるから、争訟の原因は減少するからである (大塚 1996: 20-21 (デ・ボア発言), Scholten 1996)。

③ 選 別

環境影響報告の対象営為は、編制の対象設定で明示され、事業運営の選別によって確定されるはずである。しかし、現実には、多数の運用機関と

周与主体が関係するために、必ずしも一義的な合意が形成されるとは限らない。従って、選別において遺漏が生じないように、運用機関は維持方を講じなければならない（VROM & LNV 1994a: 34-35）。法的権限的には、裁判所によって維持が担保される。環境影響報告義務に関しても、判別義務に関しても、ほぼ同様である。但し、既に述べたように、運用機関は争訟による維持には批判的である。

第1に、起導者が環境影響報告の対象でないと判断したが、有権当局が対象と選別したときである。このときは、有権当局によって遺漏は抑止され、維持の問題は生じないといえるが、有権当局による過大な対象選別も、本来は好ましいものではない。しかし、運用機関が権限的に介入する余地はなく、起導者が有権当局に対して抗告で争うかだけである。すなわち、政令別表C型などの場合には、起導者の環境影響報告書なしの申請に対して、有権当局は環境影響報告書の欠落を理由に不受理（niet-ontvankelijk）する。起導者は抗告を行い、最終的には国務院行政争訟部（ABRRvS）に至る。この間、起導者は暫定措置（voorlopige voorziening）により、申請を有権当局が取扱うことを求める。政令別表D（判別義務）型のときには、有権当局の選別決定に対して、行政争訟部に抗告する（VROM & LNV 1994a: 38）。

第2に、有権当局が環境影響報告を不要と判断したときである。このときには、法上助言者（＝運用本省機関の分身）、周辺住民（omwonenden）、環境団体（milieugroep）などが、利害関係人として抗告できる。

4-2 弁 証

(1) 総 説

① 留 保

制度内在的な弁証は、編制された諸目的に照らして行われる。ここでは、以下の諸点のような留保・限界が生じる。第1に、目的自体の是非を弁反証するものではない。目的自体を問うには、より上位の目的が設定さ

れなければならない。これは、制度外在的な弁証である。第2に、「目的による弁証」を排除する。制度は、それが要素とする目的それ自体の意義によって、一般弁証を図ることがある。これは、制度存在的な弁証である。つまり、実際の仕組や運用に問題があったとしても、これは枝葉の問題であって、制度の根幹自体は防御しようとする。制度内在的な弁証は、ある意味で、制度存在的な弁証を前提としている。

制度内在的な弁証本体に関わる限界として、第3に、制度に仕組まれた諸目的が、必ずしも一義的に確定できないことである。本稿では別稿に基づき、諸目的とは、(ア)環境利益充分存在、(イ)流線化、(ウ)内面化、(エ)情報品質保証、(オ)第三者揚力、(カ)議論客観化、(キ)任務割当・情報収集、(ク)行政負担軽減、(ケ)政策開発貢献、としているが、これへ自体への反証は有り得る(金井 1999)。さらに、第4に、諸目的間の比重や序列が一義的ではないことである。一般に、諸目的は羅列されるだけで、その相互関係は不明なため、実際の弁証ではその解釈づけが必要となる。本稿は序列としては、(ア)が高く、次いで(イ)(ウ)であり、それ以外は後順位としている。しかし、その相互間の比重は不確定である(ECW 1996: 6-10)。

② 政策間対立

環境影響報告制度への弁証は、一般には、政策分野間の利害関係を再現しやすい。例えば、同一の住宅空間整序環境省にある空間政策と環境政策の間でも、こうした現象がみられる(Bouwer 1995: 192)。すなわち、空間整序審議会(RARO)は、空間計画への環境影響報告の適用は、不透明性・遅延の虞があり、空間計画上の参加機会と環境記載段落(milieuparaagraaf)によって、環境利益は十分に衡量されるから、環境影響報告制度は不要とする(RARO 1984)。これに対して、環境衛生中央審議会(CRMH)は、早期の注意指摘、代案の余地、政策間調和などで、環境影響報告制度は、議論における意思疎通に重要な役割を果たしているとする(CRMH 1984)。また、環境影響報告委員会によれば、用途計画の決定内容に顕著に寄与したものは少ないが、過程には意義があったという

(Cmer 1990)。同様の弁反証は、耕地整理 (ruilverkavering)・土地改善 (landinrichting) においても生じた。環境影響報告制度が不要とされた根拠は、すでに、1982年から改訂土地改善プロジェクト評価方法 (Herziening Evaluatie Landinrichtingsprojecten) が適用されて、環境・自然・景観の影響が判定されていたことにある。しかし、環境政策側からすれば、内容的・手続的に不備があるとされ、現政令では対象範囲が拡充された（政令別表 C 第9.2, 9.3類）(Cmer 1992b, 国立国会図書館調査立法考査局 1992b: 122, 松村 1997a: 190)。

政策分野間の利害対立が反映しやすいことは、環境影響報告委員会（運用独立機関）の弁証に作為的に利用され、また、それが可能なような仕組みになっている。一般に、有権当局・起導者になる政府機関は、委員会は政策問題に介入しすぎると批判し、環境利益集団は、委員会は科学的問題に限定しすぎると批判する (Scholten 1996)。両サイドから反証されることが、環境影響報告委員会の「独立性」「不偏性」を、あるいは、政策判断と事実情報の適切なバランスを、弁証しているとされる (Scholten & Bonte 1994: 7)。環境影響報告委員会が、住宅空間整序環境省環境総部とは異なり、環境政策に責任を負わない独立機関であり、また、有権当局（受容性判別）と環境利益集団（参加意見）・環境政策当局（法上助言者助言）との双方を踏まえて、「第三者」として審査助言をすることが、つまり、運用機関が環境政策の前衛として他分野の政策主体と衝突しないことが、編制の知恵である。

③ 「不偏」弁証

弁反証は、関係主体の利害関心を反映するため、「偏向」しやすい。仕組から、「独立性」「不偏性」を付与される環境影響報告委員会は、弁反証においても「不偏性」を主張できる。これが、同委員会による「不偏」弁証である。勿論、運用機関自体による弁証が、第三者による不偏的な弁証であるはずはない。むしろ、政策分野間の関係者の膠着する対立において、中間的スタンスをとることが、「不偏性」の意味になる。そのため、

弁証は微温的に聞こえることもある。環境影響報告制度の意義には、直接結果と間接結果とがある（デ・ボア 1996: 9, 松村 1996: 66）。講学的には、結果弁証の一種である。

（ア）直接結果

直接結果とは、より環境親和的な営為（緩和、環境状況改善、代償を含む）が決定されることや、営為が延期・中止されることである（Scholten & Van Eck 1994a: 10-14）。例えば、住宅立地では、安全面の分析から干拓ではなく埋立が選ばれたことや、公共交通と生態系の組み合わせがなされた事例がある。一般には、環境と財政・経済は両立しないと考えられているが、両立するときもある。このような「相勝状況（win-win-situatie）」のときには、環境親和営為が決定される。例えば、橋代案とトンネル代案の比較で、トンネルが環境親和的であるが費用がかかると思われていたとき、トンネルの費用見積が小さいことが判明すると、トンネル代案の決定に傾く。また、浚渫汚泥の処分の事例では、環境親和のために参加意見から出た代案は、処分場を自然保全地区から少し離すとともに、深度を深くするものであったが、それが費用も当初提案よりもかからないことが明らかとなり、この代案が決定された。保養施設は自然価値の高い地域に企画されることが多いが、自然を保全した形の営為となったゴルフ場の事例もある。

「相勝状況」ではなくとも、政治的判断によっては直接結果は得られる。例えば、工業用地の事例では、当初想定されていた公害の重度な施設の許可をしないようになり、また、工業以外の用途への変更がなされた。負の環境帰結が回避できなくとも、代償がとられる。例えば、水道事業の拡大のために、有権当局は代償措置をとることを許可付帯処方とした事例がある。また、環境利益を含まない決定は、熟慮によってではなく、十分な情報がないことに起因することがあるが、こうしたことは環境影響報告制度によって避けられる。例えば、アオガエルの生態を考慮しない調査に対しては、近隣住民の参加意見の指摘があり、対策がとられた。また、住

宅立地に関して、立地代案は有り得ないときにも、水文学的調査によって、緩和方策が必要なことが判明した。さらに、既定決定の再検討をもたらすこともある。道路建設の事例では、右岸ルート代案と左岸ルート代案があったが、交通治水省は右岸代案を既定していた。しかし、動態手続によって調査・参加がなされ、13代案が比較され左岸代案が環境親和的なことが判明した。交通治水省はなおも右岸代案を決定したが、環境影響報告書に言及した判決で覆される。また、判定（審査）手続も直接結果をもたらすことがある。例えば、工場爆発の危険が考慮されていないことや、必要な駐車場が確保されていないことが判明し、追加の措置を生じさせた事例がある。

中止・延期という直接結果を生じることは、多くないが存在する。例えば、自動車レース場が騒音基準を満たすには、17メートルの防音壁が必要となることが明らかになり、中止となった。また、軍事演習場の事例では、植生・野生動物・地形学・考古学的な価値に影響があるとして、参加意見での反対も多く、起導者は提案を撤回した。その後、東西冷戦対立が解消し、必要性が薄れた。粉末石炭火力発電所の事例では、審査助言は、電力輸入・既存施設利用・総合エネルギー原則などの代案の検討が不十分とした。その後、この問題は政治的争点となり、最終的には経済省は発電所企画を中止した。この決定は、環境影響報告制度が主たる原因ではないが、論議に貢献したことは間違いない。

(イ) 間接結果

間接結果とは、長期的効果、規制の改善、構造的調査の動因、内面化、手続の客観化・流線化などである（Scholten & Van Eck 1994a: 16-19）。天然ガスと石油を燃料代案とするとき、前者の方が望ましいが、両者混合で既存の排出基準を満たすことが明かとなった。業界企業間の公平のために、有権当局は混合燃料で許可した。しかし、これは、規制基準の改善を、長期的には促すこととなろう。空港騒音では、既存基準に基づく調査では不十分という審査助言が起因となり、補充報告書が作成され、さら

に、夜間騒音基準が改訂された。堆肥工場の事例では、嗅覚計によって計測が大きく異なることが明らかになり、嗅覚計の規格標準が作られるようになった。また、統制型処分場に係る環境影響報告をもとにした論議が生じ、新しい統制型処分場指針 (Richtlijn gecontroleerd storten) では、最善技術の利用が義務づけられた。交通予測での最新デルの導入の起因となった事例もある。

環境影響報告書には欠落知識が記載されるから、情報・知識の欠如への警告となり、構造的調査の動因となる。例えば、有毒物質・騒音・臭気の複合影響はよく分かっておらず、そのような事例が繰返されたことから、調査活動が開始された。また、累積的影響に関しても同様である。環境意識の内面化の見られる。ある石油会社では、環境影響報告制度の原理を、内部的な環境影響研究に適用している。また、国家治水機構 (Rijkswaterstaat) や土地改善庁 (Landinrichtingsdienst) も同様である。また、ある州では、環境影響報告書の作成を外部コンサルタント会社に委託していたが、営為企画部局が報告書に抵抗していた。そこで、州は内部職員で作成するようにしたため、営為企画部局の職員も環境部局と協力せざるを得ず、営為企画の環境帰結への認識も深まった。客観的に作成された環境影響報告書は、議論を紛糾させなくする。例えば、鉄道新線の建設の事例では、時間距離の短縮が目標であった。新線建設をせずとも、接続列車の時刻表改訂で目標が達成できるという異論がでた。しかし、それでは、別の広範な地域に悪影響が生じることが明らかになった。そのため、新線建設には、大きな反対が生じなかった。また、石油化学工場の事例では、自治体は雇用拡大を期待して賛成であるが、住民は肺炎患を危惧した。しかし、環境影響報告書の結果、影響は重要でないことが明かとなり、建設が問題なく進められた。

④ 仕組弁証・運営弁証

環境政策分野でない営為の弁反証は、政策分野間の利害を反映し、仕組から予定される膠着状態となり、その弁反証の膠着が、メタレベルで環境

影響報告制度の弁証を意味する仕組となっている。従って、ある意味では、仕組・事業運営の実態の如何に関わらず、相似的な弁反証となる。ここで弁証を行うことは、仕組の罫に落ちることである。そこで、より制度内在的な弁証としては、環境政策分野を選んだ弁証が有り得る。この事例が、ここで採上げる環境管理法評価委員会の弁反証である。具体的には、環境許可制度に係る決定・営為を対象とする。そして、環境影響報告制度の有無によって、環境許可制度の仕組・運営にどのような差異が現れるかを見ることで、弁反証を行う。いわば、「零状況」との比較である。

(2) 仕組弁証

① 手 続

(ア) 手続進行

手続進行 (verloop van de procedure) とは、手続における順序・前後関係である。手続進行における異同点は、表の通りである (表 4-2 (2)① (ア))。環境影響報告制度が付加したものは、開始通知・意見参加、指針助言、指針、環境影響報告書の作成・意見参加・助言・審査助言、有権当局による評価調査報告書と公表、の諸点である。通常の環境許可制度と比べて、より多い参加機会 (meer inspraakmomenten)、助言義務 (adviesverplichtingen) があるといえよう。

開始通知・環境影響報告書の公開に基づく、多様な方面からの参加・助言による注入は、情報収集の実現を期待させる。また、専門分野知識による独立的な環境影響報告委員会との関与は、品質保証と議論客観化に資する。意見参加機会は早期 (開始通知) にも開かれ、これらは相俟って揚力につながる。また、客観的な指針を前提とした報告書の作成は、起導者への内面化を促す。さらに、委員会と法上助言者は、有権当局の行政負担軽減を図る。品質保証された報告書と決定案と、それらへの参加・助言は、環境利益充分存在への圧力として有権当局に作用する。最後に、評価の存在は、情報収集と、それに基づいた方策による環境利益充分存在と、将来の政策開発とに役立ち、将来の行政負担軽減にも資する。以上が評価委員

表 4 - 2 (2)①(ア)

ECW 1996 : 14

手続比較：手続進行

環境許可手続	環境影響報告	環境影響報告による付加
準備： 事前協議と申請作成	事前局面： 開始通知の準備と提出 環境影響報告委員会の指針助言 事前協議，所見・助言 有権当局が指針作成	起導者は開始通知を作成 独立の環境影響報告委員会による指針助言 有権当局が指針作成
申請の作成・提出	環境影響報告書と申請の作成・提出	起導者が環境影響報告書作成
受理性判別	受容性判別	なし
決定案の作成	決定案の作成	なし
参加・助言	参加・助言 (環境影響報告委員会の審査助言を含む)	より多くの参加機会と助言義務
決定	決定	なし
抗告	自立的抗告は不可能	なし
監視，実現，維持	有権当局による評価	有権当局は評価調査報告書を作成，公表

会による弁証である (ECW 1996 : 12-15)。

(イ) 手続期間

手続期間 (tijdsduur procedure) とは，手続に要する日数のことである。手続期間における異同点は，表の通りである (表 4 - 2 (2)①(イ))。環境影響報告制度が付加したものは，判別義務 (政令別表 D) 型のときに 6 週 (起導者と有権当局が同一のときには任意)，指針までに 13 週 (起導者と有権当局が同一のときにはさらに 8 週延長)，審査助言までに 5 週，決定で越境帰結があるときには 13 週 (= 4 週 + 3 ヶ月) である。有権当局による環境影響報告書の受容性判別は 6 週で，同時になされる環境許可申請の受理審査 (ontvankelijkheidstoetsing) の 8 週より短い，申請・報告書の公表は 10

表 4－2(2)①(イ)

ECW 1996：17

手続比較：手続期間

環境許可手続	環境影響報告	環境影響報告による付加
該当せず	別表Dに従って環境影響報告義務のとき（法7.8 b条） 起導者≠有権当局：6週以内 起導者＝有権当局：可及的速か	有権当局が判別するとき（別表D）環境許可手続は延長 起導者≠有権当局：6週 起導者＝有権当局：定めなし
該当せず	指針： 起導者≠有権当局：13週 〃＝〃：13週＋8週延長可能	環境許可手続の延長 起導者≠有権当局：13週 〃＝〃：13週＋必要であれば8週
申請作成：期間定めなし	環境影響報告書作成期間定めなし	なし
不受理性判別：8週以内	不受容性判別：起導者≠有権当局：6週以内	なし
補充：有権当局が期間を定める	補充：期間定めなし	比較をする限り，環境管理法手続の期間監視下にある
該当せず	申請・環境影響報告書の公表：10週以内	環境影響報告手続は期間延長を生じない
決定案：12週以内延長可能	該当せず	なし
第三者異見：文書4週以内 （必要であれば口頭）	第三者所見： 文書：4週以内 または口頭 その他会合で予備的意見交換	環境影響報告書への所見に係る第三者へのその他会合は，手続の延長を意味しない
助言： 法上助言者：4週以内	助言： 法上助言者：最低4週 環境影響報告委員会：参加期間終了後5週	環境影響報告による手続延長は5週
決定： 6月以内，延長可能	決定： 6月以内，延長可能 越境帰結のときは13週延長可能	越境環境帰結が予期されるときには，13週の追加手続延長が可能

週以内なので差がない。また、参加期間は、環境許可処分案には 4 週であるが、環境影響報告書には最低 (ten minste) 4 週であり、若干の付加が有り得る。環境影響報告書の作成期間は起導者の任意であるが、その期間だけ長くなる。

従って、手続進行の色々な場面で、追加の時間が必要となる。その各々は数週程度であり、報告書作成だけは起導者に規定される。その意味で、流線化・行政負担軽減には逆方向に作用するが、情報品質保証と情報収集のために許容できると解されている。また、議論客観化や第三者揚力が増大すれば、抗告訴訟の減少などで、手続の短縮化や負担軽減化が期待する (ECW 1996: 15-17)。

② 主体・条件

(ア) 周与主体・運用機関

環境影響報告制度では、多様な関係人・組織が役割を与えられている。環境影響報告制度によって付加される関係主体は、環境影響報告委員会である。従って、委員会の行う指針助言と審査助言の活動は純増である。これが最も重要な付加であり、情報収集と品質保証に寄与する。その他の起導者＝許可申請者、有権当局、法上助言者、意見参加者は、環境許可制度に元々存在しており、関係者それ自体は増えない。しかし、その各々に、追加の活動が付与される (表 4-2(2)②(ア))。起導者は、開始通知と環境影響報告書作成を通じて、多様な資料を提出する。通常的环境許可制度では、収集されない情報もあり、また、収集されたとしても有権当局が行う。従って、起導者の思考過程を刺激して内面化に資するとともに、有権当局の負担軽減をも図る。また、これらの情報が公表され、参加・助言の機会が増えることは、公開性を高め、情報収集と第三者揚力を促す。通常的环境許可制度では許可処分案の公表・参加だけであるが、環境影響報告制度では、指針供与の前にも開かれ、独自の公聴会も為される (ECW 1996: 18-20, 22)。

(イ) 条 件

表 4 - 2 (2)②(ア)

ECW 1996 : 19

関係者

環境許可手続	環境影響報告	環境影響報告による付加
申請者（＝起導者）	起導者	－
有権当局：決定案・決定 許可維持 必要ならば実現化	有権当局： 指針作成，決定案・決定 評価報告書の提示 必要ならば方策	追加任務： 指針作成 － 評価 － 評価報告書作成
該当せず	環境影響報告委員会： 非公式協議 指針助言 審査助言	有権当局への独立審査・ 助言
法上助言者： － 決定案への助言	法上助言者： 環境影響報告手続におけ る追加的助言者 － 指針への助言 － 環境影響報告書への助 言 － 決定案への助言	環境影響報告手続は多少 の法上助言者を付加 指針・環境影響報告書へ の助言：これの助言は環 境影響報告の品質の保証 に奉仕する
意見参加者： 決定案に対する文書（要 請により口頭）異見	意見参加者： 環境影響報告書の内容 （指針）に関する所見 環境影響報告書に関する 文書・口頭所見	第三者は環境影響報告手 続において，決定に関与 できるより多くの機会と 可能性を有する

環境影響報告書では，必要条件として，課題・目標設定，代案，環境帰結予測，環境現状の記述がされる。通常の環境許可制度では，類する情報は入力され得るが，有権当局のかなりの努力を要する。環境許可申請での情報は，造作の性質・規模，造作の経営執行，環境負荷 (belasting van het milieu)，環境負荷防止・制限方策，環境負荷の登録方法などであるが，この環境負荷は，いわゆる排出 (emmissies) に関わる（造作・許可関連環境管理政令 (Inrichtingen- en vergunningenbesluit milieubeheer, IVB)。これに対して，環境影響報告制度での環境帰結は，いわゆる侵害

表 4-2(2)②(i)

ECW 1996: 21

条件

環境許可手続	環境影響報告	環境影響報告による付加
健全理由付け	決定の基となる基盤	なし
造作の環境帰結を考慮 (aanmerking nemen)	環境帰結の配慮のための 方法	環境配慮の方法は、 <u>造作</u> の環境帰結に関して追加 の理由付けとなる 環境影響報告手続では記 念物に係る文化歴史価値 も関係し、同じように空 間利用・統合安全性に関 する熟慮もされうる。つ まり、「拡張射程」がこ れらの事柄を決定形成に 取入れさせうる。
該当せず	代案群の熟慮 (over- wegingen)	代案群の熟慮は、環境影 響報告義務の造作への決 定が言及されるときのみ に必要である
助言・関係者異見	助言・所見の熟慮	なし
他利益との衡量 (afweg- ing)	他利益の熟慮	なし
造作の環境帰結を考慮 (越境帰結を含む)	越境帰結の熟慮	

(immissies) に関わる。また、環境影響報告制度では、起導者は、環境現
状、提案・代案・自動進展間の比較、欠落知識、代償可能性、関連諸決定
の概観、要約も提起せねばならず、これらは通常の環境許可制度にはな
い。より多くの情報によって、環境利益充分存在を図るのである (ECW
1996: 18-20)。

また、環境影響報告制度は、環境面に関して 2 つの付加を行っている
(表 4-2(2)②(i))。第 1 は、造作の環境帰結に加えて、記念物などの文化
歴史的価値、空間利用、安全など、多くの点にも配慮する。拡張射程
(verruimde reikwijdte) である。第 2 は、代案との比較が出来ることであ
る。こうして、環境利益充分存在と第三者揚力期待される (ECW 1996:

21)。

(3) 運営弁証

① 方 法

環境管理法評価委員会が採った事業運営の弁証方法は、事例の対比較による運営調査（praktijkonderzoek）である。制度運営の有無による、目的に照らした効果の差異を明らかにする。産出の差異（有無）は当然であるから、産出弁証は有り得ず、結果弁証となる。環境許可を要する造作で、環境影響報告書の作成が要不要の対比較を採用した。仕組弁証との対応である。

運営調査には大量観察もあり得るが、ここでは事例研究によった。これは、調査形態とも関わる。ここでは、関係資料調査（dossieronderzoek）と面接調査（interviews）がなされた。関係資料調査の中心は、環境許可と付帯処方と比較にあるが、許可申請・指針・参加意見・環境影響報告書なども含まれる。環境の質に関わる点での差異を調査する。面接調査では、許可担当者、有権当局の環境影響報告調整官（m. e. r. -coördinator）、起導者（許可申請者）が中心であるが、利益集団や意見参加者も含まれることもある。ここでは、関連資料調査から得られた情報を、確認することに主眼が置かれる（ECW 1996: 37）。このような調査形態には、事例研究が適している。

事例研究で問題となるのは、事例選択である。評価委員会の挙げる事例の選択基準は、以下の通りである。第1は利用可能性と実在性であり、実際の環境許可から事例が得られることである。第2は比較可能性であり、環境影響報告の有無の一对が類似の造作で得られることである。出来れば、規模は環境影響報告義務の裾切りの上下に近く、同一ないし同等の行政機関が望ましい。有権当局は、州執政部が望ましい。第3は近時性であり、具体的には、現行法施行（1993年3月1日）以降ということである。第4は頻繁性であり、環境許可がよく行われる造作の方が結論も一般性を持てる。

表 4-2(3)①

ECW 1996: 33

選択事例

造作種類	事例	場所	州	環境影響報告
廃棄物処分場	Smink B. V. Gewest Midden-IJssel	Hoogland Lochem	Utrecht Gelderland	有 無
有機肥料施設	RAZOB N. V. RAZOB N. V.	Deurne Eindhoven	Nrd-Brabant Nrd-Brabant	有 無
肥料加工	Promest B. V. TVC B. V. (Comeco)	Helmond Weerselo	Nrd-Brabant Overijssel	有 無
污泥回収	Rijkswaterstaat Z-H H e e m r a a d s c h . Schieland	Holl. Diep Z e v e n h u - izen	Z-Holland Z-Holland	有 無
熱電併給	EZH N. V. EZH N. V.	Rotterdam Den-Haag	Z-Holland Z-Holland	有 無

選択は次のような段階で行われた。第 1 は、造作の種類の選択であり、頻繁性などから 5 種類とされた。なお、重化学工業関係の製油所・化学工場は、工程が多様すぎて比較可能な対事例がないため断念した。第 2 は、事例の事前選択を、環境影響報告委員会の年次報告書とプロジェクト記述から行う。第 3 は、比較可能性などの基準から、最終的な事例を選択する。選択された事例の概要は、表に掲げた通りである（表 4-2(3)①）。もっとも、事例選択に限界もある。第 1 に、環境影響報告が有無となる対の数は、必ずしも多くない。第 2 に、環境許可の登録は一般に欠陥が多い。第 3 に、環境許可ではなく廃棄物法許可（Aw (afvalstoffenwet) -vergunning）のこともある。肥料加工では、現行法施行以降は、環境影響報告義務のない環境許可がない。経過法規に基づいて、これらの廃棄物法許可は環境許可と看做した。第 4 に、同一種類の造作でも規模の差異が大きく、比較可能性は厳格には守れない（ECW 1996: 31-34）。

② 事例比較

関連資料調査では、許可申請・許可処分を比較し、ついで、許可付帯処

表 4 - 2 (3)②(ア)

ECW : 1996 : 38

Algemene gegevens cases stortplaatsen.

Kenmerken	Wm-vergunning zonder m.e.r.	Wm-vergunning met m.e.r.
Initiatiefnemer	Gewest Midden-IJssel	Smink Afvalverwerking B.V.
Plaats	Lochem	Hoogland (Amersfoort)
Bevoegd gezag	G.S. Gelderland	G.S. Utrecht
Datum startnotitie	n.v.t.	3 juni 1992
Datum toetsingsadvies	n v t.	9 maart 1994
Datum aanvraag	23 december 1993	22 december 1993
Datum besluit	26 augustus 1994	20 december 1994
Aard van de vergunning	uitbreidings- en revisievergunning	uitbreidingsvergunning, saneren vergunningsituatie
Bedrijfsspecifieke kenmerken	tijdelijke inrichting bestemd voor storten van bedrijfs- en huishoudelijk afval; saneren oude stort	Inrichting bestemd voor het storten van afvalstoffen dan wel C3-afval; het be- en verwerken van bouw- en sloopafval; het composteren van GFT; het reinigen van verontreinigde grond; het versnipperen van hout; tijdelijke opslag van schone en licht verontreinigde grond
Locatiespecifieke aspecten	Gelegen in het landelijk gebied, 1,5 km van de woonkern Lochem	De inrichting is gelegen in een landelijk gebied pal aan de rijksweg A1
Installaties in de inrichting	op- en overslagstation	een puinbreker, een houtbreker, een fractiescheidingsinstallatie en een scheidingshal voor bouw- en sloopafval
Capaciteit (m e.r.-grens: 500.000 m ³)	482 000 m ³	2.1 miljoen m ³
Uitvoerder onderzoek	Grontmij Advies en Techniek B.V.	Grontmij Advies en Techniek B.V.
Bedenkingen	Gewest Midden-IJssel Gemeente Lochem en drie particulieren	Smink Afvalverwerking B.V. GIBO-groep, BFI
Beroep	Gewest Midden-IJssel	2 omwonenden

方を検討する。許可付帯処分は、内容的処分（inhoudelijke voorschriften）と手続的処分（procedurevoorschriften）に分かれるので、順にこれを扱う。面接調査では、主に、揚力と行政負担に焦点を当てる。各事例について、上記のような対照検討が行われる。各事例は、環境影響報告の有無で対なので、記述の簡略化のために、「有例」と「無例」と呼ぶことにする。

(ア) 廃棄物処分場（stortplaatsen）

関係資料調査によれば、有例では、環境許可処分において、体系的・広範的な方法で全ての環境側面への関心（法第8.8条）が払われている。例えば、エネルギー再利用や、造作の交通誘引作用など、広い環境概念が採られる。これに対して、無例では、処分における検討は簡潔で、政令や通達（circulaires）への言及が多い。また、有例では国・州の廃棄物政策と、その中での位置づけという、広い関心が払われるのに対し、無例ではこうした点は簡潔でしかない。

内容的付帯処方に関しては、両例は近似している。内容は、政令、指針、基準などに依拠する。但し、一般的には有例の方が、強力・詳細・具体的な付帯処方が出されている。例えば、土壤に関して、上部遮蔽の厚さや排水への詳細な処方がされた。また、公害の測定指標や対策が処方に具体的に示される。無例では、単なる配護義務（zorgplicht）に留まる。生態系、景観、歴史文化に関しては、両例とも詳察されていない。環境影響報告書では廃棄物処分終了後の空間形態に関心が払われているから、景観への処方がないことは目立つ。後者の手続的処方については、有例では、安全・土壤・地下水・表面水などの側面での、統制・監視・記録義務の処方が大量であるが、無例には該当するものがない。無例の方が広がったのは、消火計画についてだけである。

面接調査によっても、廃棄物処分場政令（Stortbasluit）の規定・指針・モデル許可付帯処方（modelvergunningvoorschriften）が使われるため、内容的には大差はない。しかし、環境影響報告書をもとに、有権当局・起導者・人々（第三者）が社会的議論が出来る点は相違である。もっとも、無例でも、起導者が非公式に周辺住民・利益集団に接触を進めたため、揚力は十分に生じた。有例では、指針・審査助言は硬直的な障害物として作用し、また、費用の割には揚力に貢献しない。有例では、時間が長期となったため、環境影響報告書の指針が廃棄物処分の実務から乖離して、内面化には寄与しないし、モデル付帯処方・指針から逸脱しないから内面化には貢献しない。むしろ、無例の方が、起導者と有権当局のスムーズな関係

表 4 - 2 (3)(2)(イ)

ECW : 1996 : 42

Algemene gegevens cases composteerinstallaties.

Kenmerken	Wm-vergunning zonder m.e.r.	Wm-vergunning met m.e.r.
Initiatiefnemer	NV RAZOB	NV RAZOB
Plaats	Acht (Eindhoven)	Deurne
Bevoegd gezag	G.S. Noord-Brabant	G.S. Noord-Brabant
Datum startnotitie	n.v.t.	23 juli 1993
Datum toetsingsadvies	n.v.t.	10 oktober 1994
Datum aanvraag	1 juli 1993	9 juni 1994
Datum besluit	13 december 1993	6 september 1995
Aard van de vergunning	oprichtingsvergunning voor 5 jaar	oprichtingsvergunning voor een uitbreiding van 22 tot 35 kton/jaar
Bedrijfspecifieke kenmerken	Inrichting bestemd voor composteren van GFT-afval	Inrichting bestemd voor composteren van GFT-afval, een overslagstation, een depot voor KCA, een milieustraat en een kringloopbedrijf
Locatiespecifieke aspecten	Gelegen op een bedrijventerrein, op locatie van een oude steenfabriek. Als gevolg van de ligging in nabijheid van woonbebouwing zijn bodem, water, lucht en geluid gevoelige aspecten.	De inrichting is gelegen op het industrieterrein aan de Zuidkant van Deurne. Nabij ligt een sportpark en op 1,5 km een bos.
Installaties in de inrichting	voor- en nacompostering d.m.v. tunnels	voor- en nacompostering d.m.v. tunnels
Capaciteit	24.500 ton GFT per jaar	35.000 ton GFT per jaar (de m.e.r.-grens ligt op 25.000 ton per jaar)
Uitvoerder onderzoek	Grontmij Advies en Techniek BV	Tauw Milieu BV
Bedenkingen	CNV, dorpsraad Acht, en een particulier	RITON luchtkanalen BV, Serrebouw Nederland, Werkgroep 'Behoud de Peel', en twee particulieren
Beroep	CNV en dorpsraad Acht	RITON luchtkanalen BV

から、内面化が進んだ。手続期間などの行政負担については、有例・無例で大差はない。有例では、明らかに人日の負担増はあるが、無例でも、自前で外部調査をせざるを得ないからである（ECW 1996 : 39-42）。

(イ) 有機肥料施設 (composteerinstallaties)

関係資料調査によれば、有例・無例とも、許可処分は環境管理法（法第 8.10条）の審査枠組に基づき、差がない。反対・異議も規模を考慮すれば、両者とも大差がない。内容的付帯処分では、排出基準は同一であり、

悪臭輪郭区域 (geurcontouren) は造作の大小に対応している。工程に関しても大体は同じである。しかし、有例の性格は目的処方 (doelvoorschriften) であるのに対して、無例では手段処方 (middelvoorschriften) である。また、有例は、地下水中のテトラクロロエチレンの測定、振動、エネルギー節約などの処方を含み、また、企業内部の環境配護体系と環境年次報告の設計と監査にも言及している。手続的付帯処方では、有例では詳細に規定される。例えば、受入れは事前にルール化された統制と記録がされ、受入れの是非が区分され、搬入搬出ルールも定められる。また、環境影響報告委員会の助言に基づき、付帯処方に盛り込まれた悪臭削減計画では、地下水の監視や企業用地内の循環が付加された。無例では、土壌・地下水への追加調査が許可に際して義務づけられたが、有例では、環境影響報告書で既に調査済みである。安全については大差はないが、無例では電気・火災安全への配備がより厳格に求められた。

面接調査によれば、無例の当初案への揚力は小さく、廃材破碎施設の除外などの許可申請の修正などを経て、環境許可手続の中で揚力を高めたといい。有例では揚力の拡大はなかったが、これは、既存造作の拡張が既に実現していた事実による。いわゆる「食後の芥子 (mosterd na de maaltijd)」(=遅すぎて役に立たない) であり、儀式化していた。また、有例・無例とも、内面化は生じていない。手続期間は、有例で26ヶ月、無例で6ヶ月であるが、これは事前協議を含んでいない。従って、行政負担に重大な差異はない (ECW 1996: 43-45)。

(ウ) 汚泥回収 (baggerspecieberging)

関係資料調査によれば、有例では、全国・州の政策の引照が広範にされる。例えば、汚泥除去政策見解 (Beleidsstandpunt verwijdering baggerspecie)、汚泥国家環境影響報告書 (RijksMER baggerspecie)、第3次水政文書 (Derde nota waterhuishouding)、抑制・再利用通知書 (Notitie preventie en hergebruik) などである。また、有例では多くの反対意見があり、環境影響報告委員会の助言にも取入れられ、相当の適応がされて許

表 4 - 2 (3)②(ウ)

ECW : 1996 : 45

Algemene gegevens cases baggerspecieberging

Kenmerken	Wm-vergunning zonder m.e.r.	Wm-vergunning met m.e.r.
Initiatiefnemer	Hoogheemraadschap Schieland	Rijkswaterstaat Zuid-Holland
Plaats	Zevenhuizen	Numansdorp / Willemstad
Bevoegd gezag	G.S. Zuid-Holland	G.S. Zuid-Holland
Datum startnotitie	n.v.t.	12 september 1990
Datum toetsingsadvies	n.v.t.	29 augustus 1994
Datum aanvraag	18 juli 1994	16 mei 1994
Datum besluit	28 januari 1995	28 februari 1995
Aard van de vergunning	oprichtingsvergunning voor een tijdelijk depot	oprichtingsvergunning voor een permanent depot
Bedrijfsspecifieke kenmerken	inrichting bestemd voor tijdelijke opslag op het land van baggerspecie van klassen 1, 2, 3 en 4	inrichting bestemd voor het onderwater storten van baggerspecie van de klassen 2, 3 en 4
Locatiespecifieke aspecten	inrichting in nabijheid van een glastuinbouwbedrijf.	atol in Hollandsch Diep
Installaties in de inrichting	geen vaste installaties	een diffusor voor het storten van specie in een compartiment
Capaciteit (m.e.r.-grens: 500.000 m ³)	17.400 m ³	13 miljoen m ³
Uitvoerder onderzoek	van de Waal en Partners	Provincie Zuid-Holland en Noord-Brabant en Rijkswaterstaat Zuid-Holland
Bedenkingen	vijf particulieren	dertig particulieren en/of organisaties
Beroep	derden	Ambachtsheerlijkheid Cromstrijen B&W Willemstad B&W Cromstrijen (ingetrokken) Bestuur PvdA (Willemstad) Particulieren Watersportvereniging Willemstad Vereniging elgenaars Numansgors

可処分に至っている。もっとも、これらは規模・性質の差異に起因している面もある。

土壌・地下水・表面水に係る内容的付帯処分は、規模・性質の差を考慮すれば、ほぼ同一である。但し、有例では自然・景観に係る付帯処分があるが、無例ではない。手続的付帯処分では、有例で、多くの調査因子に関して、広範な統制・監視処分が示された。統制計画・自然・景観計画と財政的組織的保証のための後護計画（Nazorgplan）の策定、保持施設記録

(registratie onderhoud installaties), 騒音測定の厳格な規則などである。もっとも、これらも、有例の規模の大きさと、恒久的な性格に起因している面もある。また、無例では安全面への関心が乏しいが、有例では、運搬高度や、苦情と苦情対応の記録が、規定されている。有例では環境影響報告と結合した評価計画も含まれているが、無例では評価には関心がない。

面接調査によれば、環境影響報告は第三者に情報を提供する手段として、高く評価されており、揚力と正統性に寄与している。無例では、第三者への情報は提案當為の高度に限られ、揚力は全く欠如している。もっとも、許可申請にあたって、無例でも申請者は、環境帰結への認識を得るために、代案の比較検討を行っている。内面化は環境影響報告によるよりも、有権当局との交渉などによって、有例・無例とも進められている。有例では、参加機会の追加で行政負担は重いですが、代案の衡量や段階的進行などで、基礎固めのある決断ができる (ECW 1996: 45-47)。

(エ) 熱電併給 (warmte-krachtkoppeling)

関係資料調査によれば、無例では許可申請・処分において、背景や経緯の説明が乏しいが、有例では許可処分において詳述されている。有例は無例に比して、法的枠組、『危険との付き合い (omgaan met risico's)』文書、エネルギー節約国策、土壤保護法 (Wet bodembescherming, Wbb) の「多機能思考 (multifunctionaliteitsgedachte)」など、多くの点についての考察論述がある。従って、有例の方が、より深い情報によって決定ができ、関係者も他の政策との調和や慎重性に関して容易に審査ができる。なお、無例では反対者はなかったが、有例には反対者はかなりあった。

内容的付帯処分は、火室施設排出条件政令 (Besluit emissie-eisen Stookinstallaties, BEES) が適用されるため、両例とも大差がない。但し、有例では、環境影響報告書での予測を認識して、追加的な調査方策が盛り込まれている。その他の環境保護のための処分も、おむね同じである。但し、有例では振動侵害への関心がないが、無例では関心が払われている。また、土壌についても、無例の手段処分の方が詳細である。有例では、許

表 4 - 2 (3)②(エ)

ECW : 1996 : 48

Algemene gegevens cases warmtekrachtkoppeling.

Kenmerken	Wm-vergunning zonder m.e.r.	Wm-vergunning met m.e.r.
Initiatiefnemer	NV Elektriciteitsbedrijf Zuid-Holland	NV Elektriciteitsbedrijf Zuid-Holland
Plaats	Den Haag	Rotterdam
Bevoegd gezag	Provincie Zuid-Holland	Provincie Zuid-Holland (DCMR)
Datum startnotitie	n.v.t.	21 september 1992
Datum toetsingsadvies	n.v.t.	14 oktober 1994
Datum aanvraag	16 mei 1994	20 juni 1994
Datum besluit	21 december 1994	10 augustus 1994
Aard van de vergunning	uitbreiding en revisie	uitbreiding en revisie
Bedrijfsspecifieke kenmerken	productie van elektriciteit voor het net en warmte voor stadsverwarming	productie van elektriciteit voor het net en warmte voor stadsverwarming
Locatiespecifieke aspecten	gelegen op gemeentelijk industrieterrein op 60 meter afstand van woningen	gelegen nabij het havengebied van Rotterdam
Installaties in de inrichting	twee gasturbine-eenheden ieder bestaande uit een afgasketel en een stoomturbine-generatoreenheid	drie gasturbinegeneratoren ieder bestaande uit een afgasketel en een stoomturbine-generator-eenheid
Capaciteit (m.e.r.-grens 300 MWe)	192 MWe	370 MWe
Uitvoerder onderzoek	EZH	EZH en KEMA
Bedenkingen	geen	Stichting Nat. en Milieu, Zd-Hollandse Milieufederatie, particulier
Beroep	geen	loopt nog

可申請に企業内環境配慮システム（Bedrijfsintern Milieuzorgsysteem, BIM）が添付され、許可処分では環境年次報告書が命じられるなど、環境配慮への結合が図られている。また、評価も有例にはあるが、無例にはない。手続的付帯処分は、有例の方が多様な点で、詳細かつ具体的である。内的・外的安全、一時休止、臨界警報（kritische alarmeringen）、防火、報知、保持・統制・監察などである。

面接調査によれば、無例では、火室施設排出条件政令や協定で内容が既定されていたことや、80年前からある施設の部分更新であることから、揚力は求められなかった。有例でも、起導者や有権当局にとっては内容は既

定であり、第三者にとって僅かな揚力と正統性の増大があったに留まる。また、内面化は両例とも、組織内的に決断に環境を充分に取込んでおり、環境影響報告の有無が直接には関係していない。手続期間は、有例が13ヶ月で、無例が6ヶ月（事前協議・工事を除く）であるが、行政負担は大差がないという（ECW 1996: 48-50）。

（オ）肥料加工（mestverwerking）

関係資料調査によれば、無例では、申請は法的条件を充たし、環境への負荷も重大ではないため、許可処分は短い。有例の許可処分では、政策、排出、エネルギー、有効性、被害、環境配護などの観点での衡量がなされ、環境影響報告書での欠落知識には、2年後の評価調査が決められた。

内容的付帯処分は基本的には同じであるが、有例ではさらに、工程施行、施設、搬入・船積み、肥料加工、生物ガス発酵・貯蔵、濃縮、製造、貯蔵などに、具体的な処分が付与される。なお、危険物保管に関しては、両例とも類似している。大気への排出に関しても、悪臭排出・侵害の測定・統制はほぼ同じである。有例では、排気・浄気施設の有効性が規定されている。煙突の高さが異なるのは、規模の相違や周辺住民の有無などによる。また、有例の方が無例よりも厳格な点も多い。例えば、無例では、草乾燥機用オレンジ排出指針（Nederlandse Emmissierichtlijn, NeR）が適用されるが、有例ではより厳格な肥料加工用オレンジ排出指針が適用される。また、塵、アンモニア、臭気、硫黄酸化物、窒素酸化物、硫化水素、一酸化炭素などの排出基準も、有例の方が厳しい。さらに、有例の蒸気ボイラーは公害法（Hinderwet, Hw）の排出条件政令（Besluit emissie-eisen）を充たす必要があり、煙浄化や生物ガス貯蔵への規定も詳細である。肥料貯蔵は液体閉鎖的方法により、搬出は肥料液の責任ある除去が義務であることは、両例とも同じであるが、有例ではタンクまで処分されているが、無例は単なる考慮義務だけである。さらに、有例では、測定・保安施設、工程警報、火災探知機、企業内消防組織などが義務づけられている。

表 4 - 2 (3)②(オ)

ECW : 1996 : 51

Algemene gegevens cases mestverwerking.

Kenmerken	Wm-vergunning zonder m.e.r.	Wm-vergunning met m.e.r.
Initiatiefnemer	Turf-/mestprodukten verkoop centrale (TVC)	Promest BV
Plaats	Weerselo	Helmond
Bevoegd gezag	Gemeente Weerselo	Provincie N-Brabant
Datum startnotitie	n.v.t.	23 oktober 1990
Datum toetsingsadvies	n.v.t.	28 april 1992
Datum aanvraag	6 juni 1994	14 augustus 1991
Datum besluit	22 december 1994	8 juni 1993
Aard van de vergunning	oprichtingsvergunning	oprichtingsvergunning
Bedrijfsspecifieke kenmerken	mestverwerking	mestverwerking
Locatiespecifieke aspecten	in buitengebied zonder woonbebouwing	op industrieterrein omgeven door woonbebouwing
Installaties in de inrichting	Trommeldroger	Trommeldroger
Capaciteit (m.e.r.-grens. 25.000 m ³)	22.000 m ³ ton per jaar	100.000 ton per jaar; mogelijke opschaling naar 600.000 ton afh van geuronderzoek
Uitvoerder onderzoek	Bedrijfs Milieudienst Oost	Bureau voor Milieumanagement
Bedenkingen	geen	- Promest BV - B & W van Helmond - Brabantse Milieufederatie - Particulieren - Stichting v Natuurbehoud en Milieubeheer, Gewest Helmond - Wijkraad Groot Brouwhuis
Beroep	geen	Ja, loopt nog

手続的付帯処分では、両例とも調査、記録、必要なときの悪臭削減方策などについては同様である。しかし、有例では、有権当局は悪臭制限のために補充の規定がある。起導者は、許可処分後 3 ヶ月以内に、空気取扱施設の詳細レイアウト、悪臭成分の搬出方法、測定要領を策定して、州執政部の承認を得なければならない。2 年後には、環境影響報告の評価がされ、毎年、窒素酸化物の統制測定がされる。さらに、将来の規模拡大に関連して、悪臭排出と削減方策の調査が必要である。土壤に関しては、両例

とも調査が必要であるが、有例では、構造的な監視と漏洩・汚染防止が義務づけられている。騒音も、無例では必要なときに調査すればよいが、有例では、州執政部の承認を得て調査要領を実施する。ゴミの搬出についても、無例では記録だけだが、有例では州執政部との議定書 (protocol) が必要である。組織的・操業の方策に関しても、有例の規定の方が広範である。有例では、危険地帯区分 (gevarenzone-indeling) もされ、さらに、その他要素の搬入・搬出の記録、検査・測定資料、統制、監察、報告など、約40もの手続的処方が付されている。

面接調査によれば、環境影響報告手続への揚力・情報提供・代案・正統性の観点からの関係者の評価は高くない。関係者の報告書の品質への評価は中位であるにも関わらず、審査助言は積極的判断を下しているのが目立つ。有例の環境影響報告書は、当該州の最初の事案であるだけでなく、肥料加工に関する最初の事案であった。肥料加工施設の開発は最親環境代案のように進められ、その意味で、環境影響報告の意義が薄かった。関係者は、無例でも環境品質に関しては正のイメージを有している。内面化は、有例・無例とも大差がない。手続期間は、有例で18ヶ月、無例で10ヶ月である (ECW 1996: 51-55)。

③ 結 論

(ア) 関係資料調査

限られた数の事例比較ではあるが、評価委員会はいくつかの結論を得ている。第1に、有例の方が、政策枠組への関心が払われる。第2に、許可処分の内容は、有例・無例で大差がない。これは、政令、指針 (許可処分)、通達、企業基準 (協定など) などの標準処方の有無にも左右される。また、統制、工程監督、監視、安全、警報、記録などでは、有例の方が詳細に規定される。第3に、有例では目的処方ができるが、無例では手段処方となる。これは知識の相違に基づく。環境影響報告書には、多様な区分ごとの排出や、排出削減技術などが記述されているから、有例では最大排出値という目的処方の形がとれる。無例では、こうした知識を欠くから、

削減手段を執るという処方しか示せない。

第4に、無例では調査義務が課されることが多いが、有例では既に環境影響報告書に記載されている。第5に、事前調査の品質・射程は、一般に有例の方が無例よりも高い。これには、環境影響報告指針、審査助言が作用している。第6に、有例では、自然・景観も含め、環境に関する統合的関心が払われる。また、許可と企業内環境配慮との結合も、環境年次報告書、環境配慮システム、環境監査などによって、有例の方が進む。第7に、有例の方が、第三者の反対意見を取込みやすい。環境影響報告で多くの情報が出されるため、第三者がそれをもとに反論を展開できるからである。例えば、熱電併給では、自然・環境財団 (stichting Natuur en Milieu) や、南ホラント環境協会 (Zuid-Hollandse Milieufederatie) は、環境影響報告書の情報をもとに反対意見を提起している (ECW 1996: 57-60)。

(イ) 面接調査

面接調査は、全ての事例に関して同程度に行えたわけでもなく、面接回答も明らかに事実と反するものもある。従って、限定はあるものの、評価委員会は以下のような結論を得ている。第1に、関係資料調査からも同様であるが、許可付帯処方の内容は、有例・無例で大差がない。モデル許可付帯処方や標準の存在によるが、これは、環境影響報告の代案調査の幅と、決定における政策自由度とを制約し、環境影響報告制度の剰余価値を限定する。また、内面化や揚力にも阻害的に作用する。第2に、無例では許可処分後の調査が必要なが多いが、有例では既に調査済みである。第3に、起導者への内面化が、環境影響報告制度では進まない。手続が長い、費用が大きい、その割には実際の決定に違いがない、指針が硬直的で経済的・技術的に時代遅れになりやすい、ことなどによる。第4に、有例では、内容に第三者が影響を与えることは少ないものの、揚力は多少は増大している。これは良質の情報提供と、有権当局・起導者との接触機会とによる。第5に、有例では、情報提供、政策選択肢の明示、代案の衡量な

どで、決定形成の正統性は僅かに拡大している。第 6 に、行政負担も僅かに増大している (ECW 1996: 60-62)。

(4) 総括

以上のような仕組弁証・運営弁証から、環境管理法評価委員会の環境影響報告制度に関する総括的弁証は、以下のものである (ECW 1996: 62-63)。第 1 に、環境利益充分存在は、政策枠組への関心、良質の調査根拠、環境帰結の統合的考慮などによって、達成されている。第 2 に、情報品質保証は、環境影響報告委員会の役割や、良質の調査根拠によって、達成されている。第 3 に、接触機会の増加と、良質の情報提供によって、第三者の関与と揚力は拡大している。第 4 に、大量の知識・情報、環境影響報告委員会の役割、良質の調査根拠によって、議論は客観化されている。ある程度の弁証はなされる。これらに対して、環境影響報告制度は、既存の環境許可制度に貢献をしていない点もある。第 1 に、手続の流線化はなく、手続期間は長い。第 2 に、行政負担軽減化も達成されず、むしろ、僅かの増大である。第 3 に、政策将来開発にもつながらない。これらは、必ずしも深刻なものではないが、反証といえる。

終

以上で、オランダの環境アセスメント制度である、環境影響報告制度の運用に関する観察を終えることにする。なお、本稿に残された課題は、同制度の運用における変化 (創設・変更) と連関であり、他日、観察の機会を持ちたい。

参考文献等

- Ammerlaan, G. A. B. M. & Rood, Q. M. 1994, *Milieubeheer en wet in theorie en praktijk*, 5e druk, Berkhout
 AOO (Afvall Overleg Orgaan) 1992, *Tienjaren Programma Afval 1992-2002*
 BiZa 1998, *Staatsalmanak voor het Koninkrijk der Nederlanden 1998*, Sdu
 Bouwer, K. 1995, "Beoordeling van ruimtelijke plannen op milieu-effecten" in

- Brouwer & Leroy 1995
- Bouwer, K. & Leroy, P. (red.) 1995, *Milieu en ruimte*, Boom
- Buuren, P. J. J. van, Backes, Ch. & Gier, A. A. J. de 1994, *Hoofdpijnen ruimtelijk bestuursrecht*, Kluwer
- Cmer 1990, *Jaarverslag 1989*
- Cmer 1992a, *Advies voor richtlijnen voor de inhoud van het milieu-effectrapport Woningbouwlocaties Partiele herziening streekplan Amsterdam-Noordzee-kanaalgebied*
- Cmer 1992b, *Jaarverslag 1991*
- Cmer 1993, *Toetsingadvies over het milieu-effectrapport Woningbouwlocaties Zaanstad*
- Cmer 1994a, *Toetsingadvies over het milieu-effectrapport Woningbouwlocaties Streekplan Utrecht*
- Cmer 1994b, *Toetsingadvies over het Integrale Milieu-effectrapport Schipol en omgeving*
- Cmer 1994c, *EIA-methodology in the Netherlands : Views of the Commission for EIA*
- Cmer 1995a, *Toetsingadvies over het Aanvullend Milieu-effectrapport Schipol en omgeving*
- Cmer 1995b, *Case Study Environment Impact Assessment Amsterdam Airport Expansion*
- Cmer 1998, *Jaarverslag 1997*
- Cmer 199X, *Information for Working Groups of the Commission for Environmental Impact Assessment in the Netherlands*
- CRMH (Centrale Raad voor de Milieuhygiëne) 1984, *Advies over het ontwerp van de AMVB inzake de werkingssfeer m. e. r.*
- Eck, M. van 1994a, "Comparing alternatives in Environmental Impact Assessment", in Cmer 1994c
- Eck, M. van 1994b, "Environmental Impact Assessment for policy plans and programmes in the Netherlands", in Cmer 1994c
- Eck, M. van, Scholten, J. J. & Morel, S. A. A. 1994, "EIA methodology : scoping of alternatives", in Cmer 1994c
- ECW (Evaluatiecommissie Wet milieubeheer) 1990, *Naar een volwaardige plaats : Advies over de werking van de regeling milieu-effectrapportage uit de Wabm, VROM*
- ECW 1991, *Regeringsverslag over de werking van de regeling milieu-effectrapportage*, TK 1990-91, 22 103, nr. 1
- ECW 1996, *Positioneringsonderzoek milieu-effectrapportage*, VROM
- EZ (Ministerie van Economische Zaken) 1994, *Tweede structuurschema*

- elektriciteitsvoorziening Deel 4 : planologische kernbeslissing*
 Fin (Afdeling Beleidsvaluatie en instrumentatie, het Ministerie van Financiën)
 1992, *Evaluatiemethoden, een introductie*
- Holder, V. ten 1995, "EIA in Strategic Level in the Netherlands"
- Klassen, A. W. 1994, *Ruimtelijk beleid in theorie en praktijk*, 4e druk, VUGA
- Morris, P. & Thérivel, R. 1995, *Methods of Environmental Impact Assessment*,
 UCL Press
- RARO (Raad van Advies voor de Ruimtelijke Ordening) 1984, *Advies over de werkingssfeer milieu-effectrapportage*
- Ridder, J. de & Schut, D. 1995, *De WRO in de steigers*, Kluwer
- RvS 1987-88, *Advies Raad van State inzake Vliegveld Beek*, TK 1987-1988, 15 880, nr. 44
- Scholten, J. J. 1996, *Gesprek met de auteur op 19 maart 1996*
- Scholten, J. J. & Bonte, R. J. 1994, "Independent reviewing in Environmental Impact Assessment in the Netherlands", in Cmer 1994c
- Scholten, J. J. & Eck, M. van 1994a, "Effectiveness of environmental impact assessment in the Netherlands", in Cmer 1994c
- Scholten, J. J. & Eck, M. van 1994b, "Reviewing Environmental Impact Statement", in Cmer 1994c
- Thérivel, R. 1995, "Noise", in Morris & Thérivel 1995
- Thérivel, R. & Partidário, M. R. (eds.) 1996, *The Practice of Strategic Environmental Assessment*, Earthscan
- Verheer, R. 1996, "SEA of the Dutch Ten-Year Programme on Waste Management" in Thérivel & Partidário 1996
- V&M (Ministerie van Volksgezondheid en Milieuhygiëne) 1980, *Memorie van Toelichting*, TK 1980-81, 16 814, nr. 3
- VROM (Ministerie van Volkshuisvesting, Ruimtelijke Ordening & Milieubeheer)
 1985a, *Effectvoorspelling I : Algemene inleiding, m. e. r. -reeks 19*
 VROM 1985b, *Effectvoorspelling II : Lucht, m. e. r. -reeks 20*
 VROM 1985c, *Effectvoorspelling III : Oppervlaktewater, m. e. r. -reeks 21*
 VROM 1985d, *Effectvoorspelling IV : Bodem, m. e. r. -reeks 22*
 VROM 1985e, *Effectvoorspelling V : Planten, dieren en ecosystemen, m. e. r. -reeks 23*
 VROM 1985f, *Effectvoorspelling VI a : Landschap, m. e. r. -reeks 24*
 VROM 1985g, *Effectvoorspelling VII : Geluid, m. e. r. -reeks 25*
 VROM 1985h, *Effectvoorspelling IX : Straling, m. e. r. -reeks 27*
 VROM 1985i, *Effectvoorspelling X : Gezondheid, m. e. r. -reeks 28*
 VROM 1986, *Verkenning alternatieven bij milieu-effectrapportage, m. e. r. -reeks deel 30*

- VROM 1988, *Memorie van Toelichting*, TK 1988-89, 21 087, nr. 3
 VROM 1989, *Nationaal Milieubeleidsplan (NMP)*
 VROM 1990, *Brochure over het opstellen van het evaluatie-onderzoeksprogramma bij milieu-effectrapportage voor afvalstoffenplannen, m. e. r. -reeks 37*
 VROM 1991a, *Memorie van Toelichting*, TK 1991-92, 22 608, nr. 3
 VROM 1991b, *Effectvoorspelling XI : Multicompartmentale methoden, m. e. r. -reeks 39*
 VROM 1991c, *Leemten in kennis*
 VROM 1992, *Evaluatie bij milieuvergunning, m. e. r. -reeks 41*
 VROM 1993, *Vierde nota over de ruimtelijke ordening extra (VINEX), Deel 4 : planologische Kernbeslissing Nationaal Ruimtelijk Beleid*
 VROM 1994, *Nota van Toelichting Besluit milieu-effectrapportage* 1994, in VROM & LNV 1994a
 VROM & LNV (Ministerie van Landbouw, Natuurbeheer en Visserij) 1994a, *Handleiding Milieu-effectrapportage : Besluiten voor een leefbaar Nederland*, Koninkrijk Vermande bv
 VROM & LNV (Ministry of Housing, Spatial Planning and the Environment & Ministry of Agriculture, Nature Management and Fisheries) 1994b, *Environmental Impact Assessment : Decision-Making for the Quality of Life*
 V&W (Ministerie van Verkeer en Waterstaat) 1990, *Tweede Structuurschema Verkeer & Vervoer (SVV II)*
 Wood, Ch. 1995, *Environmental Impact Assessment : A Comparative Review*, Longman
 井村秀文 (コーディネーター) 1996, 「環境アセスメント国際ワークショップ講演会における質疑応答」『季刊環境研究』第102号 (1996年6月号)
 大塚直 (司会) 1996, 「座談会 : 環境影響評価制度のあり方をめぐって」『ジュリスト』1083号 (1996年2月1日号)
 オランダ行政法研究会 1997, 「オランダ一般行政法典 (翻訳)」『国家学会雑誌』第110巻第7・8号
 加藤峰夫 1996, 「環境アセスメント制度の世界的動向と課題」『季刊環境研究』第102号 (1996年6月号)
 金井利之 1994-96, 「財政調整の行政学 (1) - (5)」『国家学会雑誌』第107巻9・10号—第109巻第9・10号
 金井利之 1999, 「オランダ環境アセスメント制度の仕組」『東京都立大学法学会雑誌』第39巻第2号
 環境影響評価制度総合研究会 1996, 『環境影響評価制度の現状と課題について』
 環境庁企画調整局環境影響評価課 1995, 『諸外国の環境影響評価制度 : 詳細調査結果報告書』
 倉阪秀史 1996, 「環境影響評価制度の国際的な動き」『季刊環境研究』第102号 (1996

年 6 月号)

国立国会図書館調査立法考査局 1992a, 「環境衛生の分野における多くの一般的事項に関する規定に関する法律 (環境衛生総則法)」(翻訳)『外国の立法』第31巻第6号

国立国会図書館調査立法考査局 1992b, 「環境衛生総則法の施行に関する政令 (環境影響報告令)」(抄訳)『外国の立法』第31巻第6号

国立国会図書館調査立法考査局 1992c, 「一定の公的及び私的な事業計画の環境への影響への評価に関する理事会指令」(翻訳)『外国の立法』第31巻第6号

国立国会図書館調査立法考査局 1992d, 「各国の環境アセスメント法」(解説)『外国の立法』第31巻第6号

デ・ボア, ジャン・J・(Boer, Jan Jaap de, プア, ヤン・ヤーブ・デ) 1996, 「オランダの環境影響評価制度について」『ジュリスト』1083号 (1996年2月1日号)

東京海上 1992, 『オランダの環境法 TALISMAN 別冊海外進出と環境汚染シリーズ, EC 編その⑧オランダ』

長谷敏夫 1993, 「ベネルクスの環境政策」人間環境問題研究会『環境政策法の体系的な研究(2)』

原科幸彦 1994, 『環境アセスメント』放送大学教育振興会

松村弓彦 1996, 「ドイツ・オランダの環境影響評価制度—客観性の保障の視点から—」『季刊環境研究』第102号 (1996年6月号)

松村弓彦 1997a, 「環境影響評価令」(翻訳)『季刊環境研究』第105号 (1997年4月号)

松村弓彦 1997b, 「環境影響評価開始通知規則」(翻訳)『季刊環境研究』第105号 (1997年4月号)

ルブラン&デ・ボア 1996 「効果的な環境影響評価制度の10の要件」『季刊環境研究』第102号 (1996年6月号)